

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月21日

【事業年度】 第15期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 株式会社ゆうちょ銀行

【英訳名】 JAPAN POST BANK Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役兼代表執行役社長 池田 憲人

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号  
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記の場所で行っております。)

【電話番号】 03-3477-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 今井 健一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町二丁目3番1号

【電話番号】 03-3477-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 今井 健一

【縦覧に供する場所】

株式会社ゆうちょ銀行札幌支店  
(北海道札幌市中央区北二条西四丁目3番地)

株式会社ゆうちょ銀行仙台支店  
(宮城県仙台市青葉区一番町一丁目3番3号)

株式会社ゆうちょ銀行さいたま支店  
(埼玉県さいたま市南区別所七丁目1番12号)

株式会社ゆうちょ銀行長野支店  
(長野県長野市南県町1085番地4)

株式会社ゆうちょ銀行金沢支店  
(石川県金沢市三社町1番1号)

株式会社ゆうちょ銀行名古屋支店  
(愛知県名古屋市中区大須三丁目1番10号)

株式会社ゆうちょ銀行大阪支店  
(大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1号)

株式会社ゆうちょ銀行広島支店  
(広島県広島市中区基町6番36号)

株式会社ゆうちょ銀行松山支店  
(愛媛県松山市三番町三丁目5番地2)

株式会社ゆうちょ銀行熊本支店  
(熊本県熊本市中央区城東町1番1号)

株式会社ゆうちょ銀行那覇支店  
(沖縄県那覇市久茂地一丁目1番1号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 印の支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としております。

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
		(自 2016年 4月1日 至 2017年 3月31日)	(自 2017年 4月1日 至 2018年 3月31日)	(自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)	(自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日)
連結経常収益	百万円	-	2,044,940	1,845,413	1,799,544	1,946,728
連結経常利益	百万円	-	499,654	373,978	379,137	394,221
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	-	352,775	266,189	273,435	280,130
連結包括利益	百万円	-	80,426	23,376	2,177,244	2,470,383
連結純資産額	百万円	-	11,521,680	11,362,365	9,003,256	11,394,827
連結総資産額	百万円	-	210,629,821	208,974,134	210,910,882	223,870,673
1株当たり純資産額	円	-	3,073.20	3,029.61	2,398.98	3,033.03
1株当たり当期純利益	円	-	94.09	71.00	72.94	74.72
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	-	5.46	5.43	4.26	5.07
連結自己資本利益率	%	-	3.06	2.32	2.68	2.75
連結株価収益率	倍	-	15.17	17.02	13.66	14.23
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	-	130,411	1,120,727	2,935,966	9,431,212
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	-	1,676,182	2,713,730	1,787,359	247,977
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	-	187,324	182,940	182,265	79,141
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	-	49,223,314	50,633,686	51,600,251	60,704,486
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	- [-]	13,022 [4,613]	12,821 [4,185]	12,517 [3,866]	12,451 [3,603]

- (注) 1. 当行は、2017年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2. 当行及び連結子会社(以下「当行グループ」)の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 当行は、株式給付信託を設定しており、当該信託が保有する当行株式を連結財務諸表において自己株式として計上しております。これに伴い、株式給付信託が保有する当行株式は、1株当たり純資産額の算定上、普通株式の期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 自己資本比率は、株式引受権及び新株予約権が存在しないため「期末純資産の部合計 - 期末非支配株主持分」を「期末資産の部合計」で除して算出しております。
6. 連結自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を、非支配株主持分控除後の期中平均連結純資産額で除して算出しております。また、当行は、2017年度より連結財務諸表を作成しているため、2017年度の連結自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を、非支配株主持分控除後の期末連結純資産額で除して算出しております。
7. 従業員数は、当行グループから当行グループ外への出向者を含んでおらず、当行グループ外から当行グループへの出向者を含んでおります。また、平均臨時従業員数(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含む。)は、[ ]内に年間の平均人員(1日8時間換算)を外書きで記載しております。

## (2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
経常収益	百万円	1,897,281	2,044,845	1,845,316	1,799,283	1,946,224
経常利益	百万円	442,085	499,669	374,299	379,077	394,325
当期純利益	百万円	312,264	352,745	266,178	273,044	279,837
持分法を適用した場合の 投資利益	百万円	13	-	-	-	-
資本金	百万円	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000
発行済株式総数	千株	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000
純資産額	百万円	11,780,037	11,513,151	11,350,806	8,987,651	11,362,133
総資産額	百万円	209,568,820	210,630,601	208,970,478	210,905,152	223,847,547
貯金残高	百万円	179,434,686	179,882,759	180,999,134	183,004,733	189,593,469
貸出金残高	百万円	4,064,120	6,145,537	5,297,424	4,961,733	4,691,723
有価証券残高	百万円	138,792,448	139,201,254	137,135,264	135,198,460	138,183,264
1株当たり純資産額	円	3,142.05	3,071.04	3,027.85	2,397.47	3,030.90
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	50.00 (25.00)	50.00 (25.00)	50.00 (25.00)	50.00 (25.00)	50.00 (0.00)
1株当たり当期純利益	円	83.28	94.09	71.00	72.83	74.64
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	5.62	5.46	5.43	4.26	5.07
自己資本利益率	%	2.68	3.02	2.32	2.68	2.75
株価収益率	倍	16.58	15.17	17.02	13.68	14.25
配当性向	%	60.03	53.13	70.41	68.64	66.98
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	717,488	-	-	-	-
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	4,876,733	-	-	-	-
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	187,716	-	-	-	-
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	51,216,921	-	-	-	-
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	12,965 [4,902]	13,009 [4,612]	12,800 [4,184]	12,477 [3,865]	12,408 [3,601]
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX (銀行業))	%	103.32 (127.19)	110.32 (131.55)	98.12 (111.72)	86.42 (86.39)	94.87 (122.47)
最高株価	円	1,483	1,540	1,529	1,240	1,149
最低株価	円	1,110	1,324	1,157	826	785

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 貯金は、銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。
3. 第12期より連結財務諸表を作成しているため、第12期以降の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
4. 当行は、株式給付信託を設定しており、当該信託が保有する当行株式を財務諸表において自己株式として計上しております。これに伴い、株式給付信託が保有する当行株式は、1株当たり純資産額の算定上、普通株式の期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6. 自己資本比率は、株式引受権及び新株予約権が存在しないため「期末純資産の部合計」を「期末資産の部合計」で除して算出しております。
7. 自己資本利益率は、当期純利益を期中平均純資産額で除して算出しております。
8. 配当性向は、普通株式に係る1株当たり配当額を1株当たり当期純利益で除して算出しております。
9. 従業員数は、当行から社外への出向者を含んでおらず、社外から当行への出向者を含んでおります。また、平均臨時従業員数(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含む。)は、[ ]内に年間の平均人員(1日8時間換算)を外書きで記載しております。
10. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

## 2 【沿革】

### (1) 設立経緯

1871年に郵便制度が創設され、更に、1875年に郵便為替・郵便貯金事業、1906年には郵便振替事業が創業され、郵政事業は国の直営事業として運営されてきましたが、1996年11月に発足した行政改革会議において、国の行政の役割を「官から民へ」等の基本的な視点から見直し、行政機能の減量・効率化の一環として、郵政事業も国の直営を改め、「三事業一体として新たな公社」により運営することとされました。これを受け、2001年1月、郵政省は、自治省・総務庁との統合により発足した総務省と、郵政事業の実施機能を担う同省の外局として置かれた郵政事業庁に再編された後、2002年7月31日に郵政公社化関連4法が公布され、2003年4月1日に日本郵政公社が発足しました。

2001年4月に小泉内閣が発足すると、財政・税制・規制・特殊法人・司法制度の改革、地方分権の推進等とともに、郵政事業の民営化が、「聖域なき構造改革」の重要課題の一つとして位置づけられました。2004年9月、日本郵政公社の4機能(窓口サービス、郵便、郵便貯金、簡易生命保険)をそれぞれ株式会社として独立させ、これらの株式会社を子会社とする純粋持株会社を設立すること等を主な内容とする「郵政民営化の基本方針」が閣議決定されました。そして、経営の自主性、創造性及び効率性の向上、公正かつ自由な競争の促進等を基本理念とする郵政民営化法案等の関連6法案が、通常国会への提出、衆議院における一部修正、参議院本会議における否決、衆議院解散・総選挙、再提出等を経て、2005年10月、特別国会で可決・成立しました。

2007年10月1日、郵政民営化(郵政民営化関連6法の施行)に伴い日本郵政公社が解散すると、その業務・機能や権利・義務は、5つの承継会社(日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、当行、株式会社かんぽ生命保険)と、郵便貯金・簡易生命保険の管理等を行う独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(2019年4月、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に名称変更。以下「郵政管理・支援機構」)に引き継がれました。ここに、日本郵政株式会社を持株会社とし、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、当行、株式会社かんぽ生命保険を中心とした日本郵政グループが発足いたしました。なお、当行は、郵政管理・支援機構の業務である郵便貯金管理業務(日本郵政公社から承継した郵便貯金の管理業務等)の一部を、郵便貯金管理業務委託契約を締結し受託しております。

### (2) 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の公布

郵政民営化(2007年10月1日)後、約4年半が経過した2012年4月27日、通常国会で郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案が可決・成立し、同年5月8日に公布されました。

これにより、郵便事業株式会社と郵便局株式会社が統合され、日本郵政グループは5社体制から4社体制へと再編されました。また、ユニバーサルサービス(注)の範囲が拡充され、郵便のみならず、貯金・保険の基本的なサービスも郵便局で一体的に利用できる仕組みが確保されました。

更に、同改正法は、当行と株式会社かんぽ生命保険(以下あわせて「金融2社」)の株式について、その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況、ユニバーサルサービス確保の責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することとしました。

なお、2011年11月30日、臨時国会で可決・成立した東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法は、日本郵政株式会社の株式について、政府は復興債の償還費用の財源を確保するため、同社の経営状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分することとしました。

(注) 日本郵便株式会社は、日本郵便株式会社法により、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金・債権債務の決済の役務、簡易に利用できる生命保険の役務を、利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国で公平に利用できるようにするユニバーサルサービス義務を、日本郵政株式会社とともに負っております。

### (3) 日本郵政株式会社、当行及び株式会社かんぽ生命保険の上場

上記(2)に記載している法律上の要請に加え、金融2社株式についても、金融2社の経営の自由度確保のため早期処分が必要であること、また、金融2社の株式価値を日本郵政株式会社の株式価格に透明性を持って反映させることといった観点を総合的に勘案し、日本郵政株式会社は、3社の上場は同時に行うことが最も望ましいと判断し、政府による同社株式の売出し・上場にあわせ、金融2社の株式も、同時に売出し・上場することを目指す方針を決定し、2014年12月26日に発表しました。その方針に従い、日本郵政株式会社、当行及び株式会社かんぽ生命保険は、2015年11月4日に東京証券取引所市場第一部に上場しました。

また、日本郵政株式会社は、同社の金融2社株式保有割合を、中期経営計画期間中(2021年度～2025年度)のできる限り早期に50%以下とすることを目指す方針を打ち出しており、当行としても当該方針に沿って民営化プロセスを着実に推進いたします。

(4) 日本郵政グループにおける現在の当行の位置づけ

当行は、親会社である日本郵政株式会社を中心として、郵便・物流事業、金融窓口事業、国際物流事業、銀行業、生命保険業を主に営む日本郵政グループの一員として、銀行業を全国規模で行う企業であります。

当行は、現在、日本郵便株式会社が金融のユニバーサルサービス提供に係る責務を果たすための「銀行窓口業務契約」を同社と締結しており、日本郵便株式会社法第2条第2項に定める関連銀行になっております。

(5) 株式会社ゆうちょ銀行の沿革

年月	事項
2006年9月	株式会社ゆうちょ銀行の準備会社として、日本郵政株式会社の全額出資子会社である株式会社ゆうちょを設立
2007年10月	民営化し日本郵政グループ発足、株式会社ゆうちょ銀行に商号を変更し開業
2007年12月	新規業務(シンジケートローン(参加型)、貸出債権の取得又は譲渡等、金利スワップ取引等)の認可取得
2008年4月	S D Pセンター株式会社(現：ゆうちょローンセンター株式会社)に出資 新規業務(クレジットカード業務、変額個人年金保険の募集業務、住宅ローン等の媒介業務)の認可取得
2008年5月	「J P B A N Kカード」の発行開始 住宅ローン等の媒介業務開始 変額個人年金保険の募集業務開始
2009年1月	全国銀行データ通信システムによる他の金融機関との内国為替取扱開始
2013年3月	日本A T Mビジネスサービス株式会社に出資
2015年11月	当行普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場 J P 投信株式会社に出資
2017年6月	新規業務(口座貸越サービス、地域金融機関との連携に係る業務等、市場運用関係業務)の認可取得
2018年2月	J P インベストメント株式会社を設立
2019年12月	S D Pセンター株式会社(現：ゆうちょローンセンター株式会社)を子会社化

(6) 株式会社ゆうちょ銀行設立前の沿革

年月	事項
1871年4月	郵便事業創業
1875年1月	郵便為替事業創業
1875年5月	郵便貯金事業創業
1885年12月	通信省発足
1906年3月	郵便振替事業創業
1949年6月	郵政省発足
2001年1月	省庁再編に伴い、郵政省と自治省、総務庁が統合した総務省と郵政事業庁に再編
2003年4月	日本郵政公社発足
2005年10月	投資信託の募集業務開始
2006年1月	日本郵政株式会社(郵政民営化の準備を行う準備企画会社)発足

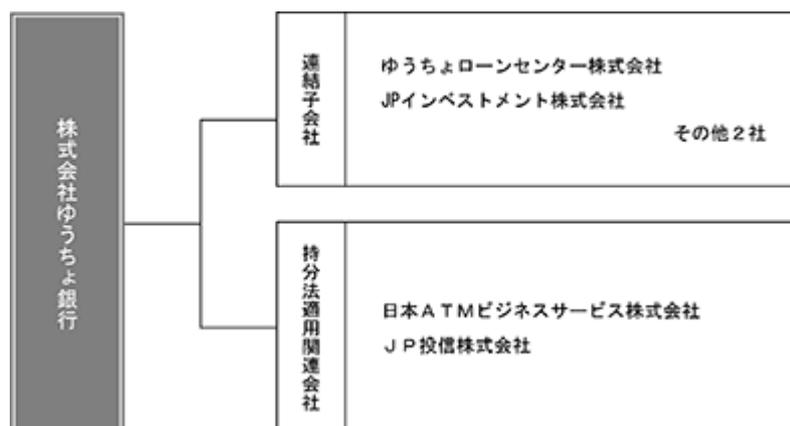
### 3 【事業の内容】

当行は、銀行法に基づき、預入限度額内での預金(貯金)業務、シンジケートローン等の貸出業務、有価証券投資業務、為替業務、国債、投資信託及び保険商品の窓口販売、住宅ローン媒介業務、クレジットカード業務などを営んでおります。また、日本郵便株式会社の郵便局ネットワークをメインチャンネルに、1.2億人規模のお客さまに生活・資産形成に貢献する金融サービスを提供し、お預かりした貯金を有価証券で運用することを主な事業としております。

当行及び当行の関係会社は、当行、連結子会社4社及び持分法適用関連会社2社で構成されており、銀行業の単一セグメントとして、銀行業務のほか、金融商品取引業務などを行っております。

なお、日本郵政グループは、郵便・物流事業、金融窓口事業、国際物流事業、銀行業、生命保険業等を行っております。

(事業系統図)当行及び当行の関係会社



(注) 上記のほか、持分法非適用の非連結子会社が2社あります。

#### (1) 資金運用

当行は、2021年3月末日現在、個人貯金が90%超を占める189.5兆円の貯金を、主として有価証券138.1兆円(内、国債50.4兆円、その他の証券(外国債券や主な投資対象が外国債券である投資信託等で構成)71.1兆円)で運用し、資金運用収益を中心に収益を確保しております。

具体的には、想定した市場環境の下、負債の状況等を踏まえて国債等の運用資産・運用期間を適切に管理するとともに、収益源泉の多様化・リスク分散の観点から、国際分散投資の推進、オルタナティブ資産への投資など運用の高度化・多様化を図っているほか、地域経済活性化にも貢献すべく、従来からの地方公共団体向け資金供給の強化に加え、地域金融機関と連携し、地域活性化ファンドへの出資等に取り組んでおります。

こうした金融資産及び金融負債は、市場リスク(金利、為替、株式など様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク)や信用リスク(信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む。)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク)を伴うものであるため、デリバティブ取引等で一定のリスクをヘッジしつつ、収益確保に努めております。

(2) 資金調達、資産・負債総合管理

当行は、本支店その他の営業所、日本郵便株式会社が展開している郵便局ネットワークを通じて、お客さまから通常貯金、定額・定期貯金などの各種の貯金を預入限度額内でお預かりしております。

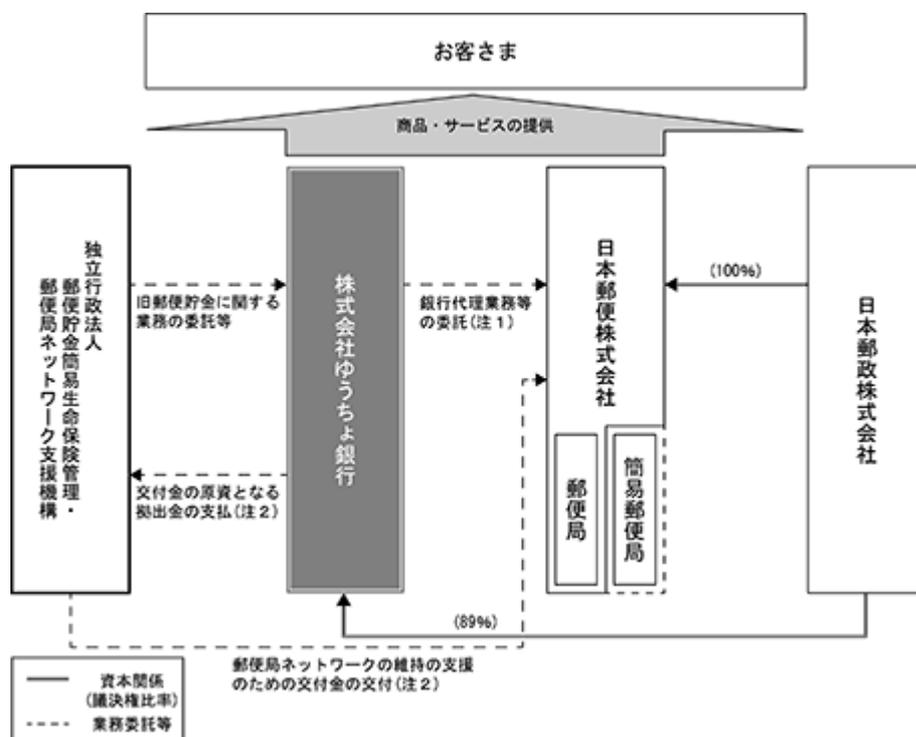
また、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構(以下「郵政管理・支援機構」)が、日本郵政公社から承継した郵便貯金に相当する預り金を、特別貯金として受け入れております。

更に、上記(1)の資金運用(資産)と市場取引も含めた資金調達(負債)について、信用・市場リスクや流動性リスク(運用・調達期間の差異や資金流出により、必要な資金調達や通常の金利での資金調達が困難となるリスク)をマネージするため、各商品のリスク特性に合わせた7つのポートフォリオに細分化して管理する枠組みの下で、資産・負債を総合的に内部管理するA L M(Asset Liability Management)を適切に展開し、中期的な収益の確保に努めております。(当該枠組みの内容は、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(参考) ポートフォリオの状況」をご参照ください。)

(3) 手数料ビジネス

当行は、本支店その他の営業所(直営店)・日本郵便株式会社の郵便局ネットワークを通じて、為替業務、国債・投資信託等の資産運用商品の販売、クレジットカード業務、住宅ローン媒介業務(直営店に限り取扱い)及び各金融機関と連携したA T M提携サービスなどを提供し、手数料(役務取引等)収益を確保しております。

(事業系統図) 日本郵政株式会社を中心としたグループ各社等との関係



- (注) 1. 当行は、2021年3月31日現在、全国に本支店その他の営業所234箇所を展開しておりますが、日本郵便株式会社との間で銀行代理業務等に係る委託契約を締結し、日本郵便株式会社の郵便局(19,848局)、簡易郵便局(3,733局)に代理店を設けております。
2. 郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用(日本郵便株式会社が負担すべき額を除く。)は、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法に基づき、当行及び株式会社かんぽ生命保険からの拠出金を原資として、郵政管理・支援機構から日本郵便株式会社に交付される交付金で賄われております(後記「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」をご参照ください。)

(参考)

当行は、事業を行うにあたり、「郵政民営化法」に基づき、主に次の(1)～(4)の規制を受けております。

(1) 業務の制限

当行は、郵政民営化法により、郵政民営化時に認められていなかった業務(いわゆる新規業務)を行うときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を要するものとされております(同法第110条)。認可を要する業務の概要は、以下のとおりです。

また、内閣総理大臣及び総務大臣は、新規業務の認可や下記(3)(4)の規制に係る認可の申請があった場合、下記(2)の規制に係る政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合は、郵政民営化委員会の意見を聴かなければならないこととされております。

(なお、日本郵政株式会社が当行の株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、郵政民営化法第110条に係る認可は要しないものの、当行が各業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣への届出を要するとともに、業務を行うにあたっては、他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならないものとされております。(同法第110条の2))

外貨預金の受入れ、譲渡性預金の受入れ

資金の貸付け又は手形の割引(次の(a)から(f)に掲げる業務を除く。)

- (a) 預金者等に対する当該預金者等の預金等を担保とする資金の貸付け
- (b) 国債証券等を担保とする資金の貸付け
- (c) 地方公共団体に対する資金の貸付け
- (d) コール資金の貸付け
- (e) 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社又は株式会社かんぽ生命保険に対する資金の貸付け
- (f) 郵政管理・支援機構に対する資金の貸付け

銀行業に付随する業務等のうち、次の(a)から(l)に掲げる業務

- (a) 債務の保証又は手形の引受け
- (b) 特定目的会社発行社債の引受け等
- (c) 有価証券の私募の取扱い
- (d) 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
- (e) 外国銀行の業務の代理又は媒介
- (f) デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- (g) 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- (h) 有価証券関連店頭デリバティブ取引
- (i) 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- (j) 投資助言業務
- (k) 信託に係る事務に関する業務
- (l) 地球温暖化防止の観点での算定割当量関連業務

登録金融機関の業務(金融商品取引法第33条第2項の業務)(次の(a)から(c)に掲げる業務を除く。)

- (a) 投資の目的又は信託契約に基づく有価証券の売買・有価証券関連デリバティブ取引及び書面取次ぎ行為
- (b) 国債等の募集の取扱い等
- (c) 証券投資信託の募集の取扱い等

その他の法律の規定により銀行が営むことができる業務(次の(a)から(e)に掲げる業務を除く。)

- (a) 当せん金付証券の売りさばき等
- (b) 国民年金基金の加入申出受理業務
- (c) 株式会社かんぽ生命保険の一部の生命保険の募集
- (d) 確定拠出年金(個人型)の加入申込受理業務
- (e) 拠出年金運営管理業(個人型)

その他内閣府令・総務省令で定める業務

## (2) 預入限度額

当行は、郵政民営化法により、当座預金に相当する振替貯金を除き、原則として一の預金者から、受入れをすることができる預金等の額が制限されております。(郵政民営化法第107条、郵政民営化法施行令第2条)

2019年3月13日に公布された郵政民営化法施行令の一部を改正する政令に基づき、同政令の施行日である2019年4月1日からの預入限度額は下記のとおりです。また、預金保険制度による貯金の保護の範囲については変更ありません。

通常貯金・・・1,300万円

定期性貯金(定額貯金及び定期貯金等。郵政民営化前に預入した郵便貯金(郵政管理・支援機構に引き継がれたもの)を含み、 を除く。)・・・1,300万円

財形定額貯金、財形年金定額貯金、財形住宅定額貯金・・・あわせて550万円

## (3) 子会社保有の制限

当行は、子会社対象金融機関等を子会社(銀行法第2条第8項に規定する子会社)としようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならないものとされております。(郵政民営化法第111条第1項)

また、銀行(銀行法第16条の2第1項第1号、第2号又は第7号に掲げる会社)を子会社としてはならないものとされております。(郵政民営化法第111条第7項)

## (4) 合併、会社分割、事業の譲渡、譲受けの認可

当行を当事者とする合併、会社分割、事業の譲渡、譲受けは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないとされております。(郵政民営化法第113条第1項、第3項及び第5項)

ただし、内閣総理大臣及び総務大臣は、金融機関(預金保険法第2条第1項各号に掲げる者)との合併その他一定の合併、会社分割、事業の譲渡、譲受けについては、上記認可をしなければならないものとされております。(郵政民営化法第113条第2項、第4項及び第6項)

これらの規制は、日本郵政株式会社が当行の株式の全部を処分した日、又は日本郵政株式会社が当行の株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣が内閣総理大臣に通知した日以後に、内閣総理大臣及び総務大臣が、当行について、内外の金融情勢を踏まえ、次に掲げる事情を考慮し、規制を適用しなくても当行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認める旨の決定をした日以後は、適用されないこととなっております。(郵政民営化法第104条)

- ・日本郵政株式会社が保有する当行の議決権が、その総株主の議決権に占める割合その他他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情
- ・当行、日本郵便株式会社、株式会社かんぽ生命保険、その他日本郵政株式会社が設立した株式会社の経営状況及びこれらの株式会社と当行との関係

## 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合(%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(親会社) 日本郵政株式会社	東京都 千代田区	3,500,000	持株会社	被所有 89.00	2(2)		ブランド価値 使用料の 支払、 預金取引、 業務委託等	建物の 一部を 賃貸借	
(連結子会社) ゆうちょローンセンター 株式会社	東京都 中央区	2,000	個人ローン等 の事務代行業	100.00	8(3)		業務委託		
JPインベストメント株式 会社	東京都 千代田区	750	有価証券等 に関する投資運 用業務及び投 資助言業務	50.00 [25.00]	5(1)				
その他2社									
(持分法適用関連会社) 日本ATMビジネスサー ビス株式会社	東京都 港区	100	現金自動入出 金機等の 現金装填及び 回収並びに 管理業務	35.00	2(-)		業務委託		
J P 投信株式会社	東京都 中央区	500	投資運用業、 第二種金融商 品取引業	45.00	2(-)		業務委託		

(注) 1. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、日本郵政株式会社であります。

- 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の[ ]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
- 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄は、当行の役員及び従業員が関係会社の役員を兼任している人数の他、当行から関係会社の役員として出向している人数等を含んでおります。( )内は、当行の役員が関係会社の役員を兼任している人数であります。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

2021年3月31日現在

	合計
従業員数(人)	12,451 [ 3,603 ]

- (注) 1. 従業員数は当行グループから当行グループ外への出向者を含んでおらず、当行グループ外から当行グループへの出向者を含んでおります。また、臨時従業員(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含む。)3,433人(1日8時間換算)は含んでおりません。
2. 当行グループは銀行業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員(1日8時間換算)を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

2021年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
12,408 [ 3,601 ]	43.8	19.9	6,746

- (注) 1. 従業員数は当行から社外への出向者を含んでおらず、社外から当行への出向者を含んでおります。また、臨時従業員(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含む。)3,431人(1日8時間換算)は含んでおりません。
2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3. 臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員(1日8時間換算)を外書きで記載しております。
4. 平均勤続年数については、当行設立以前(民営化前)における勤続年数を含んでおります。
5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
6. 当行は従業員持株制度を導入し、従業員拠出額に応じて奨励金(拠出額の5%)を支給しております。なお、従業員拠出額と奨励金は、従業員持株会が当行普通株式を取得するために使用しております。
7. 当行には、日本郵政グループ労働組合、郵政産業労働者ユニオンの労働組合が組織されております。また、労使関係については、概ね良好であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

以下の記載における将来に関する事項は、明示がある場合又は文脈上明らかな場合を除き、当連結会計年度末現在において当行グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当行グループは、以下の経営理念の下、お客さまの声を明日への羅針盤とする「最も身近で信頼される銀行」を目指してまいります。

「信頼」：法令等を遵守し、お客さまを始め、市場、株主、社員との信頼、社会への貢献を大切にします。

「変革」：お客さまの声・環境の変化に応じ、経営・業務の変革に真摯に取り組んでいきます。

「効率」：お客さま志向の商品・サービスを追求し、スピードと効率性の向上に努めます。

「専門性」：お客さまの期待に応えるサービスを目指し、不断に専門性の向上を図ります。

#### (2) 経営環境

当連結会計年度の経済情勢を顧みますと、世界経済は、新型コロナウイルス感染拡大による未曾有の悪化後、政府・中央銀行による大規模な景気支援策の下、経済活動の段階的再開により、持ち直しました。中国経済は、日米欧に先がけ4 - 6月期に大きく持ち直した後、順調な回復が続き、日米欧経済も7 - 9月期以降、総じて持ち直しに転じました。しかし、欧州(ユーロ圏)は感染再拡大、経済活動制限強化を受け10 - 12月期以降2四半期連続のマイナス成長、日本も緊急事態宣言発令を受け1 - 3月期はマイナス成長となりました。ワクチン普及時期や変異種の動向等、新型コロナウイルス収束には不確実な要素が多く、先行きの経済情勢は不透明感が残ります。

金融資本市場では、日米欧とも中央銀行が大規模かつ矢継ぎ早に流動性供給と信用支援を進めた結果、米国の10年債利回りは10月までは概ね0.7%程度で推移した後、11月以降、大統領選、議会選挙を経て、新政権による大型追加経済対策が成立し、3月にかけて1.7%台まで上昇しました。日本の10年債利回りも概ね0%をやや上回る水準で推移した後、0.1%台に上昇しました。また、前連結会計年度末に急拡大した海外のクレジットスプレッドも急速に縮小した後は、低位で推移しました。

外国為替市場では、米実質金利の低下に、ワクチン開発進展や米大統領選決着によるリスクオンムードも加わり、対ドルでは一時102円台まで円高が進行しましたが、1月以降、米金利上昇を受け110円台まで反転しました。対ユーロでは、欧州復興基金合意を契機に円安基調で推移しました。

日経平均株価は、景気の急激な悪化を織り込み、2020年4月初め時点では19,000円を下回っていましたが、政府・日本銀行による大規模な景気支援策の下、主要各国の経済活動再開に伴う景気回復期待や、高値更新を演じた米国株高も映し上昇基調に転じ、2021年に入ってから米追加経済対策や欧米のワクチン接種進展を受けたグローバル経済の急回復期待により、2月に約30年半ぶりの30,000円台に回復した後、3月末にかけて概ね28,000円～30,000円のレンジで推移しました。

このように、低金利環境が長期化するとともに、新型コロナウイルスにおいては、ワクチンが開発され、また一部地域で接種が進んでいるものの、変異種の出現など、引き続き国際社会・世界経済にとって不確実性の高い環境になっており、国内外の有価証券による運用を主たる収益源とする当行グループにとって、厳しい経営環境が継続しております。

(3) 経営戦略、対処すべき課題等

当行グループは、2021年度から2025年度までを計画期間とする「中期経営計画」を策定いたしました。

前中期経営計画(2018年度から2020年度)では、「『やっぱり、ゆうちょ』と言われることを、もっと。」というスローガンの下、お客さま本位の良質な金融サービスの提供、地域への資金の循環等、運用の高度化・多様化及び経営管理態勢の強化に取り組み、目指す姿の実現に向けた基盤固めを着実に遂行しました。

一方、人口減少・超高齢化社会、地域経済の縮小、デジタル革命の進展、コロナ禍を受けた新しい生活様式への変化、超低金利環境の長期化など、当行グループをとりまく事業環境は大きく変化しており、こうした環境変化への課題認識と当行グループの強み・経営資源を踏まえ新しい中期経営計画(2021年度から2025年度)を策定しました。

なお、新しい中期経営計画の計画期間は、収益基盤・事業基盤の抜本的な強化に必要な期間等を考慮し、5年に設定しております。

中期経営計画期間を「信頼を深め、金融革新に挑戦」する5年間と位置づけ、次の5つの重点戦略を通じて、ビジネスモデルの変革と事業のサステナビリティ強化を目指します。

< 中期経営計画における主な取組み >

前中期経営計画(2018年度～2020年度)の振り返り

厳しい経営環境下、目指す姿に向けた基盤固めを着実に遂行

お客さま本位の良質な金融サービスの提供	「貯蓄から資産形成」、決済サービス充実等の取組みを推進し、役務取引等利益は17年度比+32%増加	経営管理態勢の強化
地域への資金の循環等	地域金融機関と連携し、地域活性化ファンドへの出資(累計32件)等を推進	
運用の高度化・多様化	リスク性資産残高を91兆円、戦略投資領域*残高を4.2兆円まで拡大 <small>*プライベートエクイティ、不動産等</small>	

当行の強み・経営資源

邦銀随一の顧客基盤 (通常貯金 1.2億口座)	日本全国の郵便局・ATMネットワーク
本邦最大級の資金基盤	多様な専門人材

中期経営計画(2021年度～2025年度)の基本方針



DXとは、Digital Transformationの略。データやデジタル技術を活用して、業務やビジネスモデルをより良いものに変革すること

< 財務目標 >

中期経営計画期間の財務目標について、収益性指標として連結当期純利益(当行帰属分)・ROE(株主資本ベース)、効率性指標としてOHR(金銭の信託運用損益等を含むベース)(注1)・営業経費(2020年度対比)、健全性指標として自己資本比率(国内基準)・CET1(普通株式等Tier1)比率(国際統一基準)(注2)を設定しました。

当行グループは、この財務目標の下、約24,000の郵便局ネットワークを通じて全国のお客さまに良質な金融サービスを提供しながら、同時に収益性・効率性改善に向けた取組みにも着手してまいります。

(注) 1 . Over Head Ratioの略。銀行業務の効率性を示す指標の一つで、一般的には、経費の業務粗利益に対する比率のこと。当行は相応の規模で金銭の信託を活用した有価証券等運用を行っていることを踏まえ、金銭の信託に係る運用損益も分母に含めたOHRを指標として設定。経費÷(資金収支等+役務取引等利益)で算出。資金収支等とは、資金運用に係る収益から資金調達に係る費用を除いたもの(売却損益等を含む)

2 . その他有価証券評価益除くベース。2025年度目標はパーゼル 完全実施ベース

(リアルとデジタルの相互補完による新しいリテールビジネスへの変革)

デジタルサービス戦略の展開

安心・安全を最優先に、すべてのお客さまが利用しやすいデジタルサービスを拡充するとともに、郵便局ネットワークを活用し、デジタルサービスの普及を進めます。また、顧客基盤を活用し、多様な事業者との連携により最適なサービスを提供する、オープンな「共創プラットフォーム」の構築にも努めてまいります。

具体的には、各種デジタルサービスの本人確認機能等のセキュリティの強化、「通帳アプリ」の機能拡充や「家計簿・家計相談アプリ」の構築、UI/UX(注3)の継続的な改善等に取り組んでまいります。

また、全国の郵便局ネットワークを活用することで、お客さまに最適なチャネルをご案内するとともに、デジタルサービスの身近なサポートも行ってまいります。

当行グループは、邦銀随一の顧客基盤を有するため、「通帳アプリ」を中心に、デジタル領域での顧客基盤の拡大に取り組み、多くのお客さまに安心、便利にご利用いただけるデジタルサービスの普及に努めてまいります。

(注) 3 . ユーザー・インターフェース(User Interface)/ユーザー・エクスペリエンス(User Experience)の略  
UIは「商品・サービスに係るユーザーの操作性や使い勝手」、UXは「ユーザーが製品・サービスを通じて得られる体験価値」のこと

#### 資産形成サポートビジネスの推進

資産形成サポートビジネスについては、お客さま本位の業務運営の下、いつもの社員に相談できる「対面チャネル」と、かんたん・べんり・低コストの「デジタルチャネル」でお客さまに最適なサービスを提供してまいります。

対面チャネルにおいては、資産運用商品のラインアップを当行グループの顧客層に合った商品に整理するとともに、投資初心者のお客さまには主に積立投資を提案してまいります。また、オンライン相談機能の導入・拡大や、「資産運用コンサルタント」の育成等を進め、お客さまに一層寄り添ったライフプラン・コンサルティングを実施してまいります。

一方、デジタルチャネルにおいては、競争力のある料金水準の下、Webサイトやアプリでのサービスを拡充するなど、誰でも使いやすい資産運用プラットフォームの整備に努めてまいります。

#### 新規ビジネスの推進

お客さまの人生を長くサポートする新サービスや、利便性をより高める新サービスを展開してまいります。

具体的には、「口座貸越サービス(注4)」や「フラット35(注5)」の直接取扱を2021年5月から開始しております。また、「投資一任サービス(注6)」や「相続・信託サービス」についてもサービスの開始に向けて準備してまいります。

(注) 4 . 独立行政法人住宅金融支援機構の個人向け固定金利住宅ローン

5 . 口座残高を超える払戻し、自動払込み等、各種決済サービスを利用した取扱いの際に、不足額を自動的に融資するサービス

6 . 投資一任契約に基づき、投資運用業者がお客さまから投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づきお客さまのための投資を行うに必要な売買・管理等までを行うサービス

(デジタル技術を活用した業務改革・生産性向上)

店舗においては、窓口タブレットを導入する等、定型的な取引のセルフ処理を可能とする仕組みを広げるとともに、デジタルチャネルの充実を図り、お客さまの取引チャネルの選択肢を拡充しながら、窓口業務の効率化を進めてまいります。

貯金事務センターにおいては、AI-OCR(注7)・RPA(注8)の拡大や、BPM(注9)の導入等、デジタル技術を組み合わせた総合的な業務の自動化を推進してまいります。

これらの取組みを通じ、直営店や貯金事務センター等の業務量を削減する一方、計画的なスキルアップにより強化分野に人員をシフトすることで、態勢の整備と生産性の向上を図ってまいります。

また、戦略的なIT投資等、重点分野への投資を強化しつつ、既定経費の削減により、経営の効率性の改善を目指してまいります。

(注) 7 . AIを活用し、非定型帳票や手書き文字等の認識率を向上したOCR

8 . Robotics Process Automation の略。今まで人間がマウスやキーボードで操作していた、端末操作等を自動化すること等によって、作業時間の短縮や品質向上を図る技術

9 . Business Process Management Systemの略。RPAを自動で起動し、人による確認作業等を要求するなど、業務フローを体系的に制御し、自動的に工程管理を行うシステム

(多様な枠組みによる地域への資金循環と地域リレーション機能の強化)

お客さまからお預かりした大切な資金を、地域へと循環するために、多様な枠組みを通じた資金供給により、地

域活性化への貢献に努めてまいります。特に、子会社の「JPインベストメント株式会社」のほか、「株式会社日本共創プラットフォーム(JPiX)」や「地域活性化ファンド」等を通じた資金供給により、地域のエクイティ性資金(リスクマネー)のニーズに応えてまいります。

また、地域金融機関と連携し、「地域の金融プラットフォーム」の中核として、当行グループのATMネットワークの活用や事務の共同化など各地域の実情に応じた金融ニーズにも応えていきます。

このような地域経済活性化に向けた取組みについては、地方公共団体・地域金融機関との連携を一層強化しながら推進するため、2021年4月に「地域リレーション部門」を新設いたしました。

#### (ストレス耐性を意識した市場運用・リスク管理の深化)

##### 国際分散投資の推進

低金利が継続する厳しい経営環境の中、「リスクアペタイト・フレームワーク(RAF)(注10)」に基づき、取得するリスクの種類や水準を明確にした上で、リスク対比リターンを意識しつつ、収益性の向上を目指して国際分散投資を拡充してまいります。

具体的には、投資適格領域を中心にリスク性資産残高を積み上げてまいります。また、リスク性資産のうち、戦略投資領域については、選別的に投資を進め、残高の拡大を目指してまいります。

また、ストレス事象発生に備え、ストレス耐性のあるポートフォリオ構築を進めるとともに、ストレステストの高度化やモニタリングの強化等、リスク管理の深化に一層努めてまいります。

(注) 10. リスクアペタイト(自社のビジネスモデルの個別性を踏まえた上で、事業計画達成のために進んで受け入れるべきリスクの種類と総量)を、資本配分や収益最大化を含むリスクテイク方針全般に関する銀行内の共通言語として用いる経営管理の枠組み

#### (一層信頼される銀行となるための経営基盤の強化)

全社員で「お客さま本位の業務運営」を実現し、一層信頼される企業となるため、次の社内改革に努めてまいります。

##### 組織風土改革

「サービス向上委員会」を中心に、社員一人ひとりが、日々の活動の中でお客さま本位の業務運営を実践していくために、継続的に組織風土改革に取り組みます。具体的には、経営理念の社内浸透に加えて、お客さま本位の考え方を組織や社員の評価体系等に一層反映してまいります。

##### 内部管理態勢の強化

変化の激しい社会・経済環境の中、リスク感度を向上し、変化に対して迅速・柔軟に対応しながら外部との連携も含め、各種管理態勢を強化します。

具体的には、「1線(営業部門、事務部門)」の自律的管理の強化、1線に対する「2線(管理部門)」・「3線(監査部門)」の社内横断的な牽制態勢の強化などリスクマネジメント態勢の強化に取り組みます。あわせて高度なセキュリティ対策の実行と新たなリスクに備えたITガバナンスとセキュリティ検証態勢の強化等、「安心・安全の確保」に努めてまいります。

また、コンプライアンス態勢については、日本郵便株式会社と連携し部内犯罪等の防止を図り、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の高度化については、モニタリングの高度化や新システムの構築等に引き続き取り組んでまいります。

#### ( E S G 経営の推進)

中期経営計画においては、当行グループの企業価値向上と社会的課題解決の両立に向けた基本方針の一つとして、「 E S G 経営」を位置づけております。

E S G 経営の推進にあたり、当行グループが優先的に取り組むべき課題として、「日本全国あまねく誰にでも、安心・安全な金融サービスを提供」「地域経済発展への貢献」「環境の負荷低減」「働き方改革、ガバナンス高度化の推進」の4つの重点課題を特定しております。各重点課題を、経営戦略と具体的取組みに結び付け、K P I を設定した上でE S G 経営を推進してまいります。

このうち「環境の負荷低減」については、C O 2 排出量を2030年度までに2019年度対比46%削減し、E S G テーマ型投資残高を2025年度末に2兆円程度へ拡大するK P I を設定しております。

#### (日本郵政グループの「お客さまの信頼回復に向けた約束」について)

2019年度に発覚したかんば生命保険商品の募集品質に係る問題など金融商品販売に係る不祥事等により、日本郵政グループはお客さまからの信頼を大きく失うこととなりました。日本郵政グループとしてはお客さまから失った信頼を取り戻し、再びお客さまに安心して日本郵政グループの商品・サービスをご利用いただけるようになるためには、同様の事案を発生させないための再発防止策を徹底することはもとより、日本郵政グループが真にお客さま本位の企業グループに生まれ変わることが必要と考えております。

その決意を幅広く公表するために、日本郵政グループとして、外部専門家で構成されるJ P 改革実行委員会の助言も受けながら、「お客さまの信頼回復に向けた約束」を2020年9月に策定いたしました。

当行は日本郵政グループの一員として、一人ひとりの社員がこの約束を実践していくことで、お客さまからの信頼を回復できるよう、引き続き、一丸となって取り組んでまいります。

#### お客さまの信頼回復に向けた約束

##### 「目指す姿の約束」

一人ひとりのお客さまに寄り添い、お客さまの満足と安心に最優先で取り組み、信頼していただける会社になることを約束します。

##### 「活動の約束」

- お客さま本位の事業運営を徹底し、お客さまにご満足いただける丁寧な対応を行います。
- お客さまの声をサービス向上に反映するため、お客さまの声に誠実に耳を傾けます。
- 社員の専門性を高め、お客さまにご納得いただけるよう正確にわかりやすく説明します。
- 法令・ルールを遵守し、お客さまが安心してご利用いただける高品質のサービスを提供します。
- お客さまのニーズを踏まえ、お客さまに喜んでいただける商品・サービスを提供します。

#### (かんば生命保険商品と投資信託の横断的な販売への対応について)

日本郵便株式会社において行われた一部のお客さまのご意向に沿っていない取引のうち、法令違反が認められた株式会社かんば生命保険の保険商品と当行グループの投資信託の横断的な販売への対応について、契約無効措置等のお客さま対応を実施するとともに、日本郵政グループとして商品横断的なデータモニタリングを行うなど、改善に向けた取組みを進めてまいりました。今後も、お客さま対応が必要なものについては適切に対応してまいります。

## 2 【事業等のリスク】

当行グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があるとして、当行グループが認識している重要な事項について、記載しております。

当行グループの事業、業績及び財政状態等に特に重要な影響を及ぼす可能性があるとして認識しているリスクについては、リスクアベタイト・フレームワークの枠組みの中で取締役会及び経営会議において議論した上、影響度・蓋然性を踏まえて、トップリスクとして選定しております。選定したトップリスクへの対応は、当行の経営計画に反映し、定期的にコントロール状況等を確認した上、必要に応じて追加的な対応を行っております。

トップリスクは、以下のとおりであります。

リスク事象	対応する本項目の項番
低金利継続、クレジットスプレッド、通貨ベース等の市場環境の急激な変化、国際金融規制の更なる強化	(2) 市場リスク 金利リスク 為替リスク 株式価格変動リスク (3) 市場流動性リスク (4) 資金流動性リスク (5) 信用リスク (10) 事業環境等に係るリスク 銀行法を始めとする各種法令等に係るリスク 経済・社会情勢、市場に係るリスク (13) その他のリスク 自己資本比率等に係るリスク 他の金融機関等の信用力の悪化等に係るリスク
お客さま本位の業務運営が徹底されないことにより、お客さまが不利益を被るリスク	(6) オペレーショナル・リスク等 サイバー攻撃等に係るリスク 法令違反等に係るリスク
サイバー攻撃	(6) オペレーショナル・リスク等 サイバー攻撃等に係るリスク
マネー・ローダリング/テロ資金供与に係る態勢不備等	(6) オペレーショナル・リスク等 マネー・ローダリング等に係るリスク
ウィズ/アフターコロナの経済・社会の変化、デジタルトランスフォーメーション等への対応の遅れ	(10) 事業環境等に係るリスク 競争に係るリスク
システム障害	(6) オペレーショナル・リスク等 システムリスク 災害・パンデミックに係るリスク サイバー攻撃等に係るリスク
パンデミックの発生、首都直下型地震等の大災害	(6) オペレーショナル・リスク等 災害・パンデミックに係るリスク
気候変動リスク等、ESG・SDGsへの対応・開示が不十分	(7) 気候変動等に係るリスク

本項において、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、明示がある場合又は文脈上明らかな場合を除き、当連結会計年度末現在において当行グループが判断したものであります。また、当行グループが認識していない、又は重要性が乏しいと考えている追加的なリスク等が、当行グループの事業、業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性もあります。

## (1) リスク管理方針及び手続の有効性に係るリスク

当行グループは、リスク管理に関する規程を定め、管理態勢を整備し、リスク管理を実施しております。また、当行グループは、経営環境、リスクの状況、今後の事業規模・範囲拡大などの想定に応じ、リスク管理態勢全般について随時見直しを行っておりますが、有効にリスク管理態勢が機能しない場合には、当行グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。例えば、新たな投資領域を開拓するなど当行グループが有価証券等の運用業務・対象を多様化し、また、貸付け業務の範囲・規模を拡大した場合、信用・市場リスク管理態勢や不公正取引発生防止態勢等を拡充する必要がありますが、かかる業務の拡大に比してリスク管理態勢の拡充が十分になされない可能性があります。

加えて、当行グループによるリスク管理方針の実施、その遵守状況の監督は、当行グループ内部だけでなく、当行の商品・サービス(貯金・資産運用商品・為替等)を販売する日本郵便株式会社の郵便局ネットワーク全体についても行う必要がありますが、約24,000もの郵便局を有する広範な郵便局ネットワークでの実施・監督に困難又は不備が生じた場合には、当行グループによるリスク管理方針が機能せず、又は不十分となる可能性があります。これらの結果、当行グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 市場リスク

当行グループが保有する金融資産・負債の多くは、市場の変動による価値変化等を伴うものであります。当行では、中長期的に収益の確保を図ることを目的に、資産・負債を総合管理するALM(Asset Liability Management)の枠組みの下、市場環境の変化、リスク・リターン等を踏まえた機動的なポートフォリオ運営を行っているほか、ストレス・テストや損益シミュレーション等を実施することにより、市場リスク等を適切に管理するよう努めておりますが、かかる管理にかかわらず、大幅な市場変動等により、当行グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があり、中長期的な収益の確保を目的とした外国証券やオルタナティブ資産への投資等、運用の高度化・多様化が目的に即した結果を生まない可能性もあります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響については、各国政府・中央銀行が打ち出している財政政策・金融政策等により、金融市場は落ち着きを取り戻しているものの、更なる感染の長期化・深刻化に伴う金融市場の混乱や大幅な市場変動等により、当行グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### 金利リスク

当行が保有する日本国債(2021年3月末日現在、50.4兆円・総資産額の22%)や外国証券(2021年3月末日現在、その他の証券(外国債券や主な投資対象が外国債券である投資信託等で構成)は71.1兆円・総資産額の31%)などの金融資産と、定額貯金を始めとする貯金や外貨を含む市場性調達負債の期間や金利更改サイクル等には、差異が存在します。このため、金利(長期や短期の金利)の変動は、当行グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、2021年3月末日現在において、日本国債の一部の金利がマイナスとなる等市場金利は非常に低い水準にあり、更に、今後の金融政策の動向によりかかる金利水準が長期に亘り継続し又は低下する場合、運用収益の減少に比して、相対的に貯金の調達コストが減少しないことにより、資金粗利鞘が減少し、当行グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

更に、市場金利の変動は、当行の債券ポートフォリオ等の価値に影響を及ぼします。例えば、国内外の景気変動、中央銀行の金融政策、日本国政府の財政運営やその信認の変化等、様々な要因により市場金利が上昇した場合、保有する債券等の価値下落によって評価損・減損損失や売却損等が生じ、その結果、当行グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、定額貯金(2021年3月末日現在、83.4兆円・総貯金額の44%)。預入から6か月経過後は払戻し自由、3年までは6か月ごとの段階金利、それ以降は固定金利の10年満期・複利貯金)について、急激な市場金利上昇等により、事前のリスク管理の想定を超える貯金流出や預け替えが発生した場合にも、計画以上の運用原資の減少や調達コストの上昇を通じて、当行グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 為替リスク

当行は、収益源泉・リスクの分散を目的に、運用の高度化・多様化の一環として国際分散投資を進め、外国債券や主な投資対象が外国債券である投資信託等の外国証券の保有が増加しております。これらのうち、外貨建て資産については、為替リスクを軽減する目的から通貨スワップや為替予約等によりヘッジ取引を行っておりますが、その一部については為替リスクを軽減するヘッジを行わない、又は短期のヘッジを行うことがあります。その結果、大幅な為替相場の変動が発生した場合、ヘッジしていない部分に差損が発生し、又はヘッジコストが上昇すること等により、当行グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 株式価格変動リスク

当行グループは、直接又は金銭の信託や投資信託を通じて間接的に、株式を保有することがあることから、国内外の経済状況又は市場環境の変化によって株価が変動する場合には、保有株式に評価損・減損損失や売却損等が生じ、当行グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 市場流動性リスク

当行では、市場流動性を確保する観点から、流動性が低い資産への投資が過大にならないよう、また、市場規模に比して過大なポジションを保有することがないように、基準を設定することにより、市場流動性リスクを適切に管理するよう努めておりますが、かかる管理にかかわらず、経済状況の著しい悪化や金融市場の混乱、銀行・金融業界全体の社会的信用や信認が低下する場合等には、当行グループが国内外の市場で取引・決済ができなくなることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされること等により、損失を被る可能性があります。その結果、当行グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 資金流動性リスク

当行では、安定的な資金繰りを達成するため、資金の受払いの差額について基準を設定しているほか、予期しない資金流出等に備え、流動性の高い資産の保有額に基準を設定することにより、資金流動性リスクを適切に管理するよう努めておりますが、かかる管理にかかわらず、当行グループの業績や財政状態の悪化、風評等の発生や、予期せぬ資金流出、運用と調達の間隔のミスマッチ(差異)等、また、当行グループの収益力・信用力の低下、日本国債の格下げ等の影響を受けた当行格付の引き下げにより、円貨・外貨の必要資金確保が困難になる、又は、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被る可能性があります。その結果、当行グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 信用リスク

当行では、有価証券発行体や貸出先などの債務者に対し、内部格付を付与の上、定期的にモニタリングを行うほか、個社・企業グループ及び国・地域に対するエクスポージャーの上限管理等を実施することにより、信用リスクを適切に管理するよう努めておりますが、かかる管理にかかわらず、債務者において、国内外の経済情勢(景気・信用状況等)や特定の業種を取り巻く経営環境の変化、誤った経営判断、不祥事等の発生、その他不測の事態により財政状態が悪化した結果、当行グループの与信関係費用が増加又は当行グループが保有する有価証券等の価値が下落することによって評価損・減損損失や売却損等が生じ、当行グループの業績、財政状態及び自己資本の状況に影響を及ぼす可能性があり、中長期的な収益の確保を目的とした外国証券やオルタナティブ資産への投資等、運用の高度化・多様化が目的に即した結果を生まない可能性もあります。

## (6) オペレーショナル・リスク等

## 事務リスク

当行グループや当行の商品・サービスを販売・提供する日本郵便株式会社の役員・従業員が、事務に関する社内規程・手続等に定められた事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすリスクが存在します。当行グループでは、各種研修等を通じて手続等の浸透、不正の防止に努めておりますが、かかる事務リスクが顕在化した場合には、当行グループへの行政処分、訴訟提起等により、当行グループの事業、社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当行グループの業務に関連して、顧客その他の第三者が、偽名による口座開設、当行口座の不正目的による使用、又は盗難カードを使用した犯罪行為その他の不正行為を行った場合や、当行グループの取引先が反社会的勢力と何らかの関係を有する者であった場合には、これに対応する費用の支出が発生する等、当行グループの事業、社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## システムリスク

当行グループは、当行が保有する銀行業に係るシステムのほか、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社かんぽ生命保険と共用しているシステムも利用して、銀行口座、資産運用等の取引・管理を行い、また、全国の郵便局ネットワークや全国銀行データ通信システム等と通信しているなど、情報通信システムは、当行グループの事業にとって極めて重要な機能を担っております。当行では、重要なシステムについては、システム監視や不測の事態に備えたコンティンジェンシープランを策定する等して、システムの安定稼働の維持に努めておりますが、自然災害・サイバー攻撃等の外的要因に加えて、人的過失、事故、コンピュータウイルスの感染、システムの新規開発・更新における瑕疵等により、システム障害が発生する可能性があります。こうしたシステムの不具合、故障等が生じた場合に、これに対応する費用の支出の発生、業務の停止・混乱、それに伴う損害賠償、行政処分、社会的信用の毀損等が発生することにより、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## 情報資産リスク

当行グループは、多数の個人・法人のお客さま等の情報を保有しております。顧客情報は銀行法、金融商品取引法等により適切な取扱いが求められ、特に個人情報については個人情報保護法等の下で、より厳格な管理が求められております。

当行グループでは、プライバシーポリシー等情報管理に関する規程等を整備し、厳正な情報管理に努めておりますが、機密情報や顧客情報等の重要な情報について、内部からの漏えいや、コンピュータへのサイバー攻撃等外部からの不正なアクセス等が発生する可能性があり、業務委託先を含め、仮にこのような事象が生じた場合には、これに対応する費用の支出の発生、当行グループに対する損害賠償請求、行政処分、社会的信用の毀損等により、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## 訴訟等に係るリスク

当行グループは、事業の遂行に関して、訴訟等が提起されるリスクを有しております。

業績に影響を及ぼす訴訟や社会的影響の大きな訴訟等が発生し、当行グループに不利な判断がなされた場合には、当行グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## 人事リスク

当行グループでは、各種研修等を通じて、ハラスメントを含む人権問題、人事処遇、勤務管理などの人事労務上の問題、職場の安全衛生管理上の問題等の発生の防止に努めておりますが、かかる問題が発生した場合や、これらに関連する重大な訴訟等が発生し、当行グループに不利な判断がなされた場合、当行グループの業績、社会的信用及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### レピュテーション・リスク

当行グループでは、風説・風評が伝達される媒体を定期的に確認し、風説・風評の把握に努めるとともに、その影響度等に応じた対応によるレピュテーション・リスクの管理に努めておりますが、当行グループや当行グループの事業の風説・風評が、報道機関・市場関係者への情報伝播、インターネット上の掲示板への書込み、ソーシャル・ネットワーク・サービス等により拡散した場合、また、報道機関により憶測に基づいた報道が行われた場合には、お客さまや市場関係者等が、当行グループについて事実と異なる理解・認識をし、当行グループの社会的信用、事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当行グループと競合する他の金融機関等に関する問題や不祥事の発生、批判、風評等であっても、それにより銀行・金融業界全体の社会的信用や信認が下落する場合には、当行グループの事業、業績及び財政状態にも影響を及ぼす可能性があります。

### 災害・パンデミックに係るリスク

当行グループは、大規模災害等に備えた事業継続計画等を整備し、危機管理態勢の強化に努めておりますが、大規模災害、パンデミックの発生(感染症の大流行)、テロリズム・武力衝突等の人的災害、電気・通信その他の社会インフラの障害や混乱等が発生した場合、当行の店舗・事務センター等といった施設・有形資産やシステム等が毀損し、又は正常な業務遂行が困難になること等により、当行グループが損失を被る可能性があります。また、かかる状況の下で当行グループの業務が円滑に機能していたとしても、かかる状況の発生による経済・社会活動の沈滞や、インフラの機能不全等の影響を受けて、当行グループが保有する金融商品に評価損・減損損失や売却損等が生じたり、当行グループの不良債権・与信関係費用が増加したりする可能性もあり、その結果、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (新型コロナウイルス感染症に係るリスク)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、2021年5月末日現在で三度に亘って政府より緊急事態宣言が出される等、引き続き新型コロナウイルス感染症が国際社会・世界経済にとって大きな脅威となっております。当行グループでは、お客さまや社員への感染拡大防止や業務継続態勢の確保に努めておりますが、かかる対応にかかわらず、当行グループの商品・サービスの利用者が著しく減少した場合、また、当行グループ社員に感染が拡大することにより業務の継続が困難となった場合等は、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります(新型コロナウイルス感染症に係る金融市場の混乱等が当行グループに及ぼすリスクについては前記「(2) 市場リスク」をご参照ください。)

### サイバー攻撃等に係るリスク

当行が保有する銀行業に係るシステムのほか、業務の遂行にあたって利用する情報通信システムは、当行グループの事業にとって極めて重要な機能を担っております。特に、近年のデジタル技術の著しい発展により、インターネットやスマートフォンを利用した取引が増加している一方、サイバー攻撃手法の高度化・巧妙化も進んでおり、金融機関を取り巻くサイバーリスクは高まっております。当行ではこれらのサイバーリスクの低減を図るため、サイバーセキュリティに関する専門部署の設置やCISO(Chief Information Security Officer 最高情報セキュリティ責任者)を配置し、多層的な防御・検知対策の整備をしております。また、専門知識を有する人材を配置するとともに、外部専門機関との連携等を通じて新たな攻撃手口の分析や対策を行うなど、必要な対策を講じております。しかしながら、当行のサイバーセキュリティ態勢が十分に機能せず、外部からのサイバー攻撃や不正アクセス、コンピュータウイルス感染等の要因により、機密事項・顧客情報の漏えい・紛失、各種サービスの不正利用・不正送金や情報通信システムの障害等が発生した場合には、お客さまへの経済的・精神的損害や業務の停止及びそれに伴う損失や損害賠償の発生、行政処分や罰則、お客さま及びマーケット等からの信頼失墜等により、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 法令違反等に係るリスク

当行グループは、お客さま本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)に取り組み、法令・諸規則等を遵守すべく、コンプライアンスやその意識の水準向上、内部牽制・内部監査・顧客保護等管理など内部管理の強化を経営上の重要課題として位置づけ、適切な指示・指導・モニタリングを行う態勢を整備するとともに、法令違反・不正行為等の防止策を講じております。しかしながら、これらが十分な効果を発揮せず、横領その他の犯罪行為、インサイダー取引規制等違反、お客さまの属性に照らし不適合な顧客説明や資産運用商品の販売等、法令・諸規則等を遵守できない等のミスコンダクトリスクが発生する可能性があります。また、これらの法令等の不遵守を、組織として迅速・適切に認識できない可能性もあります。業務委託先である日本郵便株式会社等を含め、法令違反・不正行為等に関するリスクが顕在化した場合には、当行グループへの訴訟提起、行政処分等により、当行グループの事業、社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### マネー・ローンダリング等に係るリスク

昨今、我が国において、各種マネー・ローンダリングに係る事案、振り込め詐欺、口座の不正利用・売買、インターネットバンキングを標的とした預金等の不正な払戻し等金融機関のサービスを悪用した金融犯罪は減少の兆しを見せず、手口も年々高度化しております。当行ではこれらの防止のため、顧客管理措置、疑わしい取引の検知・届出、商品・サービスの見直し等の対策を講じておりますが、これら施策の実施にもかかわらず、マネー・ローンダリング等の不正な取引が発生した場合等には、これに対応する費用の発生、追加的な再発防止策の実行、当行グループへの行政処分、社会的信用の毀損等により、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 気候変動等に係るリスク

昨今、脱炭素社会への移行が社会全体で進んでおり、当行グループでもその対応の重要性は高まっております。

気候変動リスクとしては、温室効果ガス排出に係る規制の強化等、低炭素経済への移行に関するリスクや、気候変動に伴う洪水等の異常気象の深刻化・増加等による、物理的変化に関するリスクが挙げられます。このうち、当行グループでは、規制の強化に伴う当行グループが保有する有価証券の価値の低下や、自然災害等による当行の店舗・事務センター等といった施設・有形資産やシステムの毀損等を当行グループの主な気候変動リスクとして想定しております。

当行グループでは、気候変動への対応は、環境・社会及び企業活動にも大きな影響を及ぼす重要な課題であると認識しており、気候変動シナリオ分析の高度化等、気候変動に係るリスクの適切な管理や情報開示に取り組んでおります。しかしながら、これらが十分な効果を発揮せず、気候変動リスクが顕在化した場合には、当行グループの事業、社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

この他、ESGやSDGsに係る取組みへの関心が高まる中で、その取組みや開示が不十分とみなされた場合には、社会的な批判の高まり等により、当行グループの事業、社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (8) 事業戦略・経営計画に係るリスク

当行グループは、“信頼を深め、金融革新に挑戦”のスローガンの下、5つの重点戦略である「リアルとデジタルの相互補完による新しいリテールビジネスへの変革」、「デジタル技術を活用した業務改革・生産性向上」、「多様な枠組みによる地域への資金循環と地域リレーション機能の強化」、「ストレス耐性を意識した市場運用・リスク管理の深化」、「一層信頼される銀行となるための経営基盤の強化」を通じて、2021年度から2025年度までを計画期間とする中期経営計画を推進しております。

しかしながら、これらに向けた当行グループの事業戦略・経営計画は、各種のリスクにより実施が困難となり、又は有効でなくなる可能性があります。また、本項に記載したリスク要因等に伴い、事業戦略・経営計画の策定時に前提とした各種の想定が想定通りとならないこと等により、当初計画した成果が得られない可能性もあります。特に、市場(金利・為替等)・経済情勢(景気・信用状況等)等が計画策定時の想定通り安定推移しなかった場合、例えば、市場金利の低下による運用利回りの減少によって計画が達成できない可能性や、海外のクレジットスプレッド拡大による当行が保有する有価証券中の投資信託の特別分配金発生によって計画が達成できない可能性、プライベートエクイティファンドの投資先の企業価値向上や資金回収のペースが想定対比で乖離することによって計画が達成できない可能性、国際分散投資等の高度化・加速を継続していく中で、適切なポートフォリオ分散を達成できない可能性、より高いリスクを有する運用資産の増加によって価格変動リスクを受けやすくなり、当行グループの事業、業績及び財政状態に及ぼす影響が大きくなる可能性があります。更に、デジタルトランスフォーメーションの推進等による、各種決済サービス及び資産形成サポートサービスの利用促進等並びに店舗改革等の業務効率化、

運用・リスク管理・営業等の人材確保・育成が、想定通り進捗しなかった場合、役務取引等利益の拡大や営業経費の削減等の計画が達成できなくなる可能性があります。また、減損損失、売却損の計上等により十分な利益水準が確保できない場合や、法令によりその他有価証券の評価損が発生した際は分配可能額から控除する必要があることから、相場変動によりその他有価証券の評価損が拡大し、分配可能額を確保できない場合等には、株主還元目標が達成できない可能性があります。更に、日本郵政株式会社は、将来的なグループ連結ベースでのIFRS適用を検討しており、将来的に当行グループもIFRSを適用する可能性があるほか、事業の内容又は経営環境の変化に対応して会計方針等の変更を行う可能性もあります。これらの結果、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (9) 業務範囲の拡大等に係るリスク

当行グループは、新たな収益機会を得るために新規業務を行おうとする場合、郵政民営化法、銀行法の規制により必要となる当局の認可等を適時に取得できない可能性があります。例えば、当行は、2012年9月3日に行った相対による法人向け貸付などを内容とする認可申請を、2017年3月31日に取り下げました。

また、認可を得て業務範囲を拡大した場合でも、当行グループが限定的な経験しか有していない業務分野に進出した場合、競争の激しい分野に進出した場合等において、業務範囲の拡大が功を奏しない、又は、当初想定した成果をもたらさない可能性があります。その結果、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (10) 事業環境等に係るリスク

##### 主要な事業の前提に係るリスク

当行は、郵政民営化法第98条第1項により、次に掲げる条件付きで銀行法第4条に定める銀行業の免許を受けたものとみなされております。

- ・郵政民営化法第110条第1項各号に掲げる業務(いわゆる新規業務。「第1 企業の概況 3 事業の内容(参考) (1) 業務の制限」をご参照ください。)を行おうとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならないこと。
- ・郵政民営化法第8章第3節の規定の適用を受ける間、業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するための基盤となる銀行代理業者への継続的な業務の委託がされていること。

この免許につきましても、有効期間は定められておりませんが、銀行法第26条、第27条、第28条及び第41条に規定された要件に該当した場合、業務の停止又は免許の取消し等を命じられることがあります。2021年3月末日現在において、当行は、これらの要件に該当する事実はないものと認識しておりますが、将来、何らかの事由により当行がこれらの要件に該当した場合には、当行の主要な事業活動に支障をきたし、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### 銀行法を始めとする各種法令等に係るリスク

当行グループは事業を行うにあたり、銀行法を始め税制・会計基準を含む各種法令等が適用され、銀行免許・当局の監督を受けております。また、我が国はWTO(World Trade Organization:世界貿易機関)の加盟国であり、当行グループが物品等を調達する場合にも、WTOによる政府調達ルールの遵守が求められます。各種法令等の改正や新たな法的規制等により、当行グループの競争条件が悪化したり、営業・運用等の一部が制限又は変更を余儀なくされた場合は、新たな対応費用の増加、収益機会の制限等により、当行グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。例えば、米国の外国資産管理法による指定国等に対する経済制裁の発動・強化は、当行の国際分散投資を制約し、直接又は投資信託を通じ保有する外国証券のリスクを高める可能性があります。

また、当行は、郵政民営化法によって、他の銀行には課せられていない規制が課されております(当行に係る郵政民営化法に基づく規制は、「第1 企業の概況 3 事業の内容(参考)」をご参照ください。)。例えば、当行は、他の銀行と比較して業務拡大等に係る経営の自由度が限定されており、また、銀行を当行の子会社とすることや、預入限度額を超える一顧客からの貯金受入れも、原則としてできません。郵政民営化法の規制により、当行グループの事業、成長戦略を含む事業戦略・経営計画の策定・遂行、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。更に将来、現行の民営化の枠組みを変更する法律が制定された場合、その内容によっては、当行グループに影響をもたらす可能性もあります。

#### 経済・社会情勢、市場に係るリスク

当行グループが行う事業による収益の多くは日本国内での貯金調達や国内外での有価証券運用によって得られており、国内外の景気・信用状況や人口動態等の経済・社会情勢、金利・為替等の市場の変動・悪化が、当行グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。例えば、消費税率の引き上げによる家計の可処分所得の低下や、少子高齢化に伴い、日本の貯蓄率・預金水準が低下し、当行の貯金残高が減少する可能性があります。また、国内外の金融市場に混乱等が生じた場合、当行グループの事業の低迷や資産内容の悪化、資金調達力・資産流動性の低下等が生じる可能性があります。このような場合、中長期的な収益の確保を目的とした運用の高度化・多様化が、目的に即した結果を生まない可能性もあります。

#### 競争に係るリスク

当行グループが行う事業は、いずれも激しい競争状況に置かれております。当行の主力事業は郵便局ネットワークをメインチャネルとするリテール・バンキング事業であるため、当行は、都市銀行のほか、地方銀行その他の金融機関と競合しております。また、当行グループが業務範囲を拡大した場合には、現時点では当行グループと競合関係にない会社との競合が新たに生じる可能性もあります。この他、近年では、国内外の各業界において統合や再編、業務提携が積極的に行われており、参入規制の緩和や業務範囲の拡大等の規制緩和も行われております。更に、テクノロジーの進化により、他業界からの新たな金融サービスの提供者の参入や顧客ニーズの多様化が進展しております。

当行グループでは、新たなテクノロジーの活用や、デジタル化の推進等によるサービスの改善・充実に努めておりますが、当行グループが競合する他の金融機関に対して優位に立っていない場合や、市場構造の変化に対応できなかった場合、規制緩和や新規参入が想定以上に進んだ場合、テクノロジーの進化や顧客ニーズの多様化に対応できなかった場合は、顧客基盤の流出・弱体化、収益力の低下、既存サービス・ネットワークの陳腐化等により、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (11) 日本郵政株式会社との関係に係るリスク

#### 日本郵政株式会社の当行の事業運営に対する影響

日本郵政株式会社は、以下の諸点を通じ、当行の事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

#### (a) 議決権の行使等を通じた影響

日本郵政株式会社は、2021年3月末日現在において、当行の発行済株式総数(自己株式を除く。)のうち約89%を保有しており、当行の役員を選解任、他社との合併等の組織再編、減資、定款の変更等、当行の株主総会決議の結果に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、日本郵政株式会社は、後記「4 経営上の重要な契約等」に記載の日本郵政グループ協定その他の契約や、日本国政府による日本郵政株式会社株式の保有等により、当行について他の一般株主と異なる利害関係を有しており、一般株主の期待と異なる議決権の行使を行う可能性があります。更に、当行以外の日本郵政グループ各社が、直接又は子会社等を通じて当行と競合し又は競合する可能性のある事業を行うなど、当行の一般株主の利益とは異なる観点で行動する可能性があります。

(b) 日本郵政グループとの人的関係を通じた影響

下表のとおり、日本郵政グループの役員等が当行の役員を兼任しております。

また、当行経営会議(「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由」をご参照ください。)には、原則、日本郵政株式会社の役員は出席しないものの、会議の議題に応じて、出席が必要と当行が考える日本郵政株式会社の代表執行役に限り出席を要請することとしております。

更に、従業員についても、2021年3月末日現在、当行に、日本郵政株式会社の子会社である日本郵便株式会社からの受入出向者が約220名、当行・日本郵便株式会社に、両社職務の兼務者が約640名(当行所属従業員約260名、日本郵便株式会社所属従業員約380名)おります。その他、日本郵政株式会社等からの受入出向者は8名であります。当行は日本郵便株式会社に銀行代理業務等を委託しており、代理店の現状に精通した人材を代理店の業務指導・支援に活用し、また、代理店の要員に当行直営店業務を経験させることは、代理店の事務品質・業務知識の向上を狙いとしております。更に、当行エリア本部、日本郵便株式会社の支社の所属者を相互に兼務させ、営業施策の立案・推進管理、営業人材の育成を協働推進させることは、直営店・郵便局一体の営業力強化を企図しております。なお、これらの受入出向者・兼務者はいずれも、当行の重要な意思決定に影響を与える職位・職務には就いておりません。

日本郵政株式会社は、上記の役員兼任等を通じ、当行の事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

(日本郵政グループの役員等と当行役員を兼任している者)

本有価証券報告書提出日現在

役職・氏名		兼任している会社・役職		兼任の理由
		会社	役職	
取締役兼代表執行役社長	池田 憲人	日本郵政株式会社	取締役(非常勤)	当行代表として、親会社である日本郵政株式会社の意思決定過程に参画するため
取締役兼代表執行役副社長	田中 進	日本郵政株式会社	常務執行役	国が資本金の2分の1以上を出資している法人である日本郵政株式会社として国会で当行に関する専門的な質問への答弁対応の必要があると考えているため
取締役(非常勤)	増田 寛也	日本郵政株式会社 日本郵便株式会社 株式会社かんぽ生命保険	取締役兼代表執行役社長 取締役(非常勤) 取締役(非常勤)	グループ経営の観点からの総合的な助言を得るため
執行役副社長	萩野 善教	日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社	取締役(非常勤)	当行が日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社に委託している業務について、当行の意向をより適切に反映させるため
常務執行役	櫻井 重行	日本郵政スタッフ株式会社	取締役(非常勤)	当行が日本郵政スタッフ株式会社に委託している業務について、当行の意向をより適切に反映させるため

(c) 契約関係・取引関係を通じた影響

当行は、後記「4 経営上の重要な契約等」や「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(関連当事者情報)」に記載のとおり、日本郵政グループ各社と契約を締結し取引しておりますが、当該取引にあたっては、契約の締結・改定の際に、取引の目的・必要性、取引条件の適正性(銀行法に定めるアームズ・レングス・ルール)等を確認しており、日本郵政グループ内の取引を適正に管理する態勢を整備しております。加えて、当行と日本郵政グループ各社との重要な取引や、当行と当行の主要株主との非定型的な取引については、取締役会において審議の上、承認することにより、当行又は株主共同の利益を害することのないよう監視しております。

当行は、後記「4 経営上の重要な契約等」に記載のとおり、グループ共通の理念・方針等のグループ運営に係る基本的事項を定め、円滑なグループ運営に資することを目的とした日本郵政グループ協定等を締結して

おります。これらの協定等に基づき、当行は一定の重要事項につき日本郵政株式会社と事前協議等を行うこととされ、また日本郵政株式会社から「ゆうちょ」等の商標の使用を許諾されるとともに、日本郵政株式会社に対し、日本郵政グループに属することによる利益の対価として、別途合意した算定方法に従いブランド価値使用料を支払っております。これらの協定等は後記「4 経営上の重要な契約等」に記載の要件が満たされ解除されない限り、原則として存続するため、当行は当該解除までの間、日本郵政株式会社の当行株式の保有割合にかかわらず、一定の重要事項につき日本郵政株式会社と事前協議等を行う義務や、日本郵政株式会社に対してブランド価値使用料を支払う義務等を負います。

また、後記「4 経営上の重要な契約等」に記載の要件が満たされ、これらの協定等の終了又は見直しにより現在の条件での商標の使用が継続できなくなった場合や、重大な経済情勢の変化等が生じたと判断してブランド価値使用料の算定方法が変更された場合等には、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 日本郵政株式会社による当行株式の追加処分の可能性

日本郵政株式会社は、上記のとおり、2021年3月末日現在において、当行の発行済株式総数(自己株式を除く。)のうち約89%を保有しておりますが、郵政民営化法は、日本郵政株式会社が保有する当行株式は、その全部を処分することを目指し、当行の経営状況及びユニバーサルサービスの提供への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとしております。また、2018年12月26日に郵政民営化委員会により提出された「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」において、将来の通常貯金の預入限度額の見直しについては、日本郵政株式会社が保有する当行株式を3分の2未満となるまで売却することを条件にすると、記載されております。今後の株式売却の時期・規模等は未確定ですが、日本郵政株式会社は、前記「第1 企業の概況 2 沿革」に記載のとおり、同社の金融2社株式保有割合を、中期経営計画期間中(2021年度～2025年度)のできる限り早期に50%以下とすることを目指す方針を発表しており、将来、当行株式の追加的な売却が行われ、又はかかる売却により市場で流通する当行の株式数が増え需給が悪化すると認識が市場で広まった場合には、当行株式の流動性・株価形成等に影響を及ぼす可能性があります。

また、日本郵政グループ協定等は、日本郵政株式会社の当行株式の保有割合にかかわらず、後記「4 経営上の重要な契約等」に記載の要件が満たされ解除されない限り、原則として存続しますが、日本郵政株式会社が当行の株式を更に売却し、当行又は株式会社かんぽ生命保険が日本郵政株式会社の連結子会社でなくなった場合、これらの協定等の多くは見直すこととされているため、当行にとって不利な条件に変更される等の場合には、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

一方、日本郵政株式会社の当行株式の保有割合は、郵政民営化法による他の銀行には課せられていない規制(「第1 企業の概況 3 事業の内容(参考)」をご参照ください。)が緩和される要件の一つであるため、日本郵政株式会社による当行株式の追加処分が行われない場合、当該緩和が、期待通りに進まず、当行の経営の自由度の拡大が実現しない可能性があります。

#### 日本国政府との関係希薄化により顧客等に誤認が伝播するリスク

当行は、日本国政府から何らの明示又は黙示の保証その他の信用補完を受けておりません。しかし、日本郵政株式会社による当行株式の処分や、日本国政府による日本郵政株式会社株式の処分の進捗に伴い、当行と日本国政府との関係の希薄化により、当行の経済的信用力が低下したとの誤認や錯誤が伝播した場合等には、貯金等の減少、取引条件や人材の採用・定着への影響等を通じ、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (12) 日本郵便株式会社との関係に係るリスク

## 郵便局ネットワークをメインチャネルとする営業に係るリスク

当行は、後記「4 経営上の重要な契約等」に記載のとおり、銀行代理業務の委託契約等に基づき日本郵便株式会社に銀行代理業務等を委託しております。2021年3月末日現在、当行の店舗23,815のうち23,581が代理店(郵便局)となっており、貯金残高の約9割が代理店で開設された口座への預入による等、当行の事業は代理店である日本郵便株式会社の郵便局ネットワークによる営業に大きく依拠しております。

従って、コミュニケーション手段の多様化、競合するネットワークやサービスの利便性向上等により、当行の代理店である郵便局の利用者数や利用頻度が減少したり、代理店で取り扱う当行の商品・サービスの種類や代理店数が減少した場合、当行代理店業務に従事する従業員の確保やその教育が十分でない場合、郵便局で取り扱う競合商品との競争が激化する場合、日本郵便株式会社が人材等のリソースを当行の商品・サービス以外に優先的に配分する場合等においては、当行の貯金等や新商品等の販売が伸びず、その結果、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

株式会社かんぽ生命保険及び日本郵便株式会社におけるお客さまのご意向に沿わず不利益が生じた保険契約乗換等に係る事案に関し、日本郵政グループに対する株主、投資家、お客さま、その他ステークホルダーからの大きく低下した信頼の回復は未だ途上であり、日本郵政グループとして、外部専門家で構成されたJP改革実行委員会のモニタリングを受けながら、お客さまからの信頼回復に向けた改善策を実行してまいりました。

また、日本郵便株式会社において行われた一部のお客さまのご意向に沿っていない取引のうち、法令違反が認められた株式会社かんぽ生命保険の保険商品と当行グループの投資信託の横断的な販売について、契約無効措置等のお客さま対応を実施するとともに、日本郵政グループとして商品横断的なデータモニタリングを行うなど、改善に向けた取組みを進めてまいりました。

しかしながら、かかる取組みが功を奏しない場合や、今後も法令違反等の不適切な事案が発生する等の場合には、日本郵政グループへの信頼の喪失等により、日本郵便株式会社が取り扱う当行グループの金融商品の販売が回復しない可能性があります。結果的に、当行が委託している投資信託の販売等に影響し、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2021年4月6日に公表した長崎県内の郵便局における長期・高額な現金詐欺取事案を含め、郵便局において部内犯罪が増加している事態を受け、日本郵便株式会社及び日本郵政株式会社と連携し、発生原因の分析、再発防止策の検討等を行い、不祥事件の撲滅に向けてコンプライアンスの徹底・強化に取り組んでおります。しかしながら、今後も法令違反等の不適切な事案が発覚する等の場合には、日本郵政グループの社会的信用に影響を与える可能性があり、今後、当行の金融商品の販売が低迷し、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当行は、上記の銀行代理業務の委託契約等に基づき、日本郵便株式会社の郵便局を商品・サービスの販売・提供のメインチャネルとし、相当額の委託手数料を日本郵便株式会社に対して支払っております(「4 経営上の重要な契約等」をご参照ください。)が、当該委託手数料の算定方法その他の条件が当行と日本郵便株式会社との間の合意により見直されたり、当該契約等が解除され代替委託先等を適時に確保できない場合、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、上記(10)のとおり、日本郵便株式会社が当行との間で締結している銀行代理業務の委託契約等は、当行の主要な事業活動の前提となっております。当該契約は期限の定めのない契約ですが、解除に係る協議の申入れより6か月経過後の通知により解除できるものと定めております。2021年3月末日現在において、日本郵便株式会社から当該契約等の見直しや解除の申入れ等、契約の存続に支障を来す要因は発生しておりませんが、当該要因が発生した場合には、当行の事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

## ユニバーサルサービスの提供に係るリスク

当行は、後記「4 経営上の重要な契約等 (1) 銀行窓口業務契約」に記載のとおり、日本郵便株式会社との間で銀行窓口業務契約を締結しており、同社は全国の郵便局で、当行の基本的な商品・サービスを、日本郵便株式会社法に基づくいわゆるユニバーサルサービス提供に係る法的責務の履行として提供しております。当行は、法令上この責務を直接負わないものの、郵便局で使用するATM・窓口端末機など銀行委託業務に係るITシステムの導入・運行コストとともに(なお、当該ITシステムは当行が所有。)、同業務に従事する日本郵便株式会社の従業員の指導・教育等を通じ、ユニバーサルサービス提供に係る一定のコストを負担しております。

その結果、より収益性の高い業務や地域への経営資源配分が制約されること等により、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、銀行窓口業務契約は、期限の定めがなく、また、本契約に定める特段の事由が生じた場合等を除き、当事者の合意がない限り、解除できないものと定めております。また、当行の定款には、日本郵便株式会社と銀行

窓口業務契約を締結する旨規定しているため、当該契約を終了させる場合には、定款の変更を要します。従って、当行が銀行窓口業務契約を終了させるためには、これらの手続等を充足させる必要があります。

一方、本契約が終了した場合にも、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、2018年12月1日、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律が施行されました(下記「(参考) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律の概要」をご参照ください。)。これによって、2019年度から当行と日本郵便株式会社との間の委託手数料の一部が交付金・拠出金となりました。下記のとおり、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構(以下「郵政管理・支援機構」)から日本郵便株式会社に交付される交付金の原資となる拠出金は、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令に基づき、人件費、賃借料、工事費等の郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用(日本郵便株式会社が負担すべき額を除く。)から算出されており、郵政管理・支援機構が年度毎に算定しております。そのため、当行直営店での業務コストの増減にかかわらず、拠出金と委託手数料の合計額が将来的に増加する可能性があります。また、今後、このようなユニバーサルサービスの確保に関する政府の施策、法令や規制等の改正等があった場合、その内容によっては、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (参考) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律の概要

2018年12月1日、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律が施行されました。これにより、2019年4月1日に独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の名称が「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に変更され、また、郵政管理・支援機構の目的として、「郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業に係る基本的な役務の提供の確保を図り、もって利用者の利便の確保及び国民生活の安定に寄与すること」が追加されました。

郵便局ネットワーク維持に要する費用は、従来、日本郵便株式会社と関連銀行・関連保険会社との間の契約に基づく委託手数料により賄われておりましたが、当該費用のうち、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用(日本郵便株式会社が負担すべき額を除く。)は、本法に基づき、2019年度から、当行及び株式会社かんぽ生命保険からの拠出金を原資として郵政管理・支援機構から日本郵便株式会社に交付される交付金で賄われております。

当該ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用の算定方法は、直近の郵便局ネットワークの維持の状況を基礎とした次の費用の合計額です。

- ア あまねく全国において郵便局でユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するものとなるように郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局により構成するものとした場合における人件費、賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用、現金の輸送及び管理に要する費用、並びに固定資産税及び事業所税
- イ 簡易郵便局で郵政事業に係る基本的な役務が利用できるようにすることを確保するための最小限度の委託に要する費用

当該ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用及び交付金・拠出金の算定等に係る郵政管理・支援機構の事務経費は、郵便窓口業務、銀行窓口業務又は保険窓口業務において見込まれる利用者による郵便局ネットワークの利用の割合等に応じて按分され、銀行窓口業務に係る按分額を当行が拠出金として拠出しており、拠出金の額は郵政管理・支援機構が年度毎に算定し、総務大臣の認可を受けております。なお、2021年度に当行が支払う拠出金の額は2,370億円です。

また、2019年度から、郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用(日本郵便株式会社が負担すべき額を除く。)は、当行及び株式会社かんぽ生命保険からの拠出金を原資として郵政管理・支援機構から日本郵便株式会社に交付される交付金で賄われているため、当行が業務委託契約等に基づいて日本郵便株式会社に支払っている委託手数料についても見直しを行っております(「4 経営上の重要な契約等」をご参照ください。)

## (13) その他のリスク

## 自己資本比率等に係るリスク

当行は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)に基づき、自己資本比率の規制比率(4%以上)を維持する必要があります。2021年3月末日現在、当行の連結自己資本比率は15.53%となっており、規制比率に比べ高い水準を確保しておりますが、運用の高度化・多様化により、自己資本比率が低下傾向にあることに加え、業績・財政状態や運用ポートフォリオの変動、比率の算出方法、パーゼル銀行監督委員会の議論(信用リスクの標準的手法の見直し等)の結果を受けた規制の新設・変更等により、当行の自己資本比率が低下したり、新たな規制等への対応が必要となる可能性があります。当行の自己資本比率等が規制比率を満たさない場合には、当局から業務の縮小・停止等の行政上の措置が課されること等により、当行グループの事業、社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当行は、金利リスク状況のモニタリングの一環として、当局による「主要行等向けの総合的な監督指針(以下「監督指針」)」において定められた重要性テストの過程で用いられる手法に基づき、金利変動による資産・負債の経済価値の減少額(以下「EVE」)を計測しております。2021年3月末日現在、当行のEVEの最大値は重要性テストにおける評価基準である自己資本の額の20%を超えております。EVEで計測した金利リスクに対し、自己資本の余裕を十分に確保しているものと認識しておりますが、金融庁から深度ある対話を行う必要が認められる銀行と判断される場合には、対話を通じて共有された課題認識に基づき、原因への対応も含めて必要な改善対応を求められる可能性があります。

重要性テストの適用については、監督指針において、「ゆうちょ銀行は、法令上、一部の資産について国債等の安全資産の保有が義務付けられているため、(重要性テストに該当する場合)監督上の対応をするにあたっては、当該特殊事情を適切に勘案することとする。」とされております。

また、国際的な金融規制の流れを考慮し、内部管理として、国際統一基準行目線での管理も行っております。

## LIBOR等の指標金利に関するリスク

当行は、ロンドン銀行間取引金利(LIBOR)等の指標金利を参照する金融商品を保有しており、更に当該指標金利は、当行内における金融商品の評価等においても利用されております。

2014年7月に、金融安定理事会が、金利指標の改革及び代替金利指標としてリスク・フリー・レートの構築を提言し、また、2017年7月には、LIBORを規制する英国の金融行動監視機構(FCA)長官が、2021年末以降はLIBOR公表継続のためにパネル銀行にレート呈示を強制する権限を行使しない旨表明しており、2021年末以降のLIBORの公表には不確実性があるとされていましたが、2021年3月5日、LIBOR運営機関(IBA)が、米ドルの一部テナーを除き、2021年12月末をもってLIBORの公表を停止する旨を公表しました(米ドルの一部テナーは、2023年6月末まで公表継続)。

当行では、LIBOR公表停止に向けて、代替金利指標への移行に対する対応を進めておりますが、後継指標に関する市場慣行、導入時期等、未だ決定されていない事項が多く、参照金利や評価方法の変更等により、指標金利を参照する当行の金融資産につき損失が発生し、また、システム開発が必要になること等に伴う費用の増加等の要因により、当行グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## 財務報告に係る内部統制に関するリスク

当行グループは、金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、その結果を記載した内部統制報告書の提出及び監査人による監査を受けることが義務付けられております。

当行グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価及び報告に関する規程等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備しております。また、評価の過程で発見された問題点等は速やかに改善するべく努力しております。しかしながら、財務報告に係る内部統制が有効でない場合には、当行グループの財務報告の信頼性に影響を及ぼす可能性があります。

## 管理会計等に係る内部管理に関するリスク

本書には、日本の会計基準によらず外部監査を受けていない管理会計等に基づく数値・分析等が、含まれております。当行は、これらについても内部管理の体制を整備しておりますが、有効でない場合には、数値等の信頼性に影響を及ぼす可能性があります。

#### 退職給付債務に係るリスク

当行グループの退職給付費用及び債務は、将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の前提条件に基づいて算出しておりますが、金利環境の急変等により、実際の結果が前提条件と異なる等の場合、退職給付費用及び債務が増加又は追加的負担が発生する可能性があります。その結果、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 人材確保に係るリスク

当行グループは、安定した事務遂行と高い専門性を必要とする業務を行っており、営業・運用・A L M・リスク管理・I T・財務・コンプライアンス等の分野において有能で熟練した人材が必要とされます。そのため、専門人材の採用や、各種研修等を通じて人材育成を行っておりますが、当行グループは、他の金融機関等と競争状況に置かれているため、有能な人材を採用し定着・育成することができなかった場合には、事業の競争力、業務運営の効率性等が損なわれ、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。例えば上記分野等の要員に係る採用、報酬等の処遇、育成に注力しても、十分なスキルを持った従業員を育成・定着させることができない可能性や、経営幹部を採用・定着させられない可能性があり、これらの場合には、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 業務提携・外部委託等に伴うリスク

当行グループは、業務の提携、運用・事務・システム開発等の外部委託等を行っております。当行グループが期待していたとおりの成果や利益を達成できない場合や、業務提携先や当行グループの関係会社・日本郵政グループ各社を含む委託先等で、業務遂行の問題が生じ商品・サービスの提供等に支障をきたしたり、お客さまの情報等の重要な情報漏えい等の違法行為が発生した場合、また、提携・委託等が解消され適切な代替委託先等を適時に確保できない場合等において、当行グループの事業、社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 他の金融機関等の信用力の悪化等に係るリスク

当行グループは、国内の銀行、証券会社、保険会社等の金融機関と取引を行っておりますが、取引先や他の金融機関の業績や財政状態の悪化により信用力等に問題が生じた場合、当行グループが当該金融機関との取引で損失を被ったり、政府が当該金融機関の資本増強や収益回復等のために規制・資金調達・税務等に係る救済措置を講じ、預金保険料等が増加したり、競争上の不利益を被ること等により、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当行グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」)の状況の概要並びに経営者の視点による当行グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。当行の連結財務諸表と個別財務諸表の差は僅少であるため、経営成績及び財政状態の状況に関する分析・検討内容の一部については、当行単体のものを記載しております。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、明示がある場合又は文脈上明らかな場合を除き、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

また、当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### (1) 事業の概況

当行グループは、低金利環境の長期化などの厳しい経営環境において、2018年度から2020年度を計画期間とする中期経営計画で当行グループの目指す姿として掲げた「お客さま本位の良質な金融サービスの提供」、「運用の高度化・多様化」、「地域への資金の循環等」及び「経営管理態勢の強化」に取り組み、この実現に向けた基盤固めを進めました。

中期経営計画(2018年度～2020年度) 「やっぱり、ゆうちょ」と言われることを、もっと。		
目指す姿		
全国の幅広い個人のお客さま、小さなお子様からご高齢の方まで、お一人おひとりの長い人生を しっかりとサポートしていくことで、これからもお客さまと共に歩んで行く		
お客さま本位の 良質な金融サービスの提供	運用の高度化・多様化	地域への資金の循環等
お客さまへ“新しいべんり” “安心”の提供	資本の有効活用による 国際分散投資の推進及び 国内産業へのリスクマネー供給	地域経済の活性化を通じた 日本経済発展への貢献
経営管理態勢の強化		

#### (お客さま本位の良質な金融サービスの提供)

キャッシュレス決済サービスにおける不正利用等に関する各種対応状況

当行グループの即時振替サービスやmijica(Visaデビット・プリペイドカード)において、悪意の第三者による不正利用等が発生し、お客さまに多大なるご迷惑をおかけしました。

この対応として、2020年9月初旬以降順次不正利用が発生したサービスを停止し、被害に遭われたお客さまに対する補償を行いました。また、当行の代表執行役社長が直接指揮する「セキュリティ総点検タスクフォース」を立ち上げ、当行グループのキャッシュレス決済サービスのセキュリティの堅牢性やお客さまの利用状況のモニタリング態勢等の再確認を行いました。

その後、即時振替サービスについては、セキュリティ態勢等の確認ができた事業者から、2021年1月以降順次サービスを再開しております。mijicaについては、2022年春の新たなブランドデビットカードへの移行に向けて準備を進めております。

更に、不正利用等への対応を巡るガバナンス上の課題についても、当行の監査委員会及び日本郵政グループ4社が設置した、外部専門家を委員とする「JP改革実行委員会」からの提言などを踏まえ、改善に向けた取り組みを進めてきました。

当行グループは、キャッシュレス決済サービスを経営上の重要施策と考えており、今般の経験と反省を踏まえ、お客さまにより安全・安心にサービスをご利用いただけるよう、一層のセキュリティ強化に取り組むとともに、リスク感度の向上を図りお客さま本位の業務運営に努めてまいります。

#### デジタル化等によるサービスの高度化、業務の効率化

フィンテック(金融とITの融合)に代表される新たなテクノロジーの活用や、お客さまの利便性を一層高めるような金融チャネルの高度化・充実を通じて、いつでもどこでも使える「新しいべんり」の提供に努めました。

具体的には、スマートフォンを使っていつでも現在高や入出金明細を確認できる「ゆうちょ通帳アプリ」について、多くの方々にご利用いただけるように、プッシュ通知機能の追加や普及促進に取り組みました。スマートフォン決済サービス「ゆうちょPay」については、利用できる店舗の拡大を進めるとともに、ゆうちょPay等の当行グループ

のキャッシュレス決済サービスを郵便局でご利用いただいたお客さまを対象とする「郵便局キャッシュレス決済キャンペーン」等の施策を実施しました。

あわせて、事業所向けWebセミナー等を通じて、お客さまからの要望が多い機能を備えたインターネットバンキングサービス「ゆうちょBizダイレクト」への法人のお客さまの移行推奨に注力しました。

また、2020年10月にコールセンターにAIシステムを導入し、同年11月にホームページ上のチャットボットで対応可能な回答範囲を拡大するなど、デジタル技術を活用したお客さま対応の品質や運営効率の向上に取り組みました。

更に、幅広い世代のお客さまニーズに応えるために、「フラット35」の直接取扱や「口座貸越サービス」等の新たなサービスの開始に向けて、2020年12月に金融庁及び総務省に認可を申請し、2021年4月に認可を取得しました(2021年5月サービス開始)。

このほか、2021年3月には、民間発行型のデジタル通貨実現のための取組み及びプラットフォーム開発に参画することを展望し、「株式会社ディーカレット」に出資しました。

#### お客さまの資産形成への貢献

お客さま本位の業務運営の一層の浸透を図る視点から、お客さまニーズに応じたコンサルティングの充実に努めました。

具体的には、商品の内容等を分かりやすくまとめたお客さま向け販売ツールの整備、お客さまの資産形成のご相談に応じる社員の育成とアフターフォローの充実、ご高齢のお客さまへのサービス強化に向けた「シニアライフアドバイザー(注1)」の試験的な配置等に取り組みました。

また、営業目標・人事評価体系についても、「営業の品質」及び「お客さま視点」を一層意識した体系に見直しを行いました。

更に、2019年5月に大和証券グループとの間で協業の検討に合意した「投資一任サービス」について、サービスの開始に向けた準備を進めました。このほか、ご高齢者向けの新サービスとして「相続・信託サービス」の検討に着手しました。

(注) 1. 高齢のお客さまへのアフターフォローを専門的に行う社員

#### (運用の高度化・多様化)

##### 運用の高度化・多様化

新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う市場の混乱は落ち着きを取り戻しつつあるものの、先行き不透明な状況が継続し、国内の低金利環境など、厳しい運用環境の中、リスク・リターンやクレジットクオリティ(投資先の信用力等)を意識しつつ、リスク性資産残高を2021年3月末時点で91.1兆円まで拡大しました。リスク性資産のうち、戦略投資領域への投資については、優良な案件への選別的な投資に努め、残高を4.2兆円まで積み上げました。

##### 財務健全性の確保

運用の高度化・多様化を推進していく中であっても、財務健全性の観点から必要十分な自己資本比率を確保しています。また、「リスクアペタイト・フレームワーク(RAF)」を活用し、当行グループが取得する適切なリスクの種類や水準を明確にした上で、安定的な収益と財務健全性のバランスに配慮した投資方針を決定しました。

(地域への資金の循環等)

地域活性化への貢献

お客さまからお預かりした大切な資金を地域に循環し、地域経済の活性化に貢献するために、地域金融機関との連携を通じて、2016年度から地域活性化ファンドへの参加を積極的に推し進めています。2020年度も事業承継や起業・創業支援、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている企業への支援等を目的として、新たに4件(累計32件)の地域活性化ファンドに参加しました。また、2021年1月には、長期的視点に立って地方創生に向けた取組みを行う投資・事業経営会社「株式会社日本共創プラットフォーム(JPiX)」に出資しました。

更に、2019年10月から開始している税公金の取りまとめ事務の共同化については、2021年3月から京都信用金庫・尼崎信用金庫とも開始するなど、地域金融機関との連携強化に取り組みました。

(経営管理態勢の強化)

お客さま本位の業務運営

キャッシュレス決済サービスにおける不正利用事案では、当行の監査委員会より、当該事案に係るガバナンスの構築・運用状況の検証が行われ、改善に向けた提言が報告されました。また、「J P改革実行委員会」からも、当行のガバナンス等に係る検証結果が公表され、ガバナンス強化に向けた改善案が提言されました。こうした提言を踏まえ、2021年1月に「お客さまサービス統括部」を、2021年3月には「キャッシュレス被害相談デスク」を設置するなど、お客さまからの苦情や相談対応について受付から解決まで一元的に管理する態勢を整備しました。また、新商品や新サービスの導入時や導入後の継続的なセキュリティ検証態勢を強化するため、2021年4月に「リスク管理委員会」の下部組織として「新商品・サービス検討小委員会(営業/事務)」や「システムリスク小委員会」を設置することを決定しました。

更に、2020年2月に設置した代表執行役社長が委員長を務める「サービス向上委員会」を中心に、お客さま本位の業務運営の強化に全社一体となって取り組みました。具体的には、お客さまの声に接する全国の店舗等の社員と経営とのコミュニケーション強化を図るために、社長による「トップメッセージ動画」を定期的に全社員向けに配信したほか、社長直通の意見箱を全社員がアクセスできる社内イントラネット上に設置するなど、組織風土・文化改革に取り組みました。

リスクガバナンスの強化

当行グループでは、リスクガバナンスの中核となる「リスクアペタイト・フレームワーク(R A F)」を導入しており、R A Fの枠組みに基づき、リスクアペタイト方針(注2)・指標(注3)、トップリスクの選定・管理を継続的に行うことで、経営管理態勢の強化を図りました。

また、「サービス向上委員会」や「コンプライアンス委員会」など、経営会議の諮問機関である専門委員会の連携強化等を通じて、縦割り組織からの脱却を図り、横断的なリスクガバナンスの向上に努めました。

(注) 2. 会社全体としてどのようなリスクを取って収益を獲得するか(リスクアペタイト)に関する基本方針

3. リスクアペタイト方針に基づいた、収益性と財務健全性等の両立を図るための目標指標

サイバー攻撃への態勢強化

複雑・巧妙化するサイバー攻撃への対応として、不正なアクセスの監視や被害防止に向けたサイバーセキュリティ態勢の強化に努めております。特に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けたサイバー攻撃の脅威の高まりへの備えを強化したほか、キャッシュレス決済サービス不正利用事案を踏まえた対策に取り組みました。

### コンプライアンス態勢の強化

日本郵政グループ一体となって信頼回復に向けた業務運営を進めている最中、2021年4月6日に公表した、長崎県内の郵便局における長期・高額な現金詐欺取事案を含め、部内犯罪が増加している事態を深刻に受けとめています。いずれの事案についても、被害に遭われたお客さまに対する補償を行うとともに、日本郵便株式会社と連携し、発生原因の分析、再発防止策の検討等を行い、不祥事件の撲滅に向けてコンプライアンスの徹底・強化に取り組んでいます。

このほか、資産運用商品については、適正な販売に努めるとともに、内部通報窓口の改善に取り組みました。

また、国際的な責務であるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止対策については、商品・サービスの見直し、モニタリングの高度化や新システム構築に向けた準備など態勢強化に取り組んでいます。

### 人事戦略

女性管理社員比率の上昇、キャリアチャレンジ(社内公募)の導入等によるキャリア形成支援、“イクボス(注4)”の養成や、新型コロナウイルス感染拡大を契機としたテレワークやWeb会議環境の整備、フレックスタイム制の推進など、社員の多様性に対応した働きやすい職場環境作りに加え、生産性の向上等により、ダイバーシティ・マネジメントを推進しました。

また、トランザクション業務(窓口等における定型業務)を効率化する一方、運用の高度化・多様化、サイバー・デジタル等の強化・成長分野への人材確保・育成を推進しました。

(注) 4. 職場で共に働く仲間のワーク・ライフ・バランスを考え、部下のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司

### ESG(環境、社会、ガバナンス)

当行グループでは、ESG・CSRの推進を経営上の最重要施策の1つとして位置づけております。2020年度においては、国際目標であるSDGs等を踏まえ、「お客さま・マーケット」「地域社会」「社員(ダイバーシティ・マネジメント)」「環境」の4つをテーマとして設定し、ESGの取組みを推進しました。

具体的な取組み例としては、2020年4月にESG室を新設、従来の「CSR委員会」を「ESG・CSR委員会」(経営企画部所管)に改組することでESG推進態勢を整備しました。また、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言に基づく気候変動リスクのシナリオ分析の着手、ESG投資方針の改正等の取組みを実施しました。

## (2) 経営成績

当連結会計年度の連結粗利益は、前連結会計年度比51億円増加の1兆3,191億円となりました。このうち、資金利益は、低金利環境の継続など厳しい経営環境下、有価証券利息が減少し、前連結会計年度比146億円の減少となりました。役員取引等利益は、投資信託関連手数料の減少を主因に、前連結会計年度比9億円の減少となりました。その他業務利益は、外貨調達コストの低下もあり、前連結会計年度比206億円の増加となりました。

経費は、物件費の削減を主因に、前連結会計年度比100億円減少の1兆114億円となりました。

連結業務純益は、前連結会計年度比151億円増加の3,076億円となりました。

経常利益は、前連結会計年度比150億円増加の3,942億円となりました。通期業績予想の経常利益3,750億円に対し、達成率は105.1%となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、2,801億円と前連結会計年度比66億円の増益となり、通期業績予想の親会社株主に帰属する当期純利益2,700億円に対する達成率は103.7%となりました。

なお、「生産、受注及び販売の実績」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

	前連結会計年度 (百万円)(A)	当連結会計年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
連結粗利益	1,314,028	1,319,136	5,108
資金利益	976,639	961,997	14,641
役員取引等利益	128,891	127,942	948
その他業務利益	208,497	229,195	20,698
うち外国為替売買損益	202,139	254,662	52,522
うち国債等債券損益	8,097	25,980	34,077
経費(除く臨時処理分)	1,021,503	1,011,444	10,058
人件費	123,427	120,422	3,005
物件費	844,648	834,392	10,255
税金	53,427	56,629	3,202
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	292,524	307,691	15,167
一般貸倒引当金繰入額	15	-	15
連結業務純益	292,509	307,691	15,182
臨時損益	86,628	86,530	98
うち株式等関係損益	11,815	188,480	200,296
うち金銭の信託運用損益	72,838	272,749	199,910
経常利益	379,137	394,221	15,084
特別損益	506	1,566	1,060
うち固定資産処分損益	532	560	27
うち減損損失	0	1,006	1,006
税金等調整前当期純利益	378,631	392,654	14,023
法人税、住民税及び事業税	101,366	124,350	22,984
法人税等調整額	4,314	11,225	15,539
法人税等合計	105,680	113,124	7,444
当期純利益	272,950	279,529	6,579
非支配株主に帰属する当期純損失	485	600	115
親会社株主に帰属する当期純利益	273,435	280,130	6,694

- (注) 1. 連結業務純益 = 連結粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額  
 2. 臨時損益とは、連結損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。  
 3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。  
 4. 国債等債券損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却  
 5. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却  
 6. 金額が損失又は費用には を付しております(非支配株主に帰属する当期純損失を除く。)

#### 損益の概要(単体)

当事業年度の業務粗利益は、前事業年度比48億円増加の1兆3,190億円となりました。このうち、資金利益は、低金利環境の継続など厳しい経営環境下、有価証券利息が減少し、前事業年度比149億円の減少となりました。役務取引等利益は、投資信託関連手数料の減少を主因に、前事業年度比9億円の減少となりました。その他業務利益は、外貨調達コストの低下もあり、前事業年度比207億円の増加となりました。

経費は、物件費の削減を主因に、前事業年度比100億円減少の1兆101億円となりました。

業務純益は、前事業年度比149億円増加の3,088億円となりました。

経常利益は、前事業年度比152億円増加の3,943億円となりました。

この結果、当期純利益は2,798億円、前事業年度比67億円の増益となりました。

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	1,314,210	1,319,027	4,817
資金利益	976,821	961,884	14,937
役務取引等利益	128,891	127,943	948
その他業務利益	208,497	229,200	20,702
うち外国為替売買損益	202,139	254,666	52,527
うち国債等債券損益	8,097	25,980	34,077
経費(除く臨時処理分)	1,020,253	1,010,175	10,078
人件費	122,586	119,374	3,211
物件費	844,334	834,256	10,078
税金	53,332	56,544	3,212
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	293,956	308,852	14,895
一般貸倒引当金繰入額	15	-	15
業務純益	293,941	308,852	14,910
臨時損益	85,135	85,473	337
うち株式等関係損益	11,545	188,480	200,025
うち金銭の信託運用損益	72,838	272,749	199,910
経常利益	379,077	394,325	15,247
特別損益	450	1,564	1,113
固定資産処分損益	450	557	107
減損損失	0	1,006	1,006
税引前当期純利益	378,626	392,760	14,134
法人税、住民税及び事業税	101,266	124,123	22,857
法人税等調整額	4,315	11,200	15,516
法人税等合計	105,581	112,923	7,341
当期純利益	273,044	279,837	6,792

- (注) 1. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額  
 2. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。  
 3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。  
 4. 国債等債券損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却  
 5. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却  
 6. 金額が損失又は費用には を付しております。

## (参考) 与信関係費用

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
与信関係費用	13	23	9
一般貸倒引当金繰入額	13	23	9
貸出金償却	-	-	-
個別貸倒引当金繰入額	-	-	-
償却債権取立益	-	-	-

- (注) 1. 金融再生法開示債権に係る費用を計上しております。  
 2. 金額が損失又は費用には を付しております。

## 国内・国際別の資金利益等(単体)

当行は、銀行業の単一セグメントであり、海外店や海外に本店を有する子会社(以下「海外子会社」)を有しておりませんが、円建の取引を「国内業務部門」、外貨建取引を「国際業務部門」に帰属させ(ただし、円建の対非居住者取引は「国際業務部門」に含む。)、各々の収益・費用を計上した結果、国内業務部門・国際業務部門別の資金利益等は次のとおりとなりました。

当事業年度は、国内業務部門においては、国債利息の減少を主因に資金利益は4,556億円に減少、役務取引等利益は1,278億円、その他業務利益は 413億円となりました。

国際業務部門においては、外貨調達コストの低下等により、資金調達費用が減少し、資金利益は5,061億円、役務取引等利益は0億円、その他業務利益は2,705億円となりました。

この結果、国内業務部門、国際業務部門の相殺消去後の合計は、資金利益は9,618億円、役務取引等利益は1,279億円、その他業務利益は2,292億円となりました。

## イ. 国内業務部門

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
資金利益	549,737	455,698	94,039
資金運用収益	629,096	518,305	110,791
うち国債利息	428,156	364,671	63,485
資金調達費用	79,358	62,606	16,751
役務取引等利益	128,540	127,875	664
役務取引等収益	159,951	156,939	3,012
役務取引等費用	31,410	29,063	2,347
その他業務利益	3,164	41,327	44,491
その他業務収益	6,217	3,187	3,029
その他業務費用	3,052	44,514	41,461

ロ．国際業務部門

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
資金利益	427,083	506,185	79,102
資金運用収益	789,429	751,460	37,969
うち外国証券利息	787,476	750,955	36,521
資金調達費用	362,345	245,274	117,071
役務取引等利益	350	67	283
役務取引等収益	613	436	176
役務取引等費用	262	369	106
その他業務利益	205,333	270,527	65,194
その他業務収益	206,671	290,497	83,826
その他業務費用	1,337	19,969	18,631

ハ．合計

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
資金利益	976,821	961,884	14,937
資金運用収益	1,318,014	1,198,278	119,736
資金調達費用	341,193	236,393	104,799
役務取引等利益	128,891	127,943	948
役務取引等収益	160,564	157,376	3,188
役務取引等費用	31,673	29,433	2,240
その他業務利益	208,497	229,200	20,702
その他業務収益	212,888	293,684	80,796
その他業務費用	4,390	64,484	60,093

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前事業年度5,441百万円、当事業年度4,760百万円)を控除しております。

2. 「国内業務部門」「国際業務部門」間の内部取引による相殺消去額は下表のとおりであります。

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
国内業務部門・資金運用収益	100,511	71,487
国際業務部門・資金調達費用	100,511	71,487

国内・国際別資金運用 / 調達の状況(単体)

当事業年度の資金運用勘定の平均残高は210兆4,304億円、利回りは0.56%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は203兆6,928億円、利回りは0.11%となりました。

国内・国際別に見ますと、国内業務部門の資金運用勘定の平均残高は204兆9,282億円、利回りは0.25%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は197兆7,831億円、利回りは0.03%となりました。

国際業務部門の資金運用勘定の平均残高は67兆1,005億円、利回りは1.11%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は67兆5,080億円、利回りは0.36%となりました。

イ．国内業務部門

種類	前事業年度			当事業年度			増減
	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%) (A)	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%) (B)	利回り (%) (B) - (A)
資金運用勘定	198,026,308	629,096	0.31	204,928,217	518,305	0.25	0.06
うち貸出金	4,947,212	11,056	0.22	5,888,523	10,060	0.17	0.05
うち有価証券	71,842,673	492,509	0.68	70,330,066	410,942	0.58	0.10
うち預け金等	52,928,370	28,874	0.05	56,799,558	29,230	0.05	0.00
資金調達勘定	190,695,746	79,358	0.04	197,783,193	62,606	0.03	0.00
うち貯金	183,018,232	55,096	0.03	188,043,501	38,323	0.02	0.00
うち債券貸借取引 受入担保金	229,198	229	0.10	155,875	155	0.09	0.00

- (注) 1. 「国内業務部門」は円建取引であります。
2. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、資金運用勘定は金銭の信託の平均残高(前事業年度2,483,454百万円、当事業年度3,107,611百万円)を控除し、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前事業年度2,483,454百万円、当事業年度3,107,611百万円)及び利息(前事業年度1,744百万円、当事業年度1,147百万円)を控除しております。
3. 預け金等は、譲渡性預け金、日銀預け金、コールローン、買入金銭債権であります。「ロ．国際業務部門」「八．合計」においても同様であります。
4. 貯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。「ロ．国際業務部門」「八．合計」においても同様であります。

ロ．国際業務部門

種類	前事業年度			当事業年度			増減
	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%) (A)	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%) (B)	利回り (%) (B) - (A)
資金運用勘定	63,366,957	789,429	1.24	67,100,563	751,460	1.11	0.12
うち貸出金	10,868	57	0.52	23,763	125	0.52	0.00
うち有価証券	63,239,883	787,476	1.24	66,938,098	750,955	1.12	0.12
うち預け金等	1,263	29	2.35	-	-	-	2.35
資金調達勘定	63,324,744	362,345	0.57	67,508,045	245,274	0.36	0.20
うち債券貸借取引 受入担保金	2,240,788	49,376	2.20	1,482,339	6,752	0.45	1.74

- (注) 1. 「国際業務部門」は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引については、「国際業務部門」に含めております。
2. 当行は、海外店及び海外子会社を有しておりません。
3. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、資金運用勘定は金銭の信託の平均残高(前事業年度646,071百万円、当事業年度994,585百万円)を控除し、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前事業年度646,071百万円、当事業年度994,585百万円)及び利息(前事業年度3,696百万円、当事業年度3,613百万円)を控除しております。

## 八．合計

種類	前事業年度			当事業年度			増減
	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%) (A)	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%) (B)	利回り (%) (B) - (A)
資金運用勘定	203,590,095	1,318,014	0.64	210,430,410	1,198,278	0.56	0.07
うち貸出金	4,958,081	11,113	0.22	5,912,287	10,186	0.17	0.05
うち有価証券	135,082,556	1,279,986	0.94	137,268,164	1,161,897	0.84	0.10
うち預け金等	52,929,633	28,904	0.05	56,799,558	29,230	0.05	0.00
資金調達勘定	196,217,319	341,193	0.17	203,692,867	236,393	0.11	0.05
うち貯金	183,018,232	55,096	0.03	188,043,501	38,323	0.02	0.00
うち債券貸借取引 受入担保金	2,469,986	49,605	2.00	1,638,214	6,908	0.42	1.58

- (注) 1. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、資金運用勘定は金銭の信託の平均残高(前事業年度3,129,526百万円、当事業年度4,102,197百万円)を控除し、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前事業年度3,129,526百万円、当事業年度4,102,197百万円)及び利息(前事業年度5,441百万円、当事業年度4,760百万円)を控除しております。
2. 「国内業務部門」「国際業務部門」間の内部取引による相殺消去額は下表のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)
国内業務部門・資金運用勘定	57,803,170	100,511	61,598,371	71,487
国際業務部門・資金調達勘定	57,803,170	100,511	61,598,371	71,487

## 役務取引等利益の状況(単体)

当事業年度の役務取引等利益は、電信振替の料金改定等により、為替・決済関連手数料が増加したものの、投資信託関連手数料が減少し、前事業年度比9億円減少の1,279億円となりました。

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
役務取引等利益	128,891	127,943	948
為替・決済関連手数料	79,487	83,425	3,937
A T M関連手数料	19,095	20,152	1,056
投資信託関連手数料	21,764	14,654	7,110
その他	8,543	9,710	1,167

## (参考) 投資信託の取扱状況(約定ベース)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
販売金額	691,496	262,912	428,583
純資産残高	2,301,781	2,565,801	264,020

## (3) 財政状態

当連結会計年度末における総資産は、有価証券で保有する投資信託及び預け金等の増加を主因に、前連結会計年度末比12兆9,597億円増加の223兆8,706億円となりました。主要勘定については、有価証券は前連結会計年度末比2兆9,996億円増加の138兆2,042億円、貸出金は前連結会計年度末比2,700億円減少の4兆6,917億円となりました。貯金残高は、通常貯金等の残高増加を主因に、前連結会計年度末比6兆5,865億円増加の189兆5,885億円となりました。

株主資本が前連結会計年度末比1,866億円増加、その他の包括利益累計額が前連結会計年度末比2兆1,901億円増加し、純資産は11兆3,948億円となりました。株主資本のうち、利益剰余金は2兆7,502億円となりました。

## 預金残高の状況(単体)

当事業年度末の貯金残高は、通常貯金等の残高増加を主因に、前事業年度末比6兆5,887億円増加の189兆5,934億円となりました。

## 預金の種類別残高(未残・構成比)

種類	前事業年度		当事業年度		増減
	金額(百万円) (A)	構成比(%)	金額(百万円) (B)	構成比(%)	金額(百万円) (B) - (A)
預金合計	183,004,733	100.00	189,593,469	100.00	6,588,736
流動性預金	87,567,568	47.84	101,309,018	53.43	13,741,449
振替貯金	7,712,325	4.21	9,150,117	4.82	1,437,791
通常貯金等	79,346,271	43.35	91,546,309	48.28	12,200,038
貯蓄貯金	508,971	0.27	612,591	0.32	103,619
定期性預金	95,298,907	52.07	88,145,649	46.49	7,153,258
定期貯金	5,225,651	2.85	4,709,291	2.48	516,359
定額貯金	90,073,256	49.21	83,436,358	44.00	6,636,898
その他の預金	138,256	0.07	138,801	0.07	544
譲渡性預金	-	-	-	-	-
総合計	183,004,733	100.00	189,593,469	100.00	6,588,736

## 預金の種類別残高(平残・構成比)

種類	前事業年度		当事業年度		増減
	金額(百万円) (A)	構成比(%)	金額(百万円) (B)	構成比(%)	金額(百万円) (B) - (A)
預金合計	183,018,232	100.00	188,043,501	100.00	5,025,269
流動性預金	84,703,007	46.28	96,053,067	51.08	11,350,060
振替貯金	7,706,034	4.21	8,686,730	4.61	980,696
通常貯金等	76,527,985	41.81	86,803,482	46.16	10,275,497
貯蓄貯金	468,987	0.25	562,854	0.29	93,866
定期性預金	98,087,845	53.59	91,763,655	48.79	6,324,190
定期貯金	6,208,331	3.39	4,940,369	2.62	1,267,961
定額貯金	91,879,514	50.20	86,823,285	46.17	5,056,228
その他の預金	227,378	0.12	226,778	0.12	600
譲渡性預金	-	-	-	-	-
総合計	183,018,232	100.00	188,043,501	100.00	5,025,269

- (注) 1. 「通常貯金等」=通常貯金+特別貯金(通常郵便貯金相当)
2. 貯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。「振替貯金」は「当座預金」、「通常貯金」は「普通預金」、「貯蓄貯金」は「貯蓄預金」、「定期貯金」は「定期預金」に相当するものであります。「定額貯金」は「その他の預金」に相当するものであります。「定期性預金」に含めております。
3. 特別貯金(通常郵便貯金相当)は郵政管理・支援機構からの預り金のうち、同機構が日本郵政公社から承継した定期郵便貯金、定額郵便貯金、積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金、教育積立郵便貯金に相当する郵便貯金で満期となったものなどであります。
4. 上記の通常貯金、定期性預金は、「第1 企業の概況 3 事業の内容(参考) (2) 預入限度額」に記載の郵政民営化法における預入限度額規制上の区分とは異なります。

資産運用の状況(未残・構成比) (単体)

当事業年度末の運用資産のうち、国債は50.4兆円、その他の証券は71.1兆円となりました。

種類	前事業年度		当事業年度		増減 金額(百万円) (B) - (A)
	金額(百万円) (A)	構成比(%)	金額(百万円) (B)	構成比(%)	
預け金等	51,485,414	24.80	60,667,097	27.50	9,181,682
コールローン	1,040,000	0.50	1,390,000	0.63	350,000
買現先勘定	9,731,897	4.68	9,721,360	4.40	10,536
債券貸借取引支払保証金	112,491	0.05	-	-	112,491
金銭の信託	4,549,736	2.19	5,547,574	2.51	997,837
うち国内株式	1,859,682	0.89	2,261,772	1.02	402,089
うち国内債券	1,419,008	0.68	1,545,190	0.70	126,181
有価証券	135,198,460	65.14	138,183,264	62.64	2,984,804
国債	53,636,113	25.84	50,493,477	22.88	3,142,635
地方債	5,986,349	2.88	5,493,814	2.49	492,534
短期社債	806,975	0.38	1,869,535	0.84	1,062,560
社債	9,108,252	4.38	9,145,414	4.14	37,162
株式	3,255	0.00	13,755	0.00	10,500
その他の証券	65,657,514	31.63	71,167,266	32.26	5,509,752
うち外国債券	23,706,870	11.42	23,505,116	10.65	201,754
うち投資信託	41,901,017	20.19	47,591,186	21.57	5,690,169
貸出金	4,961,733	2.39	4,691,723	2.12	270,009
その他	439,879	0.21	394,410	0.17	45,468
合計	207,519,613	100.00	220,595,431	100.00	13,075,817

(注) 「預け金等」は譲渡性預け金、日銀預け金、買入金銭債権であります。

## 評価損益の状況(未残)(単体)

当事業年度末の評価損益(その他目的)は、ヘッジ考慮後で3兆488億円(税効果前)となりました。

	前事業年度(A)		当事業年度(B)		増減(B)-(A)	
	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価損益 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価損益 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価損益 (百万円)
満期保有目的の債券	24,170,708	490,838	25,178,079	238,178	1,007,371	252,660

	前事業年度(A)		当事業年度(B)		増減(B)-(A)	
	貸借対照表 計上額 /想定元本 (百万円)	評価損益 /ネット繰延 損益 (百万円)	貸借対照表 計上額 /想定元本 (百万円)	評価損益 /ネット繰延 損益 (百万円)	貸借対照表 計上額 /想定元本 (百万円)	評価損益 /ネット繰延 損益 (百万円)
その他目的	115,936,195	370,622	118,940,510	3,586,863	3,004,314	3,216,241
有価証券	111,386,459	751,571	113,392,936	2,407,252	2,006,477	3,158,823
国債	32,597,964	794,222	29,917,094	542,798	2,680,869	251,424
外国債券	23,706,870	429,425	23,505,116	1,031,399	201,754	601,973
投資信託	41,901,017	2,040,416	47,591,186	776,215	5,690,169	2,816,632
その他	13,180,607	65,196	12,379,538	56,838	801,068	8,358
時価ヘッジ効果額		308,341		173,512		481,853
金銭の信託	4,549,736	813,852	5,547,574	1,353,124	997,837	539,271
国内株式	1,859,682	816,565	2,261,772	1,363,424	402,089	546,858
その他	2,690,053	2,713	3,285,801	10,299	595,747	7,586
デリバティブ取引 (繰延ヘッジ適用分)	16,340,330	472,705	16,210,065	538,052	130,264	65,346
評価損益合計 + + +		102,083		3,048,811		3,150,894

(注) 「有価証券」には、有価証券のほか、現金預け金中の譲渡性預け金、買入金銭債権を含んでおります。

業種別貸出金残高の状況(末残・構成比)(単体)

業種別	前事業年度		当事業年度		増減
	金額(百万円) (A)	構成比(%)	金額(百万円) (B)	構成比(%)	金額(百万円) (B) - (A)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	4,942,412	100.00	4,666,152	100.00	276,259
農業、林業、漁業、鉱業	-	-	-	-	-
製造業	43,524	0.88	81,669	1.75	38,145
電気・ガス等、情報通信業、運輸業	108,064	2.18	137,714	2.95	29,650
卸売業、小売業	31,155	0.63	34,255	0.73	3,099
金融・保険業	773,676	15.65	739,510	15.84	34,165
建設業、不動産業	12,983	0.26	63,184	1.35	50,200
各種サービス業、物品賃貸業	48,437	0.98	84,214	1.80	35,776
国、地方公共団体	3,782,410	76.52	3,428,219	73.46	354,190
その他	142,159	2.87	97,383	2.08	44,776
国際及び特別国際金融取引勘定分	19,321	100.00	25,571	100.00	6,250
政府等	-	-	-	-	-
その他	19,321	100.00	25,571	100.00	6,250
合計	4,961,733		4,691,723		270,009

- (注) 1. 「国内」とは本邦居住者に対する貸出、「国際」とは非居住者に対する貸出であります。  
2. 当行は、海外店及び海外子会社を有しておりません。  
3. 「金融・保険業」のうち郵政管理・支援機構向け貸出金は、前事業年度末439,734百万円、当事業年度末340,563百万円であります。

(参考) リスク管理債権(末残)(単体)

	前事業年度 (億円)(A)	当事業年度 (億円)(B)	増減(億円) (B) - (A)
破綻先債権	-	-	-
延滞債権	0	-	0
3カ月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	-	-	-
合計	0	-	0

(4) キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローの状況については、営業活動によるキャッシュ・フローは前連結会計年度比6兆4,952億円増加の9兆4,312億円、投資活動によるキャッシュ・フローは前連結会計年度比1兆5,393億円増加の2,479億円、財務活動によるキャッシュ・フローは前連結会計年度比1,031億円増加の791億円となりました。その結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末比9兆1,042億円増加の60兆7,044億円となりました。

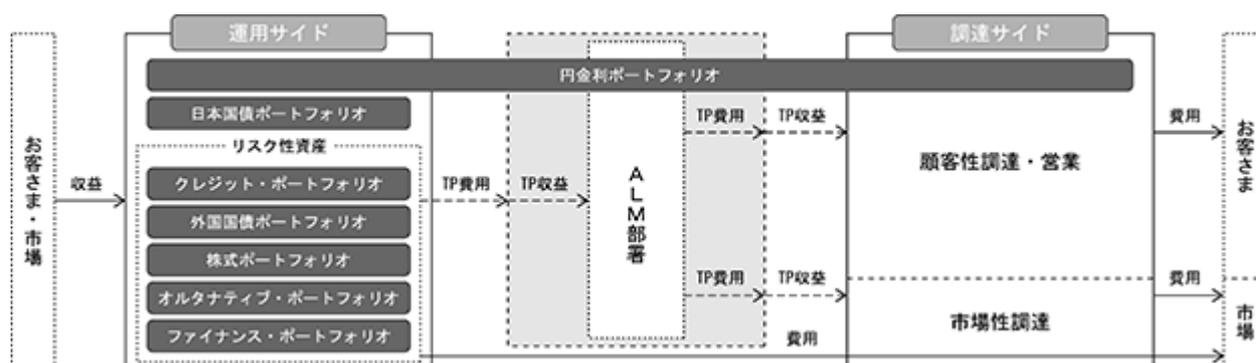
(5) 資本の財源及び資金の流動性

当面の設備投資及び株主還元などは自己資金で賄う予定であります。

また、当行グループは、正確な資金繰りの把握及び資金繰りの安定に努めるとともに、適切なりスク管理態勢の構築を図っております。有価証券等の運用については、大部分をお客さまからお預かりした貯金にて調達するとともに、必要に応じて外貨建てを中心に、売現先取引や債券貸借取引等による資金調達を行っております。

(参考) ポートフォリオの状況

1. ポートフォリオの概要



当行は、ALM(資産・負債の総合管理)の枠組みとして7つのポートフォリオを設け、当行の内部規程に基づく管理会計により管理しております。上図は、その概要をイメージ図として重要性の観点から簡略化して記載しております。(なお、ALMとは、有価証券等の資産や貯金等の負債の金利・期間を把握し、将来の金利変動等を予測した上で、市場・信用・流動性等のリスクを管理しつつ、収益の確保を図る管理手法です。)

円金利ポートフォリオ(日本国債ポートフォリオを含む。)

主に円金利リスクを取得・管理するポートフォリオです。日本国債、政府保証債、短期運用資産等の運用サイドに加え、調達サイド(貯金等)も含めて、円金利リスクを管理します。

日本国債ポートフォリオ

円金利ポートフォリオの内、運用サイド(短期運用資産等を除く。)を特に日本国債ポートフォリオと呼びます。

クレジット・ポートフォリオ

主に信用リスクを取得・管理するポートフォリオで、対象資産には国内外の地方債、社債等が含まれます。

外国国債ポートフォリオ

主に外貨金利リスク、為替変動リスクを取得・管理するポートフォリオで、対象資産には、外国国債等が含まれます。

株式ポートフォリオ

主に株価変動リスクを取得・管理するポートフォリオで、対象資産には株式及び株式関連デリバティブ等が含まれます。

オルタナティブ・ポートフォリオ

主にオルタナティブ資産に係るリスクを取得・管理するポートフォリオで、対象資産にはプライベートエクイティファンド、不動産ファンド等が含まれます。

ファイナンス・ポートフォリオ

主に貸付に係る信用リスクを取得・管理するポートフォリオで、地方公共団体向け貸付(郵政管理・支援機構向け貸出金を含む。)、法人向け貸付、地域活性化ファンド等への投資を実施します。

ポートフォリオ間の内部資金取引には、市場金利等をベースにした仕切りレートを、トランスファー・プライス(以下「TP」)として設定しております。

ポートフォリオ別資産の概要、期末残高

(単位：億円)

	2020年3月31日	2021年3月31日
円金利リスク資産(注1)	1,139,569	1,209,543
短期資産	571,866	669,423
国債・政府保証債	567,703	540,120
リスク性資産(注2)	848,705	911,207
地方債	59,863	54,938
社債等	75,944	75,342
外国証券等	634,023	682,131
貸出金	22,917	26,373
金銭の信託(株式)等	22,860	29,768
戦略投資領域(注3)	33,096	42,652

- (注) 1. 円金利ポートフォリオから調達サイド(貯金等)を除いたものとなります。  
 2. クレジット・ポートフォリオ、外国国債ポートフォリオ、株式ポートフォリオ、オルタナティブ・ポートフォリオ、ファイナンス・ポートフォリオの合計となります。  
 3. 戦略投資領域は、オルタナティブ資産(プライベートエクイティファンド、不動産ファンド(エクイティ)等)、不動産ファンド(デット)、ダイレクトレンディングファンド、インフラデットファンド等ではありません。

2. ポートフォリオ別平残・損益の概要

(単位：平残/兆円、損益/億円)

	前事業年度		当事業年度	
	平残	損益	平残	損益
全体	197.4	3,767	204.0	3,889
円金利ポートフォリオ	114.0	4,805	116.1	5,818
顧客性調達・営業		7,743		8,407
運用等		2,937		2,588
リスク性資産	83.4	8,573	87.9	9,708

(注) ポートフォリオ別平残は、期首残高と期末残高の平均であります。

ポートフォリオ別損益は、以下により算出しており、各ポートフォリオの損益の合計は当行の経常利益に概ね一致します。

損益 = 資金収支等(資金運用に係る収益から資金調達に係る費用を除いたもの(売却損益等を含む)) + 役務取引等収支(役務取引等収益 - 役務取引等費用) - 経費(損益計算書上の営業経費に相当)

資金収支等は、社外との実際の取引、社内の内部取引(TPを設定)を、各ポートフォリオに帰属させ、その収益・費用を計上しております。例えば、円金利ポートフォリオ(顧客性調達・営業)には、貯金で調達した資金を同期間の国債で運用した利鞘等を、リスク性資産には、国債レート(TP)の社内取引で調達した資金を同期間の社債等で運用した利鞘(信用スプレッド)等を、計上しております。

役務取引等に係る収益・費用は、大部分が為替・決済業務や投資信託販売手数料などサービス・商品販売に係る手数料とその費用であり、主に円金利ポートフォリオ(顧客性調達・営業)に計上しております。

経費は、以下により各ポートフォリオに帰属させていますが、そのほとんどは円金利ポートフォリオ(顧客性調達・営業)に計上しております。

各ポートフォリオに直接帰属させることが可能な経費

ア 特定のポートフォリオと関係の深い部署の経費は、当該ポートフォリオに賦課

イ 複数のポートフォリオと関係の深い部署の経費は、業務に従事する社員数等に応じて各ポートフォリオに配賦

各ポートフォリオに直接帰属させることができない経費

各ポートフォリオの業務に従事する社員数に応じて配賦

以上により算出したポートフォリオ別損益を概観しますと、国債等の歴史的な低金利の継続を反映して、円金利ポートフォリオ(顧客性調達・営業)がALM部署から受取るTP収益が低下する一方、貯金調達レートの低下余地は限定的で、当行全体の経費のほとんどが賦課されることから、円金利ポートフォリオの損益は赤字となっております。しかし、国内金利が平常化していく局面では、基本的には収益の回復が期待されます(詳細は、「2 事業等のリスク (2) 市場リスク 金利リスク」をご参照ください。)。一方、外国証券等に運用を拡大・多様化してきたリスク性資産の収益は増加してきており、歴史的な低金利の下で、ポートフォリオ全体の収益確保に貢献しております。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2021年3月31日
1. 連結自己資本比率(2/3)	15.53
2. 連結における自己資本の額	90,383
3. リスク・アセット等の額	581,668
4. 連結総所要自己資本額	23,266

(注) 連結総所要自己資本額は、上記3.に記載しているリスク・アセット等の額に4%を乗じた額であります。

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2021年3月31日
1. 単体自己資本比率(2/3)	15.51
2. 単体における自己資本の額	90,243
3. リスク・アセット等の額	581,571
4. 単体総所要自己資本額	23,262

(注) 単体総所要自己資本額は、上記3.に記載しているリスク・アセット等の額に4%を乗じた額であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

(2) 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

(3) 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

(4) 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記(1)から(3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2020年3月31日	2021年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
危険債権	0	-
要管理債権	-	-
正常債権	51,116	47,749

(6) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当行が連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは、次のとおりであります。

有価証券の時価評価

当行及び連結子会社における時価で測定される有価証券の残高は多額であり、連結財務諸表に対する影響が大きいため、有価証券の時価は会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

債券については、取引所の価格、日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値、比準価格方式により算定された価額又はブローカー等から提示された価格、投資信託の受益証券については基準価額を時価としております。比準価格方式により算定された価額又はブローカー等から提示された価格における主要な仮定は、時価評価において用いられているインプットであり、イールドカーブ、類似銘柄の価格から推計されるスプレッド等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、重要な見積りを含む市場で観察できないインプットが使用されている場合もあります。

当行の経営者は、有価証券の時価評価に用いた会計上の見積りの仮定は合理的であると判断しております。ただし、市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することで、有価証券の時価が増減する可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大に伴い金融市場が混乱する場合、有価証券の時価評価における主要な仮定に影響が及び、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

経営上の重要な契約等は、次のとおりであります。

##### (1) 銀行窓口業務契約(2012年10月1日締結)(期間の定めのない契約)

日本郵便株式会社は、日本郵便株式会社法により、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金・債権債務の決済の役務、簡易に利用できる生命保険の役務を、利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国で公平に利用できるようにするユニバーサルサービス義務を、日本郵政株式会社とともに負っています。このうち簡易な貯蓄、送金・債権債務の決済の役務の業務を、銀行代理業として提供するために、日本郵便株式会社は、当行との間で銀行窓口業務契約を締結しており(日本郵便株式会社法第2条第2項、同法第4条第1項、同法第5条)、当行定款にもこの旨規定しております。

銀行窓口業務契約では、日本郵便株式会社が、当行を関連銀行として、ユニバーサルサービス(通常貯金、定額貯金、定期貯金、普通為替、定額小為替、通常払込み、電信振替)の銀行窓口業務を営むこととしております。

なお、本契約は、銀行窓口業務の健全・適切な運営確保の観点から特段の事由が生じた場合等を除き、当事者の合意がない限り解除できないものと定めております。

##### (2) 銀行代理業に係る業務の委託契約、金融商品仲介業に係る業務の委託契約(2007年9月12日締結)(期間の定めのない契約)

当行は、上記(1)の銀行窓口業務契約で定めたユニバーサルサービスに関する業務を含め、貯金の受払いや国債・投資信託の募集の取扱等の業務を委託するため、日本郵便株式会社との間で銀行代理業に係る業務の委託契約、金融商品仲介業に係る業務の委託契約を締結しております。

なお、本契約は、解除協議の申入れより6か月経過後の通知により解除できるものと定めております。また、銀行窓口業務に該当する業務については、銀行窓口業務契約に定めがある場合を除くほか、銀行代理業に係る業務の委託契約の定めるところによるものとしております。

##### (3) 郵便貯金管理業務の再委託契約(2007年9月12日締結)(期間の定めのない契約)

当行は、日本郵便株式会社との間で、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構(以下「郵政管理・支援機構」)より受託した郵便貯金管理業務の一部について、日本郵便株式会社が郵便貯金管理業務を営むこととする再委託契約を締結しております。本契約は、以下(5)の契約と同様、解除協議の申入れより6か月経過後の通知により解除できるものと定めております。

##### (4) 委託手数料支払要領(2019年3月29日締結)(期間の定めのない契約)

当行は、日本郵便株式会社との間で、上記(1)～(3)に係る業務の対価としての委託手数料の算定方法を定めた支払要領を締結し、日本郵便株式会社に対して委託手数料を支払っております。

2018年12月1日、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律が施行されました。郵便局ネットワークの維持に要する費用は、従来、日本郵便株式会社と関連銀行・関連保険会社との間の契約に基づく委託手数料により賄われておりましたが、当該費用のうち、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用(日本郵便株式会社が負担すべき額を除く。)は、本法に基づき、2019年度から、当行及び株式会社かんぽ生命保険からの拠出金を原資として、郵政管理・支援機構から日本郵便株式会社に交付される交付金で賄われております。

これに伴い、日本郵便株式会社への委託業務に係る費用は、これまでの委託手数料から、交付金・拠出金と新たな委託手数料で賄うように見直しております。

具体的には、2019年度以降の委託手数料については、従来の算定方法を変更し、以下の算定方法により支払っております。

###### (基本委託手数料)

委託手数料は、「基本委託手数料(貯金、投資信託、送金決済等の事務に対する手数料)」と「営業・事務報奨」から構成されております。

基本委託手数料は、当行の管理会計により毎年算出した単位業務コストをベースに、日本郵便株式会社での取扱実績等に基づき、委託業務コストに見合う額を算出し、その前年度からの増減率を、前年度の基本委託手数料に乗じて算出しております。

なお、基本委託手数料は、「貯金や投資信託等の預かり資産に係る事務等」、「送金決済その他役務の提供事務等」毎に毎年、料率・単価を設定し、下表の式により支払っております。

委託手数料の項目	支払額の算出式
貯金や投資信託等の預かり資産に係る事務等	平均総預かり資産残高 × 料率
送金決済その他役務の提供事務等	取扱件数 × 単価

(注) 「平均総預かり資産残高」とは、貯金平均残高と投資信託平均残高の合計値です。また、「平均総預かり資産残高」及び「取扱件数」は、日本郵便株式会社の月次の取扱実績によるものであります。なお、本要領は、上記(1)～(3)の契約すべてを解除するまで、効力を有するものと定めております。

2019年度の基本委託手数料は、前年度の基本委託手数料が算定方法を変更する前であり、乗じる対象がないため、委託業務コストに見合う額から交付金で賄われる部分を除いて算出しております。

(営業・事務報奨)

営業目標達成や事務品質向上を確保するため、成果に見合った「営業・事務報奨」を支払っております。

(参考：2018年度までの算定方法)

当行の管理会計により毎年算出した単位業務コストに日本郵便株式会社での取扱実績を乗じて委託業務コストに見合う額を算出し、その中から、郵便局ネットワークの確保のために、郵便局維持に係るコスト(日本郵便株式会社の管理会計による当行委託業務配賦分)を「窓口基本手数料」としておりました。また、残額について、「貯金の預払事務等」、「送金決済その他役務の提供事務等」、「資産運用商品の販売事務等」毎に毎年、料率・単価を算出し、下表の式により支払うこととしておりました。

併せて、営業目標達成や事務品質向上を確保するため、成果に見合った「営業・事務報奨」を支払うこととしておりました。

委託手数料の項目	支払額の算出式
貯金の預払事務等	平均貯金残高 × 料率
送金決済その他役務の提供事務等	取扱件数 × 単価
資産運用商品の販売事務等	販売額 × 料率 平均投信残高 × 料率

(注) 「平均貯金残高」「取扱件数」「販売額」「平均投信残高」は、日本郵便株式会社の月次の取扱実績によるものであります。

(参考：委託手数料・拋出金の推移)

(単位：百万円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
委託手数料	612,465	598,116	600,661	369,716	366,358
拋出金	-	-	-	237,820	237,439
合計	612,465	598,116	600,661	607,536	603,797

(注) 1. 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法に基づき、2019年度から、日本郵便株式会社への交付金の原資となる拋出金を、郵政管理・支援機構に拋出しております。  
2. 2020年度の委託手数料(3,663億円)の内訳は、総預かり資産1,779億円、送金等1,489億円、営業・事務報奨395億円であります。

(5) 郵便貯金管理業務委託契約、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法及び郵政民営化法の規定に基づく貯金に関する契約(2007年9月12日締結)(期間の定めのない契約)

当行は、郵政管理・支援機構との間で郵政管理・支援機構の業務である郵便貯金管理業務(日本郵政公社から承継した郵便貯金の管理に関する業務等)の一部(払戻し、利息支払い等)について、業務委託契約を締結し委託を受けております。

また、当行は、郵政管理・支援機構との間で郵便貯金資産(郵便貯金管理業務の経理を区分する郵便貯金勘定に属する資産)の運用のための貯金(特別貯金)に関する契約を締結しております。本契約は、当行の国債等の安全資産保有額が特別貯金の合計額を下回ってはならないこと、また、特別貯金残高を基準として定める額以上の国債・地方債等を担保として郵政管理・支援機構に提供することを定めております。

なお、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法上、郵便貯金管理業務委託契約の変更又は解除には、総務大臣の認可が必要とされております。

(6) 郵政管理・支援機構の借入金に関する契約(2007年9月12日締結)(期間の定めのない契約)

郵便貯金の預金者・地方公共団体に対し郵政管理・支援機構が保有する貸付債権のバックファイナンスとして、当行は、郵政管理・支援機構との間でその総額に相当する額について、当行からの借入金として郵政管理・支援機構が債務を負うものとする契約を締結しております。

(7) 日本郵政グループ協定、日本郵政グループ運営に関する契約(2015年3月31日締結)(期間の定めのない契約)

当行は、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社かんぽ生命保険との間で、日本郵政グループ各社の相互の連携・協力、シナジー効果の発揮が、グループ各社、ひいては日本郵政グループ全体の価値を向上させることに鑑み、グループ共通の理念・方針等のグループ運営に係る基本的事項を定め、円滑なグループ運営に資することを目的とした日本郵政グループ協定を締結しております。

この協定を受け、当行は、日本郵政株式会社との間で、日本郵政グループ運営に関する契約等を締結し、グループ運営の重要事項を、同社との事前協議事項(経営理念・経営方針、中期経営計画・年度事業計画の策定・変更等)、同社への報告事項(月次の貸借対照表・損益計算書等)としておりますが、同社は当行の意思決定を妨げ又は拘束しない旨、明定しております。更に、上記協定では、当行を含む同社の事業子会社は、日本郵政グループに属する利益を活用し、自主的・自律的な経営を行う旨、また、この旨を踏まえた上で、同社と日本郵便株式会社が、郵政民営化法第7条の2が規定する基本的な役務(いわゆるユニバーサルサービス)を確保するに当たり、グループとしての総合力を発揮できるよう相互に連携する旨、定めております。

これらの協定・契約等は、当行又は株式会社かんぽ生命保険のいずれかが、それぞれ上記(1)の銀行窓口業務契約又は日本郵便株式会社法第2条第3項に定める保険窓口業務契約を解除するまで存続する旨、また、両社のいずれかが日本郵政株式会社の連結子会社でなくなった場合には、必要な見直しを行う旨、定めております。

(8) 日本郵政グループ商標管理協定、グループ商標管理契約(2015年3月31日締結)(期間の定めのない契約)

当行は、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社かんぽ生命保険との間で、日本郵政グループのブランド価値の維持・向上を目的とした商標管理協定、日本郵政株式会社との間で商標管理契約を締結しております。

これらの協定・契約に基づき、当行は日本郵政株式会社が一元的に管理(商標権の取得等)する「ゆうちょ」等の商標の使用を許諾されており、本協定・契約は、上記(7)の日本郵政グループ協定が存続する間存続し、同協定を見直した場合は必要な見直しをする旨、定めております。

(9) ブランド価値使用料の算定及び支払に関する覚書(2015年3月31日締結)(期間の定めのない契約)

上記(7)の契約に基づき、当行は、日本郵政株式会社に対し2015年度から、日本郵政グループに属することによる利益の対価として、ブランド価値使用料を支払っており、本覚書は当該使用料の算定方法を定めております。

ブランド価値使用料は、「ゆうちょ」等の商標使用料を含んでおり、他の企業グループでの例も参考に、当行が日本郵政グループのブランド力から利益を受ける代表的な業績指標に、当行と日本郵政株式会社が協議し合意した料率を乗じて、各事業年度の支払い総額を算出しております。具体的には、前事業年度の平均貯金残高に0.0023%を乗じた額としております。

上記の算定方法は、重大な経済情勢の変化等、特段の事情が生じない限り、変更しないものとしております。

(参考：ブランド価値使用料の推移)

(単位：百万円)

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
4,091	4,123	4,148	4,169	4,210

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 第3 【設備の状況】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

## 1 【設備投資等の概要】

当行において、お客さまの利便性向上と業務の効率化推進のために、ゆうちょ総合情報システムの開発等を行ったこと等により、当連結会計年度の設備投資の総額は41,178百万円となりました。

なお、当連結会計年度における設備の除却、売却等については、重要なものではありません。

## 2 【主要な設備の状況】

## (1) 提出会社

2021年3月31日現在

店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	その他の 有形固定資産	合計	従業員数 (人)
			面積(㎡)	帳簿価額(百万円)				
本社 ほか43箇所	東京地区	店舗等	1,740.47 (140.00)	33,430	13,116	3,790	50,336	3,012 [233]
札幌支店 ほか9箇所	北海道地区	店舗等	-	-	182	1,842	2,024	279 [49]
仙台支店 ほか16箇所	東北地区	店舗等	10,091.69	1,216	932	2,933	5,082	422 [33]
さいたま支店 ほか78箇所	関東地区 (東京地区を 除く。)	店舗等	14,703.35	1,000	2,601	5,938	9,540	1,765 [177]
長野支店 ほか8箇所	信越地区	店舗等	-	-	106	1,383	1,490	264 [19]
金沢支店 ほか7箇所	北陸地区	店舗等	-	-	101	956	1,058	203 [25]
名古屋支店 ほか27箇所	東海地区	店舗等	-	-	517	3,074	3,592	711 [70]
大阪支店 ほか50箇所	近畿地区	店舗等	-	-	1,106	5,422	6,528	1,298 [135]
広島支店 ほか16箇所	中国地区	店舗等	-	-	247	2,725	2,973	451 [51]
松山支店 ほか10箇所	四国地区	店舗等	-	-	198	1,329	1,528	275 [27]
熊本支店 ほか20箇所	九州地区	店舗等	-	-	401	4,095	4,496	626 [59]
那覇支店 ほか2箇所	沖縄地区	店舗等	-	-	127	270	398	107 [23]
東京貯金事務 センター ほか16センター	関東地区 ほか	事務センタ ーほか	187,518.92	31,603	64,434	12,760	108,798	2,995 [2,700]

- (注) 1. 「店舗名その他」の箇所数には、当行の無人出張所(7,145箇所)及び国内代理店(23,581箇所)の数を含めておりません。
2. 土地の面積欄の( )内は、借地の面積(うち書き)であり、賃借している建物等も含めた当行の設備の年間賃借料の合計は11,531百万円であります。
3. 他の者に貸与している当行の設備の年間賃貸料の合計は1,935百万円であります。
4. 建物には建物付属設備を含んでおります。
5. その他の有形固定資産の主なものは、事業用動産(ATM等)45,292百万円であります。
6. 上記のほか、無形固定資産(ソフトウェア等)47,992百万円があります。
7. 従業員数は、当行から社外への出向者を含んでおらず、社外から当行への出向者を含んでおります。また、臨時従業員数(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含む。)は、[ ]内に年間の平均人員(1日8時間換算)を外書きで記載しております。

(2) 国内子会社

連結財務諸表における子会社の設備の割合が僅少であるため、記載を省略しております。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額(注) (百万円)		資金調達 方法	着手 年月	完了予定 年月
					総額	既支払額			
当行	営業店		更改	A T M (2019～2023年度)	23,486	4,949	自己資金	2020年 1月	2024年 3月
	営業店		更改	紙幣硬貨入出金機	36,723	35,098	自己資金	2016年 4月	2021年 6月
			更改	ゆうちょ総合情報システム (2023年度)	68,429	371	自己資金	2020年 3月	2024年 9月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) 除却等

記載すべき重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,000,000,000
計	18,000,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,500,000,000	4,500,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、 株主としての権利内容に 制限のない、標準となる 株式で、単元株式数は100 株であります。
計	4,500,000,000	4,500,000,000		

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

##### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年7月31日(注)		4,500,000,000		3,500,000	796,285	3,500,000

(注) 2018年6月19日開催の定時株主総会決議により、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えたものであります。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		69	39	2,429	550	439	417,921	421,447	
所有株式数(単元)		889,805	103,953	33,505,356	936,087	2,605	9,561,311	44,999,117	88,300
所有株式数の割合(%)		1.977	0.231	74.457	2.080	0.005	21.247	100.00	

(注) 1. 自己株式750,524,980株は、「個人その他」に7,505,249単元、「単元未満株式の状況」に80株含まれております。  
2. 「金融機関」欄には、株式給付信託が所有する株式が7,212単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本郵政株式会社	東京都千代田区大手町二丁目3-1	3,337,032,700	88.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	33,237,900	0.88
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-12	11,792,400	0.31
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15-1 品川インターシティA棟)	11,371,100	0.30
ゆうちょ銀行社員持株会	東京都千代田区大手町二丁目3-1	10,413,800	0.27
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8-12	8,571,600	0.22
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	東京都中央区晴海一丁目8-12	7,595,300	0.20
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南二丁目15-1 品川インターシティA棟)	6,848,125	0.18
株式会社日本カストディ銀行(信託口1)	東京都中央区晴海一丁目8-12	6,797,400	0.18
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15-1 品川インターシティA棟)	5,683,335	0.15
計		3,439,343,660	91.72

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 750,524,900		権利内容に何ら限定のない 当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,749,386,800	37,493,868	権利内容に何ら限定のない 当行における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 88,300		
発行済株式総数	4,500,000,000		
総株主の議決権		37,493,868	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式給付信託が保有する当行株式721,200株(議決権7,212個)が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式80株が含まれております。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社ゆうちょ銀行	東京都千代田区丸の内 二丁目7番2号	750,524,900		750,524,900	16.67
計		750,524,900		750,524,900	16.67

(注) 上記自己名義所有株式数には、株式給付信託が保有する当行株式(721,200株)を含めておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

執行役に対する業績連動型株式報酬制度

当行は、2015年12月24日開催の当行報酬委員会において、当行執行役に対し、信託を活用した業績連動型株式報酬制度(以下本 において「本制度」)を新たに導入することを決定し、2016年4月27日開催の同委員会において詳細を決定いたしました。

(a) 本制度の概要

本制度は、当行執行役の報酬と株式価値との連動性を明確にすることにより、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に対する執行役の貢献意識を一層高めることを目的とするものであります。

本制度は、株式給付信託(Board Benefit Trust)と称される仕組みを採用しています。株式給付信託とは、当行が拠出する金銭を原資として、当行株式が、信託を通じて株式市場から取得され、当行執行役に対して、予め定める株式報酬規程に従って、当行株式及び一定割合の当行株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭(以下「当行株式等」)が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であり、当行執行役が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として当行執行役を退任した時とします。

なお、当該信託の信託財産に属する当行株式に係る議決権は、行使しないものとします。

(b) 執行役に給付される予定の当行株式の総数

228,200株

(c) 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当行執行役を退任した者のうち株式報酬規程に定める受益者要件を満たす者

## 管理社員に対する株式給付制度

当行は、2016年3月18日に、特に高度かつ専門的知識を用いて業務を遂行する市場部門管理社員(以下「対象社員」)を対象として、当行の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意欲を高めるため、信託を活用した株式給付制度(以下本 において「本制度」)を導入いたしました。

### (a) 本制度の概要

本制度は、当行の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的とするものであり、対象社員は当行株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した業務遂行を促すとともに、勤労意欲を高める効果が期待できます。

本制度は、株式給付信託(Employee Stock Ownership Plan)と称される仕組みを採用しています。株式給付信託とは、当行が拠出する金銭を原資として、当行株式が、信託を通じて株式市場から取得され、予め定める株式給付規程に基づき、対象社員に対して、毎年、業績等に応じてポイント(以下「株式交付ポイント」)が付与され、当該株式交付ポイント数に応じた当行株式を交付する制度であります。

なお、本制度に基づく当行株式の交付については、内外の規制・ガイドライン等を踏まえ、3年間に亘る繰延交付を行うとともに、会社や本人の業績等次第で繰延部分の減額や没収が可能な仕組みとなっております。

当行は原則として1事業年度ごとに、対象社員への給付を行うための株式の取得資金を、本信託に追加拠出することとし、2021年3月末日で終了する事業年度(以下「本対象期間」)の業績に応じて対象社員へ給付する株式の取得資金として、2021年5月18日において本信託に追加拠出したしました。

なお、当該信託の信託財産に属する当行株式に係る議決権は、信託管理人からの指図に基づき、行使いたしません。

### (b) 本対象期間の業績に応じて対象社員への給付を行うために取得した当行株式の総数

201,300株

### (c) 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当行株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	25	0
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から本有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含めておりません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他( )				
保有自己株式数	750,524,980		750,524,980	

(注) 1. 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日から本有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数及び買増請求による売渡株式数は含めておりません。

2. 当事業年度及び当期間における保有自己株式数には、株式給付信託が保有する当行株式数は含めておりません。

### 3 【配当政策】

当行は、株主のみなさまへの利益還元を経営における最重要課題の一つとして認識しており、銀行業の公共性に鑑み、健全経営確保の観点から内部留保の充実に留意しつつ、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

中期経営計画(2018年度～2020年度)においては、「2021年3月期末までの間は1株当たり年間配当50円を確保し、安定的な1株当たり配当を目指すとともに、今後の規制動向、利益成長や内部留保の充実等の状況によって、追加的な株主還元政策を実施することも検討」という基本方針を掲げておりました。

こうした基本方針の下、2021年3月期の普通株式1株当たりの年間配当につきましては、期末配当50円(連結配当性向66.9%)といたしました。

今後は、株主還元・財務健全性・成長投資のバランスを考慮し、新しい中期経営計画期間中(2021年度～2025年度)は、基本的な考え方として、連結配当性向は50%程度とする方針です。ただし、配当の安定性・継続性等を踏まえ、連結配当性向50～60%程度の範囲を目安とし、1株当たり配当金は、2022年3月期の当初配当予想水準(注)からの増加を目指してまいります。

(注) 2022年3月期の当初配当予想は、1株当たり40円(連結配当性向57.6%)

また、当行は、取締役会決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、当行の運用ポートフォリオの状況を踏まえ、新型コロナウイルスの影響等により、市場の不透明性が大きい間は、剰余金の配当の回数については、期末配当の年1回とする方針です。

なお、内部留保資金につきましては、引き続き企業価値の持続的な向上と財務体質の更なる強化のため、活用してまいります。

基準日が2021年3月期に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。なお、当行の剰余金配当についての決定機関は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会であります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額
2021年5月14日 取締役会決議	187,473	50円00銭

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

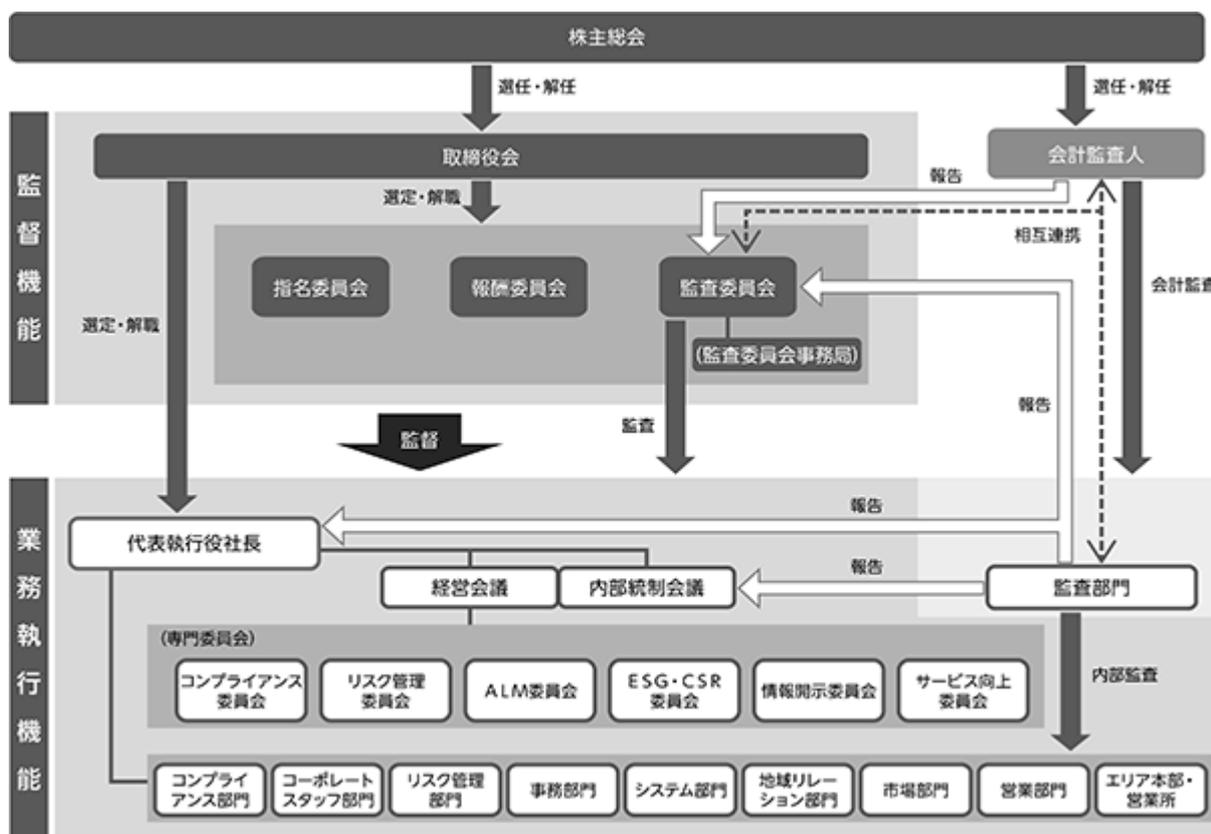
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、次の考え方を基本として当行のコーポレートガバナンス体制を整備してまいります。

- (a) 郵便局をメインとするネットワークを通じて銀行サービスを提供することにより、安定的な価値を創出するとともに、お客さまにとっての新しい利便性を絶え間なく創造し、質の高いサービスの提供を追求し続けます。
- (b) 株主のみなさまに対する受託者責任を十分認識し、株主のみなさまの権利及び平等性が適切に確保されるよう配慮してまいります。
- (c) 株主を含むすべてのステークホルダーのみなさまとの対話を重視し、適切な協働・持続的な共生を目指します。そのため、経営の透明性を確保し、適切な情報の開示・提供に努めます。
- (d) 経済・社会等の環境変化に迅速に対応し、すべてのステークホルダーのみなさまの期待に応えるため、取締役会による実効性の高い監督の下、迅速・果敢な意思決定・業務執行を行ってまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当行では、意思決定を迅速に行い、かつ、経営の透明性向上を図るため、指名委員会等設置会社の制度を採用しております。指名委員会、報酬委員会及び監査委員会を設置して、取締役会及び3委員会が経営を確実にチェックできる体制としております。



##### (a) 取締役会及び法定の3委員会

取締役会は、12名の取締役で構成されております。12名のうち2名は執行役を兼務する取締役で、8名は社外取締役であります。

取締役会の下には、会社法によりその過半数を社外取締役で構成すると定められた法定の3委員会(指名委員会、報酬委員会、監査委員会)を設置し、取締役会とともに経営の監督機能を担っております。

#### 指名委員会

取締役5名(うち社外取締役3名)で構成し、取締役の選任及び解任に関する基準を決定します。また、株主総会に提出する取締役の選任又は解任に関する議案の内容を決定します。

〔委員長〕海輪 誠(社外取締役)

〔委員〕池田 憲人、増田 寛也、中鉢 良治(社外取締役)、竹内 敬介(社外取締役)

#### 報酬委員会

取締役4名(うち社外取締役3名)で構成し、「執行役及び取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を決定します。また、執行役及び取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。

〔委員長〕中鉢 良治(社外取締役)

〔委員〕増田 寛也、池田 克朗(社外取締役)、竹内 敬介(社外取締役)

#### 監査委員会

取締役4名(うち社外取締役3名)で構成し、執行役及び取締役の職務の執行の監査並びに監査報告書の作成をします。また、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

〔委員長〕池田 克朗(社外取締役)

〔委員〕小野寺 敦子、河村 博(社外取締役)、山本 謙三(社外取締役)

#### (b) 執行役、経営会議、内部統制会議、専門委員会及び執行役員

執行役は、取締役会により選任され、経営の業務執行機能を担っております。

代表執行役社長は、取締役会から委任された権限と責任を十分踏まえた業務の執行を行っております。企業統治に関して設置した取締役会及び法定の3委員会とは別に、業務執行上における意思決定に合理性及び適切性を確保するため、代表執行役社長の諮問機関として経営会議及び内部統制会議を設置し、業務の執行に関する重要な事項については経営会議において、法令等遵守などの内部統制に関する最重要事項については内部統制会議において、それぞれ協議を行っております。専門的な議論が必要な事項については、経営会議の諮問機関であるコンプライアンス委員会、リスク管理委員会、ALM委員会、ESG・CSR委員会、情報開示委員会、サービス向上委員会の専門委員会にて協議を行っております。

また、高度な専門的知識を用いて業務を執行する従業員として、執行役員の制度を設けております。

各専門委員会の役割は次のとおりであります。

##### コンプライアンス委員会

コンプライアンス態勢、コンプライアンス・プログラムの策定及びそれらの進捗状況などに関する協議・報告を行います。

##### リスク管理委員会

リスク管理の枠組みに関する事項として、リスク管理態勢・運営方針の策定及びリスク管理の状況などに関する協議・報告を行います。

##### ALM委員会

ALMの基本計画・運営方針の策定や管理項目の設定及びそれらの進捗状況などに関する協議・報告を行います。

##### ESG・CSR委員会

ESG・CSRの基本方針・活動計画の策定及びそれらの進捗状況などに関する協議・報告を行います。

##### 情報開示委員会

情報開示の適正性・有効性を確保するため、情報開示に係る基本方針の策定や開示内容及び開示推進状況の協議・報告を行います。

##### サービス向上委員会

お客さま本位の業務運営に係る方針、お客さま本位の商品・サービス向上に係る計画の策定及びそれらの進捗状況などに関する協議・報告を行います。

#### 内部統制システムの整備の状況

当行は、「内部統制システムの構築に係る基本方針」を取締役会において決議しております。その内容は次のとおりであります。

(a) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ．経営理念及び経営計画などの経営に関する基本的な方針を定め、執行役及び使用人(以下「役職員」)が、事業活動のあらゆる局面において法令等を遵守するよう周知徹底を図る。また、コンプライアンスに関する規程を定め、コンプライアンス態勢を整備する。
- ロ．代表執行役社長が指名する執行役で構成する内部統制会議を定期的で開催し、法令等遵守など内部統制に関する最重要事項について協議する。
- ハ．コンプライアンスを統括する部署を設置し、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを年度毎に策定、定期的実施状況の進捗確認を行うなどコンプライアンスの推進に努めるとともに、コンプライアンスに関する委員会を設置し、コンプライアンスに関する具体的な運用、諸問題への対応等について協議し、重要な事項を内部統制会議、経営会議及び監査委員会に報告する。
- ニ．役職員が遵守すべき事項を具体的に示した行動指針及び当行の企業活動に関連する法令等に関する解説等を記載したコンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、役職員が遵守すべき法令及び社内の規程等に関する研修を実施することなどにより、コンプライアンスの徹底を図る。
- ホ．コンプライアンス態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、当行の銀行代理業者である日本郵便株式会社との間に、代表執行役社長等で構成する連絡会議を設置し、日本郵便株式会社の法令等遵守に係る内部管理態勢の充実・強化に関する事項について協議するとともに、業務の指導、法令等を遵守させるための研修、業務の実施状況のモニタリング等、日本郵便株式会社に対する指導・管理のために必要な措置を講じる。
- ヘ．社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」等において組織としての対応を定め、組織全体として、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、平素から警察等の外部専門機関と連携をとりながら、反社会的勢力との関係を遮断し排除する。
- ト．当行が提供する商品・サービスが不正に利用される可能性があることに留意し、方針及び規程を定め、マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢を整備する。
- チ．当行の財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する規程等を定め、財務報告に係る内部統制の評価及び報告の態勢を整備する。
- リ．法令又は社内の規程等の違反又はそのおそれがある場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に内部通報窓口を設け、その利用につき役職員に周知徹底する。
- ヌ．お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針の制定、推進計画の策定、役職員への研修等を通じて、お客さま本位の良質な金融サービスを提供する態勢を整備する。
- ル．内部監査に関する規程等を定め、内部監査態勢を整備する。また、被監査部門から独立した内部監査部門が、法令等遵守状況を含めた事業活動全般の適正性について、実効性ある内部監査を実施するとともに内部監査の実施状況や内部監査態勢の状況等について、内部統制会議、経営会議及び監査委員会に報告する。

(b) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理に関する規程等を定め、経営会議議事録、稟議書をはじめとする執行役の職務執行に係る各種情報の保存及び管理の方法並びに体制を明確化し、適切な保存及び管理を図るとともに、監査委員会及び内部監査部門の求めに応じ、請求のあった文書を閲覧又は謄写に供する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ．リスク管理に関する規程を定め、リスク管理態勢を整備し、リスク管理を実施する。
- ロ．リスク管理を統括する部署を設置し、リスクの状況を把握し、分析・管理を行うとともに、リスクへの対処方法や管理手法の是正を行う。また、リスク管理に関する委員会を設置し、リスク管理態勢の整備・運営に関する事項及びリスク管理の実施に関する事項について協議し、重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告する。
- ハ．経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合に、迅速かつ適切に対処し、是正手段をとるため、危機管理に関する規程等を定め、危機管理態勢及び危機対応策等を整備する。

- (d) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ．代表執行役社長が指名する執行役で構成する経営会議を定期的を開催し、取締役会決議事項、代表執行役社長の権限事項その他代表執行役社長が必要と認めた事項について協議する。また、経営会議の諮問機関として、必要に応じて専門委員会を設置する。
  - ロ．組織規程及び職務権限規程を定め、各組織の分掌、執行役の職務権限及び責任等を明確化し、執行役の職務執行の効率化を図る。
- (e) 当行並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ．日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び株式会社かんぽ生命保険との間で、日本郵政グループ協定を締結するとともに、日本郵政株式会社との間で日本郵政グループ運営に関する契約及びグループ運営のルールに関する覚書を締結し、グループ運営を適切かつ円滑に実施するために必要な事項等について事前協議又は報告を行う。
  - ロ．子会社等の管理に関する規程を定め、子会社等の業務運営を適切に管理する態勢を整備する。
  - ハ．グループ内取引の管理に関する規程を定め、グループ内取引を適正に行う。
- (f) 監査委員会の職務を補助すべき職員に関する事項
- 監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、監査委員会の職務を補助するのに必要な知識・能力を有する専属の職員を配置する。
- (g) 監査委員会の職務を補助すべき職員の執行役からの独立性に関する事項
- 監査委員会事務局の職員に係る採用、異動、人事評価、懲戒処分は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の同意を得た上で行う。
- (h) 監査委員会の職務を補助すべき職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査委員会事務局の職員は、監査委員会の職務を補助するにあたり、同委員会の指揮命令にのみ従い業務を実施する。
- (i) 監査委員会への報告に関する体制
- イ．執行役は、監査委員会に定期的にその業務の執行状況を報告する。
  - ロ．取締役(監査委員である取締役を除く。)及び役職員は、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項について、速やかに監査委員に報告する。
  - ハ．役職員並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査委員会の求めに応じて、業務執行に関する事項を報告する。
  - ニ．監査委員会への報告を行った者に対し、当該報告等を行ったことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。
- (j) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査委員が監査委員会の職務について所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査委員会の職務の執行に必要でないと思われられる場合を除き、これを拒むことができないものとする。
- (k) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ．代表執行役社長は、当行の経営の基本方針、対処すべき課題、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について、監査委員会と定期的に意見交換を行い、相互認識を深めるよう努める。
  - ロ．内部監査部門は、内部監査計画を策定し、監査委員会の同意を得た上で代表執行役社長の決裁を受ける。また、内部監査の実施状況及び結果について定期的に監査委員会に報告し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項については速やかに監査委員に報告する。

- ハ．監査部門を担当する執行役及び監査企画部長の異動は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の同意を得た上で行う。
- ニ．監査委員会は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的に監査実施報告を受けるほか、会計監査上の重要なポイント等を常に把握するため、必要に応じて意見交換を行うなどの連携を図る。
- ホ．監査委員会は、その職務の執行にあたり、日本郵政株式会社の監査委員会と定期的に意見交換を行うなどの連携を図る。

#### リスク管理態勢の整備状況

当行は、各リスクカテゴリーを管理する部署を設けるとともに、全体のリスクを統合的に管理する機能の実効性を確保するため、各リスクカテゴリーを統合して管理する部署(リスク管理統括部)を、各業務部門からの独立性を確保した上で設置しております。

また、リスク管理・運営のため、経営会議の諮問機関として専門委員会(リスク管理委員会、ALM委員会)を設置し、各種リスクの特性を考慮した上でその管理状況を報告し、リスク管理の方針やリスク管理態勢などを協議しております。

新商品・新規業務の導入にあたっては、事前にリスク審査を行い、新商品・新規業務に関するリスクを適切に管理する態勢を整備しております。

#### 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

##### (a) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当行は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、平素から警察等の外部専門機関と連携をとりながら、反社会的勢力との関係を遮断し排除することを基本方針としております。

##### (b) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

###### イ．社内規則の整備状況

当行は、上記基本方針に則り、具体的な内容を社内規則に定めております。

###### ロ．対応統括部署及び不当要求防止責任者

当行は、反社会的勢力との関係を遮断するための対応を統括する部署を定め、反社会的勢力対応に関する企画・管理等を行っております。また、不当要求防止責任者を本社・営業所等に配置し、反社会的勢力からの不当要求に対応することとしております。

###### ハ．外部の専門機関との連携

当行は、営業所等が、暴力追放運動推進センターへの加入を通じ平素から警察等と連携を図るとともに、緊急時には警察への通報、弁護士への相談を必要に応じ行うなど、外部の専門機関と連携の上、反社会的勢力対応を行っております。

###### ニ．反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当行は、反社会的勢力対応の統括部署が、反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する態勢を構築しております。

###### ホ．対応マニュアルの整備状況

当行は、反社会的勢力への対応にあたり、具体的な対応態勢に係るマニュアルを定め、組織的かつ統一的な対応が図られるよう取組みを行っております。

###### ヘ．研修活動状況

当行は、反社会的勢力対応をコンプライアンス上の重要項目と位置づけ、コンプライアンス研修等で徹底しております。

#### 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、当行と取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

会社法第423条第1項に定める責任について、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。

#### 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

役員等(取締役及び執行役)を被保険者として締結した役員等賠償責任保険契約(会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。)の内容の概要は、次のとおりであります。

被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償する。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当行が負担する。

#### 買収防衛等に関する事項

当行は、当行の企業価値が不当に毀損されることを未然に防止するために、買収防衛策の導入等に関する株主総会決議を行うことができる旨定款に定めております。

なお、銀行法の規定により、当行の議決権の5%を超える議決権の保有者は、「銀行議決権保有届出書」の内閣総理大臣への提出が必要となります。また、同法により、当行の総議決権の20%以上の保有者になろうとする者、又は当行を子会社とする持株会社となろうとする者は、あらかじめ内閣総理大臣の認可を受けなければならないとされています。

#### 取締役の定数

当行は、20名以内の取締役を置く旨定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当行は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び当該選任決議は累積投票によらない旨定款に定めております。

また、取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨、補欠取締役の任期は、他の取締役の任期の満了の時までとする旨定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした場合にはその事項及びその理由、取締役会決議事項を株主総会では決議できないことを定款で定めた場合にはその事項及びその理由、株主総会の特別決議要件を変更した場合にはその内容及びその理由

#### (a) 取締役及び執行役の責任免除

当行は、取締役(取締役であった者を含む。)及び執行役(執行役であった者を含む。)が、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)及び執行役(執行役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

#### (b) 剰余金の配当等の決定機関

当行は、機動的に株主への利益還元・自己株式取得を含む資本政策等を行うため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める旨定款に定めております。

(c) 株主総会の特別決議要件に関する定款の別段の定め

当行は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に規定する特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。

支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策

当行は、親会社である日本郵政株式会社及びその子会社・関連会社から構成される日本郵政グループ各社と契約を締結し取引しております。当行は、当該取引にあたっては、契約の締結・改定の際に、取引の目的・必要性、取引条件の適正性(銀行法に定めるアームズ・レングス・ルール)等を確認しており、日本郵政グループ内の取引を適正に管理する態勢を整備しております。加えて、当行と日本郵政グループ各社との重要な取引や、当行と当行の主要株主との非定型的な取引については、取締役会において審議の上、承認することにより、当行又は株主共同の利益を害することのないよう監視しております。

## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

男性28名 女性5名(役員のうち女性の比率 15.1%)

## (a) 取締役の状況

(本有価証券報告書提出日現在)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (代表執行役社長) 指名委員会委員	池田 憲人	1947年12月9日生	1970年4月 株式会社横浜銀行入行 1996年6月 同 取締役融資管理部長 1997年6月 同 取締役総合企画部長 2001年4月 同 代表取締役(CFO 最高財務責任者) 2002年4月 同 代表取締役(CPO 最高人事責任者) 2003年6月 同 取締役 横浜キャピタル株式会社代表取締役会長 2003年12月 株式会社足利銀行頭取(代表取締役) 2004年6月 同 頭取(代表執行役) 2008年9月 A.T.カーニー特別顧問 2012年2月 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構代表取締役社長 2016年4月 当行代表執行役社長 2016年6月 同 取締役兼代表執行役社長(現職) 日本郵政株式会社取締役(現職)	(注4)	11,400
取締役 (代表執行役副社長)	田中 進	1959年8月23日生	1982年4月 郵政省入省 2000年7月 同 郵務局国際課長 2001年1月 総務省郵政企画管理局郵便企画課国際企画室長 2001年7月 同 郵政企画管理局貯金経営計画課長 2003年1月 郵政事業庁貯金部資金運用課長 2003年4月 日本郵政公社郵便貯金事業本部企画部長 2004年6月 内閣官房郵政民営化準備室参事官 2006年9月 日本郵政公社金融総本部郵便貯金事業本部企画部長 2007年10月 当行執行役 2009年6月 同 常務執行役 2010年10月 日本郵政株式会社常務執行役(現職) 2012年4月 当行専務執行役 2013年6月 同 取締役兼執行役副社長 2015年3月 同 取締役兼代表執行役副社長(現職)	(注4)	7,900
取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員	増田 寛也	1951年12月20日生	1977年4月 建設省入省 1994年7月 同 建設経済局建設業課紛争調整官 1995年4月 岩手県知事 2007年8月 総務大臣 内閣府特命担当大臣 2009年4月 株式会社野村総合研究所顧問 東京大学公共政策大学院客員教授(現職) 2020年1月 日本郵政株式会社代表執行役社長 2020年6月 当行取締役(現職) 日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長(現職) 日本郵便株式会社取締役(現職) 株式会社かんぽ生命保険取締役(現職)	(注4)	
取締役 監査委員会委員 (常勤)	小野寺 敦子	1957年4月11日生	1981年4月 郵政省入省 1998年6月 同 大臣官房秘書課審議室室長 2001年7月 郵政事業庁簡易保険部営業課長 2003年4月 日本郵政公社広報部門広報部長 2006年7月 同 関東支社副支社長 2007年10月 郵便局株式会社(現:日本郵便株式会社)執行役員 2012年3月 同 執行役員北海道支社長 2013年9月 日本郵政株式会社執行役郵政大学校長 2017年6月 当行常務執行役 2020年6月 同 取締役(現職)	(注4)	6,900

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 監査委員会委員長 報酬委員会委員	池田 克朗	1951年9月8日生	1974年4月 大正海上火災保険株式会社入社 1999年6月 三井海上火災保険株式会社経理部長 2003年6月 三井住友海上火災保険株式会社取締役執行役員経理部長 2005年4月 同 取締役常務執行役員(経理担当) 2006年4月 同 取締役常務執行役員金融サービス本部長(財務・運用担当) 2008年4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社取締役 2010年4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役専務執行役員 MS & A Dインシュアランスグループホールディングス株式会社取締役執行役員 2011年6月 同 監査役 2015年8月 当行取締役(現職)	(注4)	4,700
取締役 報酬委員会委員長 指名委員会委員	中鉢 良治	1947年9月4日生	1977年4月 ソニー株式会社入社 1999年6月 同 執行役員 2002年6月 同 執行役員常務 2003年6月 同 業務執行役員上席常務 2004年6月 同 執行役員副社長COO 2005年4月 同 エレクトロニクスCEO 2005年6月 同 取締役代表執行役社長 2009年4月 同 取締役代表執行役員副会長 2013年4月 独立行政法人産業技術総合研究所理事長 2015年4月 国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長 2018年6月 当行取締役(現職) 2020年4月 国立研究開発法人産業技術総合研究所最高顧問(現職)	(注4)	4,600
取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員	竹内 敬介	1947年11月18日生	1970年4月 日本揮発油株式会社(現：日揮ホールディングス株式会社)入社 2000年6月 同 取締役 2001年6月 同 常務取締役 2002年6月 同 専務取締役 2006年6月 同 取締役副社長 2007年3月 同 代表取締役社長 2009年6月 同 代表取締役会長 2014年6月 同 相談役 2019年6月 当行取締役(現職)	(注4)	2,100
取締役 指名委員会委員長	海輪 誠	1949年9月25日生	1973年4月 東北電力株式会社入社 2005年6月 同 取締役企画部長 2007年6月 同 上席執行役員新潟支店長 2009年6月 同 取締役副社長 IR担当 2010年6月 同 取締役社長 2015年6月 同 取締役会長 2019年6月 当行取締役(現職) 2021年4月 東北電力株式会社取締役相談役(現職)	(注4)	
取締役	粟飯原 理咲	1974年3月28日生	1996年4月 日本電信電話株式会社(現：エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)入社 2000年5月 株式会社リクルート入社 2003年1月 アイランド株式会社代表取締役社長(現職) 2019年6月 当行取締役(現職)	(注4)	1,600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 監査委員会委員	河村 博	1952年1月16日生	1977年4月 東京地方検察庁検事任官 2008年7月 最高検察庁公判部長 2009年1月 千葉地方検察庁検事正 2010年4月 横浜地方検察庁検事正 2012年1月 札幌高等検察庁検事長 2014年1月 名古屋高等検察庁検事長 2015年3月 旭硝子株式会社(現：A G C 株式会社)社外監査役  2015年4月 同志社大学法学部教授(現職) 2015年6月 株式会社石井鐵工所社外監査役 2016年6月 同 社外取締役(現職) 2020年6月 当行取締役(現職)	(注4)	1,200
取締役 監査委員会委員	山本 謙三	1954年1月21日生	1976年4月 日本銀行入行 2002年2月 同 金融市場局長 2003年5月 同 ニューヨーク駐在参事 2003年12月 同 米州統括役員兼ニューヨーク事務所長 2005年7月 同 決済機構局長 2006年7月 同 金融機構局長 2008年5月 同 理事 2012年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 取締役会長 2016年3月 株式会社ブリヂストン社外取締役(現職) 2018年6月 オフィス金融経済イニシアティブ代表(現職) 2019年2月 一般財団法人富山文化財団(現：公益財団法人 富山文化財団)理事(現職) 2019年7月 住友生命保険相互会社社外取締役(現職) 2020年6月 当行取締役(現職)	(注4)	500
取締役	漆 紫穂子 (戸籍上の氏名： 阿部 紫穂子)	1961年4月4日生	1986年4月 都内私立女子一貫校勤務 1989年4月 学校法人品川女子学院勤務 2006年4月 同 校長 2014年9月 内閣府「教育再生実行会議」委員(現職) 2016年2月 キュービー株式会社社外取締役(現職) 2017年4月 学校法人品川女子学院理事長(現職) 2018年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 社外取締役(現職) 2019年6月 日新火災海上保険株式会社社外取締役(現職) 2021年6月 当行取締役(現職)	(注4)	
計					40,900

- (注) 1. 取締役 池田 克朗、同 中鉢 良治、同 竹内 敬介、同 海輪 誠、同 粟飯原 理咲、同 河村 博、同 山本 謙三及び同 漆 紫穂子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 海輪 誠氏は、2021年6月開催予定の東北電力株式会社定時株主総会終結の時をもって取締役を退任し、同株主総会日付で相談役に就任する予定であります。
3. 漆 紫穂子氏は、2021年6月下旬開催予定の日新火災海上保険株式会社定時株主総会終結の時をもって社外取締役を退任する予定です。また、同氏は、2021年6月下旬開催予定の東京海上日動火災保険株式会社定時株主総会において監査役として選任され、就任する予定であります。
4. 2021年6月17日開催の定時株主総会終結の時から、2022年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。
5. 所有株式数は、2021年3月31日現在の株式数を記載しております。
6. 当行は役員持株制度を導入しております。上記所有株式数には、役員持株会における各自の持分は含めておりません。

## (b) 取締役を兼務しない執行役の状況

(本有価証券報告書提出日現在)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
執行役副社長 システム部門 コーポレート スタッフ部門	萩野 善教	1956年3月16日生	1980年4月 日本電信電話公社入社 2001年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営企画部長 2005年6月 同 執行役員 エヌ・ティ・ティ・データ・ソフィア株式会社専務取締役 2008年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・フロンティア代表取締役社長 2011年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ取締役常務執行役員 2012年6月 同 代表取締役副社長執行役員 2014年6月 同 顧問 株式会社NTTデータ・ビジネス・システムズ代表取締役社長 2016年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・フロンティア取締役 株式会社千葉興業銀行社外取締役 2017年7月 当行執行役副社長(現職)	(注1)	3,900
専務執行役 コーポレート スタッフ部門	矢野 晴巳	1961年12月23日生	1984年4月 株式会社日本興業銀行入行 2008年2月 株式会社みずほコーポレート銀行管理部室長 2009年7月 みずほ証券株式会社総合企画部経営調査室長 2010年4月 同 経営調査部長 2011年4月 当行コーポレートスタッフ部門調査部長 2011年10月 同 執行役員 2015年3月 同 コーポレートスタッフ部門経営企画部ALM企画室長 2016年6月 同 常務執行役員 2019年6月 同 専務執行役員(現職)	(注1)	10,200
専務執行役 市場部門	笠間 貴之	1973年8月9日生	1996年4月 株式会社日本長期信用銀行入社 1998年12月 興銀証券株式会社入社 2000年10月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 2010年1月 ゴールドマン・サックス証券株式会社マネージング・ディレクター 2011年1月 同 マネージング・ディレクター クレジット・トレーディング部長 2013年7月 ゴルビス・インベストメントPTE.LTD. 取締役CEO シニアポートフォリオマネージャー 2015年11月 当行市場部門執行役員(クレジット投資担当) 2016年6月 同 市場部門執行役員クレジット投資部長 2018年5月 同 市場部門常務執行役員クレジット投資部長 2019年7月 同 市場部門総合委託運用部長兼務 2020年4月 同 市場部門専務執行役員(債券・クレジット統括) 同 市場部門債券投資部長兼務 2020年6月 同 専務執行役員(現職)	(注1)	37,400
専務執行役 営業部門	小藤田 実	1958年8月12日生	1982年4月 株式会社住友銀行入行 2007年4月 株式会社三井住友銀行大阪本店営業部長 2011年4月 同 人材開発部付部長 2012年4月 当行近畿エリア本部副本部長 2012年9月 同 大阪支店長 2013年4月 同 近畿エリア本部長 2014年6月 同 執行役員 2016年7月 同 東京エリア本部長 2018年6月 同 常務執行役員 2021年6月 同 専務執行役員(現職)	(注1)	10,200

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常務執行役 リスク管理部門	玉置 正人	1962年12月5日生	1986年4月 株式会社三和銀行入行 2009年10月 三菱東京UFJ銀行(中国)市場業務部長 2012年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行CPM部長 2013年6月 同 アジア・オセアニア本部アジアリスク統括部長兼東アジア本部アジアリスク統括部長 2014年5月 同 市場企画部長 2014年6月 同 執行役員市場企画部長 2016年6月 当行執行役 同 リスク管理部門リスク管理統括部長 2018年6月 同 常務執行役(現職)	(注1)	2,400
常務執行役 監査部門	矢崎 敏幸	1961年8月24日生	1984年4月 郵政省入省 1990年7月 軽井沢郵便局長 2007年10月 郵便局株式会社営業推進部企画役 2011年4月 同 営業部企画役 2012年8月 同 営業部営業基盤室長 2012年10月 日本郵便株式会社郵便局総本部企画役 2013年4月 同 郵便局総本部経営管理部長 2013年6月 同 執行役員 2015年4月 同 執行役員関東支社長 2016年2月 同 執行役員近畿支社長 2016年9月 日本郵政株式会社執行役 2018年6月 当行執行役 2019年4月 同 常務執行役(現職)	(注1)	1,500
常務執行役 営業部門	田中 隆幸	1958年12月8日生	1981年5月 郵政省入省 2009年4月 当行営業部門営業企画部担当部長 2009年7月 同 営業部門チャンネル企画部長 2013年7月 同 営業部門営業第三部長 2016年5月 同 営業部門営業統括部チャンネル営業室長 2016年7月 同 執行役 2019年6月 同 常務執行役(現職)	(注1)	3,700
常務執行役 コーポレート スタッフ部門	新村 真	1966年9月21日生	1989年4月 株式会社住友銀行入行 2002年10月 朝日監査法人シニアマネジャー 2006年4月 あずさ監査法人ディレクター 2007年4月 日本郵政株式会社プロジェクトマネジメントチーム担当部長 2007年10月 当行コーポレートスタッフ部門審査室長 2013年4月 同 執行役 同 コーポレートスタッフ部門審査部長 2016年1月 同 リスク管理部門審査部長 2018年6月 同 リスク管理部門リスク管理統括部長 2020年6月 同 常務執行役(現職)	(注1)	2,200
常務執行役 コーポレート スタッフ部門	櫻井 重行	1956年5月13日生	1977年6月 郵政省入省 2001年7月 越後宮内郵便局長 2009年4月 当行コーポレートスタッフ部門経営企画部担当部長 2011年1月 同 コーポレートスタッフ部門人事部次長 2012年4月 同 コーポレートサービス部門総務管理部長 2015年6月 同 執行役 2017年6月 同 コーポレートスタッフ部門総務部長 2018年6月 同 コーポレートスタッフ部門人事部長 2020年6月 同 常務執行役(現職)	(注1)	5,600
常務執行役 コンプライアンス 部門	福岡 伸博	1963年9月13日生	1987年4月 郵政省入省 1993年7月 竜ヶ崎郵便局長 2009年4月 当行営業部門チャンネル企画部長 2009年7月 同 営業部門営業企画部長 2010年10月 同 コーポレートスタッフ部門リスク管理統括部長 2016年1月 同 リスク管理部門リスク管理統括部長 2016年6月 同 南関東エリア本部長 2018年6月 同 監査部門監査企画部長 2018年7月 同 執行役 2019年7月 同 コーポレートスタッフ部門法務部長 2020年6月 同 常務執行役(現職)	(注1)	600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常務執行役 コーポレート スタッフ部門 地域リレーション 部門 調査部長	天羽 邦彦	1960年4月10日生	1983年4月 安田火災海上保険株式会社入社 2002年7月 損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社 運用部長 2006年12月 日本郵政株式会社プロジェクトマネジメント チーム担当部長 2007年10月 当行執行役 同 市場部門市場運用部長 2011年10月 同 市場部門資金証券部長 2013年4月 同 市場部門市場投資部長 2015年12月 同 市場部門債券投資部長 2019年4月 同 コーポレートスタッフ部門調査部長(現職) 2021年6月 同 常務執行役(現職)	(注1)	3,500
常務執行役 事務部門	奈倉 忍	1967年12月31日生	1991年4月 郵政省入省 1997年7月 鹿嶋郵便局長 2006年7月 日本郵政株式会社郵便貯金銀行担当担当部長 2007年10月 当行コーポレートスタッフ部門経営企画部次長 2009年7月 同 市場部門市場運用企画部長 2013年4月 同 市場部門市場運用統括部長 2015年4月 同 市場部門市場運用統括部ファンド運用室長 兼務 2015年9月 同 市場部門常務執行役員市場運用統括部長 2016年2月 同 市場部門常務執行役員市場統括部長 2016年7月 同 コーポレートスタッフ部門経営企画部長 2017年1月 同 執行役 2021年6月 同 常務執行役(現職)	(注1)	1,300
執行役 コーポレート スタッフ部門 ダイバーシティ 推進部長	牧野 洋子	1957年7月12日生	1988年1月 郵政省入省 2007年10月 当行執行役(現職) 同 本店営業本部長 2009年7月 同 コーポレートスタッフ部門広報部長 2015年6月 同 東京エリア本部長 2016年7月 同 コーポレートスタッフ部門ダイバーシティ 推進部長(現職)	(注1)	7,000
執行役 システム部門 コーポレート スタッフ部門	尾形 哲	1962年2月20日生	1986年4月 郵政省入省 2003年4月 日本郵政公社郵便貯金事業本部システム企画部 システム企画役 2005年7月 同 情報システム本部郵便貯金システム企画部 長 2007年10月 当行コーポレートサービス部門システム企画部 長 2013年4月 同 コーポレートサービス部門システム統括部 長 2013年7月 同 コーポレートサービス部門事務企画部長 2014年6月 同 執行役(現職)	(注1)	8,400
執行役 監査部門 監査企画部長	大野 利治	1962年2月23日生	1984年4月 株式会社三井銀行入行 2001年4月 株式会社三井住友銀行財務企画部グループ長 2002年12月 同 財務企画部グループ長兼本店上席調査役 2006年7月 同 本店上席調査役 2011年4月 当行コーポレートスタッフ部門財務部次長 2014年1月 同 コーポレートスタッフ部門財務部長 2015年6月 同 執行役(現職) 2019年7月 同 監査部門監査企画部長(現職)	(注1)	8,500
執行役 コーポレート スタッフ部門 お客さまサービス 統括部長	山田 亮太郎	1964年11月2日生	1988年4月 郵政省入省 1994年7月 山城田辺郵便局長 2008年6月 当行コーポレートスタッフ部門人事部長 2012年4月 日本郵政株式会社宿泊事業部長 2015年6月 当行コンプライアンス部門コンプライアンス統 括部長 2016年7月 同 近畿エリア本部長 2018年7月 同 執行役(現職) 2019年4月 同 南関東エリア本部長 2021年1月 同 コーポレートスタッフ部門お客さまサービ ス統括部長(現職)	(注1)	1,400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役 システム部門 システム開発 第二部長	月岡 治親	1957年5月21日生	1979年8月 郵政省入省 2015年4月 当行コーポレートサービス部門システムサービス部長 2015年6月 同 コンプライアンス部門オペレーショナル・リスク管理室長 2016年1月 同 リスク管理部門リスク管理統括部オペレーショナル・リスク管理室長 2017年4月 同 システム部門システム統括部長 2018年4月 同 システム部門システム統括部審議役 2019年6月 同 システム部門システム開発第二部長(現職) 2019年7月 同 執行役(現職)	(注1)	1,500
執行役 市場部門 市場統括部長	中尾 英樹	1970年10月3日生	1994年4月 郵政省入省 2000年7月 飯塚郵便局副局長 2009年7月 当行コーポレートスタッフ部門経営企画部次長 2015年3月 同 コーポレートスタッフ部門経営企画部長 2016年7月 同 市場部門市場統括部長(現職) 2019年7月 同 執行役(現職)	(注1)	2,000
執行役 営業部門 営業統括部長	岸 悦子	1969年1月24日生	1989年9月 郵政省入省 2014年4月 当行コーポレートスタッフ部門経営企画部担当部長 2017年7月 同 営業部門営業統括部企画役 2018年4月 同 営業部門営業統括部長(現職) 2019年7月 同 執行役(現職)	(注1)	4,300
執行役 コーポレート スタッフ部門 IT戦略部長	飯村 幸司	1962年1月25日生	1984年12月 郵政省入省 2011年7月 当行営業部門資産運用商品部担当部長 2011年10月 同 営業部門営業企画部担当部長 2012年1月 同 コーポレートサービス部門システム開発部担当部長 2013年4月 同 コーポレートサービス部門システム統括部担当部長 2013年9月 同 営業部門営業第二部資産運用商品企画室長 2015年4月 同 営業部門コンサルティング営業部長 2017年4月 同 東海エリア本部長 2019年4月 同 コーポレートスタッフ部門IT戦略部長(現職) 2020年7月 同 執行役(現職)	(注1)	1,400
執行役 営業部門 カードペイメント 事業部長	當麻 維也	1965年7月27日生	1988年4月 郵政省入省 1994年7月 駒ヶ根郵便局長 2002年8月 東海総合通信局総務部長 2003年8月 文部科学省研究振興局情報課学術基盤整備室長 2009年7月 当行営業部門ローン営業部企画役 2010年4月 同 営業部門ローン営業部長 2020年4月 同 営業部門デジタルサービス事業部長 2020年7月 同 執行役(現職) 2021年6月 同 営業部門カードペイメント事業部長(現職)	(注1)	1,500
計					118,500

- (注) 1. 2021年6月17日開催の定時株主総会終結後最初に開催された取締役会の終結の時から、2022年6月開催予定の定時株主総会終結後最初に開催される取締役会の終結の時までであります。
2. 2021年6月17日開催の定時株主総会終結後最初に開催された取締役会において、2021年7月1日付で傳 昭浩氏、福島 克哉氏及び蓮川 浩二氏が当行執行役に選任されました。各氏の任期は、就任の時から2022年6月開催予定の定時株主総会終結後最初に開催される取締役会の終結の時までであります。
3. 所有株式数は、2021年3月31日現在の株式数を記載しております。
4. 当行は役員持株制度を導入しております。上記所有株式数には、役員持株会における各自の持分は含めておりません。

#### 社外取締役の状況

当行は、社外取締役8名全員を東京証券取引所の定める独立役員として指定しております。独立役員は、独立した客観的な立場から執行役の業務執行を監督し、一般株主のみならずの利益を適切に保護しております。また、当行がステークホルダーのみならずと適切に協働・共生しながら持続的に成長して中長期的に企業価値を創出できるよう、各々の経験や専門知識に基づき、執行役に対し適切に助言・支援を行っております。

当行が定めた社外取締役の独立性を判断するための基準は、次のとおりであります。

「株式会社ゆうちょ銀行独立役員指定基準」

当社は、次のいずれにも該当しない社外取締役の中から、東京証券取引所の定める独立役員を指定する。

1. 過去に日本郵政グループの業務執行者であった者
2. 過去に当社の親会社の業務執行者でない取締役であった者
3. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者等
4. 当社の主要な取引先である者又はその業務執行者等
5. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得、又は得ていたコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者又は過去に所属していた者)
6. 当社の主要株主(法人である場合には、当該法人の業務執行者等)
7. 次に掲げる者(重要でない者を除く。)の配偶者又は二親等内の親族
  - (1) 前記1から6までに掲げる者
  - (2) 日本郵政グループ(当社を除く。)の業務執行者
  - (3) 当社の親会社の業務執行者でない取締役
8. 当社の業務執行者等が社外役員に就任している当該他の会社の業務執行者等
9. 当社から多額の寄付を受けている者(当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者等又はそれに相当する者)

別記

1. 本基準における用語の意義は、次に定めるところによる。

日本郵政グループ	当社、当社の親会社、当社の子会社及び当社の兄弟会社
業務執行者	会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者
業務執行者等	業務執行者又は過去に業務執行者であった者
当社を主要な取引先とする者	過去3事業年度における当社からその者への支払の年間平均額が、その者の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の2%以上である者
当社の主要な取引先である者	過去3事業年度におけるその者から当社への支払の年間平均額が、当社の過去3事業年度の年間平均連結経常収益の2%以上である者
多額の金銭	個人：過去3事業年度において年間平均1,000万円以上の金銭 団体：過去3事業年度における当社からその者への支払の年間平均額が、その者の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の2%以上である場合の金銭
主要株主	金融商品取引法第163条第1項に規定する主要株主
多額の寄付	過去3事業年度において年間平均1,000万円以上の寄付

2. 独立役員の属性情報に関し、独立役員に係る取引又は寄付が次に定める軽微基準を充足する場合は、当該独立役員の独立性に与える影響がないと判断し、独立役員の属性情報の記載を省略する。

(1) 取引

過去3事業年度における当社から当該取引先への支払の年間平均額が、当該取引先の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の1%未満

過去3事業年度における当該取引先から当社への支払の年間平均額が、当社の過去3事業年度の年間平均連結経常収益の1%未満

(2) 寄付

当社からの寄付が、過去3事業年度において年間平均500万円未満

当行の社外取締役の選任理由及び社外取締役と当行との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係は、次のとおりであります。

氏名	社外取締役の選任理由及び社外取締役と当行との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係
池田 克朗	池田克朗氏を社外取締役として選任した理由は、同氏は長年に亘り金融機関の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての深い見識とともに、財務・会計に関する専門的な知識を有しており、その豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。また、同氏は当行が定める独立役員指定基準を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役として独立性は十分確保されているものと判断しております。同氏と当行との間には、特筆すべき利害関係はありません。
中鉢 良治	中鉢良治氏を社外取締役として選任した理由は、同氏は長年に亘り株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。また、同氏は当行が定める独立役員指定基準を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役として独立性は十分確保されているものと判断しております。同氏と当行との間には、特筆すべき利害関係はありません。
竹内 敬介	竹内敬介氏を社外取締役として選任した理由は、同氏は長年に亘り株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。また、同氏は当行が定める独立役員指定基準を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役として独立性は十分確保されているものと判断しております。同氏と当行との間には、特筆すべき利害関係はありません。
海輪 誠	海輪誠氏を社外取締役として選任した理由は、同氏は長年に亘り株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。また、同氏は当行が定める独立役員指定基準を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役として独立性は十分確保されているものと判断しております。同氏と当行との間には、特筆すべき利害関係はありません。
粟飯原 理咲	粟飯原理咲氏を社外取締役として選任した理由は、同氏は長年に亘りインターネットサービス事業の会社経営に携わり、インターネットマーケティング等についての深い見識を有しており、その豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。また、同氏は当行が定める独立役員指定基準を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役として独立性は十分確保されているものと判断しております。同氏と当行との間には、特筆すべき利害関係はありません。
河村 博	河村博氏を社外取締役として選任した理由は、同氏は長年に亘り法曹の職にあり、その経歴を通じて培った法律の専門家としての豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。また、同氏は当行が定める独立役員指定基準を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役として独立性は十分確保されているものと判断しております。同氏と当行との間には、特筆すべき利害関係はありません。
山本 謙三	山本謙三氏を社外取締役として選任した理由は、同氏は長年に亘り日本銀行の要職を歴任し、その経歴を通じて培った金融市場・金融システムに関する豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。また、同氏は当行が定める独立役員指定基準を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役として独立性は十分確保されているものと判断しております。同氏と当行との間には、特筆すべき利害関係はありません。

氏名	社外取締役の選任理由及び社外取締役と当行との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係
漆 紫穂子	漆紫穂子氏を社外取締役として選任した理由は、同氏は長年に亘り学校法人の理事長、政府関係会議の委員として活動し、学校経営、教育・人材育成などについての深い見識を有しており、その豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。また、同氏は当行が定める独立役員指定基準を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役として独立性は十分確保されているものと判断しております。同氏と当行との間には、特筆すべき利害関係はありません。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会への出席等を通じて、監査部門及び監査委員会からの報告を受けております。監査委員会からの報告には、監査部門、内部統制部門及び会計監査人からの定期的な報告を含んでおります。また、社外取締役は、これらの監査と相互に連携をとり、内部統制部門の職務執行に対する監督機能の実効性を高めております。

## (3) 【監査の状況】

## 監査委員会監査の状況

監査委員会は、本有価証券報告書提出日現在4名の取締役(うち3名は社外取締役)で構成されております。4名のうち1名は常勤の監査委員、1名(社外取締役)は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。原則として月1回監査委員会を開催し、取締役及び執行役の職務の執行の監査のほか、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の決定等を行っております。

また、監査委員会では、監査部門、コンプライアンス部門、リスク管理部門及び財務部などの内部統制を所管する部署から内部統制システムの運用状況を含めた定期的な報告を受け、必要に応じて、執行役等に改善を要請しております。

なお、当行では、「内部統制システムの構築に係る基本方針」により、監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、監査委員会の職務を補助するのに必要な知識・能力を有する専属の職員を配置し、監査委員会の監査活動を補助しております。

当事業年度は監査委員会を18回開催しており、個々の監査委員の出席状況については、次のとおりであります。

役職名	氏名	監査委員会出席状況
監査委員長(注1)	有田 知徳	4回/4回(100%)
監査委員(注1)	野原 佐和子	4回/4回(100%)
監査委員(注1)	町田 徹	4回/4回(100%)
監査委員長(注2)	池田 克朗	18回/18回(100%)
監査委員(常勤)(注1)	中里 良一	4回/4回(100%)
監査委員(注3)	明石 伸子	14回/14回(100%)
監査委員(注3)	河村 博	14回/14回(100%)
監査委員(注3)	山本 謙三	14回/14回(100%)
監査委員(常勤)(注3)	小野寺 敦子	14回/14回(100%)

(注) 1. 2020年6月16日に退任しております。

2. 2020年6月16日に開催された取締役会において監査委員長に指名され、就任しております。

3. 2020年6月16日に開催された取締役会において監査委員に選定され、就任しております。

監査委員会では、経営環境等に関する現状認識を踏まえ、監査委員会監査計画に重点監査項目を定め、それを主要な検討事項として監査活動を行いました。当事業年度における、重点監査項目は以下のとおりであります。

- ・事業の維持・発展に向けた取組み
- ・内部統制システムの整備・充実
- ・デジタルトランスフォーメーションによる業務運営の変革

常勤監査委員は、上記の活動のほか、経営会議、内部統制会議、各種専門委員会など、社内の重要な会議等への出席や社員へのヒアリング等により継続的に監査を実施しております。

加えて、各種キャッシュレス決済サービスの不正利用事案の発生を受け、監査委員会は、監査部門に調査指示を行ったほか、執行役から報告を受け、それらの調査結果に基づき不正利用事案に係るガバナンス構築・運用状況について検証を行い、検証結果を取締役に報告しております。

## 内部監査の状況

### (a) 内部監査の組織、人員及び手続

当行の経営活動の遂行状況及び内部管理態勢を検証することにより、健全かつ適正な業務運営に役立てることを目的として、本社に業務執行部門から独立した監査部門を設置し、被監査部署の業務状況などに関する重要な情報を適時・適切に収集する態勢を整備しております。

監査部門では、内部監査人協会(IIA)の「内部監査の専門職的实施の国際基準」等に則り、すべての業務を対象に本社各部門、エリア本部、営業所、パートナーセンター、貯金事務センター、印鑑票管理センター、ATM管理センター、貯金事務計算センター及びクレジット管理センターなどへの監査を実施し、経営活動の遂行状況、コンプライアンス及びリスク管理を含む内部管理態勢の適切性と有効性を検証しております。

更に、銀行代理業務委託先である日本郵便株式会社に対して監査を実施しており、銀行代理業務に関するコンプライアンス及びリスク管理を含む内部管理態勢の適切性を検証しております。

監査において認められた重要な問題点については、是正及び改善に向けた提言を行うこととし、改善状況を的確に把握するとともに、代表執行役社長、取締役会及び監査委員会に報告しております。

2021年3月末日現在における監査部門の人員は、約120人となっております。

### (b) 内部監査、監査委員会監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

監査部門は、内部監査の実施状況及び結果について定期的に監査委員会に報告し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項については速やかに監査委員に報告することとしております。

監査委員会は、内部統制部門から定期的に又は随時に報告を受け、必要と認めた場合は説明又は調査を求めることとしております。また、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的に監査実施報告を受けるほか、会計監査上の重要なポイント等を常に把握するため、必要に応じて意見交換を行うなどの連携を図っております。

これらに加え、監査部門、監査委員会及び会計監査人は、必要に応じて情報交換を行うことにより、適切な監査を行うための連携強化に努めております。

## 会計監査の状況

### (a) 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人(継続監査期間 15年間)

### (b) 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員：前野 充次(継続監査期間 1年間)、菅野 雅子(同 2年間)、岡田 英樹(同 2年間)

### (c) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士12名、その他28名

### (d) 監査法人の選定方針と理由

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針であります。また、監査委員会は、会計監査人の職務遂行の状況等を総合的に勘案し、必要と判断したときにおいては、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針であります。この方針に基づき、有限責任 あずさ監査法人の職務遂行の状況、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるか総合的に勘案し、同監査法人を会計監査人として選定しております。

### (e) 監査委員会による監査法人の評価

監査委員会は、当事業年度の有限責任 あずさ監査法人の職務執行の状況、監査体制等について「会計監査人の選任等に関する評価基準」に基づき検討した結果、解任事由に該当する事項は認められず、また、会計監査人の品質管理体制、独立性・適切性、監査報酬の水準等は適切であると評価いたしました。

なお、会計監査人の評価にあたっては、「会計監査人の選任等に関する評価基準」に基づき、次の項目について、確認することとしております。

- イ．会社法に定める解任事由の該当有無
- ロ．監査法人の品質管理体制

- 八．監査チームの独立性・適切性
- 二．監査報酬の水準(報酬単位及び監査計画時間を含む)、非監査報酬がある場合はその内容及び水準
- ホ．監査委員会とのコミュニケーション
- ヘ．経営者及び内部監査部門とのコミュニケーション
- ト．不正リスクへの対応体制

監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	195	12	196	11
連結子会社	9	-	17	-
計	204	12	213	11

(注) 当行が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の内容は、以下のとおりであります。

前連結会計年度

当行は、監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である自己資本比率算定に関する合意された手続による調査業務の委託等の対価を支払っております。

当連結会計年度

当行は、監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である自己資本比率算定に関する合意された手続による調査業務の委託等の対価を支払っております。

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMGメンバーファーム)に属する者に対する報酬((a)を除く。)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	-	-	1
連結子会社	-	5	-	10
計	-	5	-	11

(注) 当行及び当行の連結子会社が監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMGメンバーファーム)に属する者に対して支払っている非監査業務の内容は、以下のとおりであります。

前連結会計年度

当行の連結子会社は、監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMGメンバーファーム)に属する者に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である税務に関するアドバイザリー業務の対価を支払っております。

当連結会計年度

当行は、監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMGメンバーファーム)に属する者に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である統合報告書の相談対応業務の対価を支払っております。

また、当行の連結子会社は、監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMGメンバーファーム)に属する者に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である税務に関するアドバイザリー業務の対価を支払っております。

(c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度

当行の連結子会社であるSDPセンター株式会社(現：ゆうちょローンセンター株式会社)は、EY新日本有限責任監査法人に対して、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

当連結会計年度

該当事項はありません。

(d) 監査報酬の決定方針

監査報酬については、監査日数・業務の内容等を勘案し、監査委員会の同意の下、決定しております。

(e) 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査計画と実績を確認した上で、当事業年度の監査予定時間及び報酬見積額の妥当性等を検討した結果、これらについて適切と判断したため、会計監査人の報酬等について同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

当行の取締役及び執行役の報酬については、報酬委員会が「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を次のとおり定め、この方針に則って報酬額を決定しております。

(a) 報酬体系

- イ．取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬を支給する。
- ロ．当行の取締役が受ける報酬については、経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、職責に応じた確定金額報酬を支給するものとする。
- ハ．当行の執行役が受ける報酬については、職責に応じた基本報酬(確定金額報酬)及び業績連動型の株式報酬を支給するものとし、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する仕組みとする。

(b) 取締役の報酬

取締役の報酬については、経営の監督という主たる役割を踏まえ、職責に応じた一定水準の確定金額報酬を支給し、その水準については取締役としての職責の大きさ並びに当行の現況を考慮して相応な程度とする。

(c) 執行役の報酬

執行役の報酬については、役位によって異なる責任の違い等を踏まえ、その職責に応じた一定水準の基本報酬(確定金額報酬)及び経営計画の達成状況等を反映させた業績連動型の株式報酬を支給する。

基本報酬の水準については執行役の職責の大きさと当行の現況を考慮して相応な程度とする。

株式報酬については、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの観点から、別に定める職責に応じた基本ポイント及び個人別評価に基づく評価ポイントに経営計画の達成状況等に応じて変動する係数を乗じて算出されるポイントを毎年付与し、退任時に累積されたポイントに応じた株式を給付するものとする。ただし、そのうちの一定割合については、株式を換価して得られる金銭を給付するものとする。

なお、特別な業務知識・技能が必要な分野を担当する執行役であって、その職責に応じた報酬によっては他社において当該分野を担当する役員が一般に受ける報酬水準を著しく下回ることとなる者については、職責に応じた報酬に代え、他社の報酬水準を参考とした報酬とすることができる。

業績連動型報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動型報酬の額の決定方法

会社業績に係る指標については、経営計画の達成度等について総合的な判断を行うため、複数の異なるカテゴリーから指標を設定することとし、当行の事業形態・内容に適したものとして、「当期純利益」、「総預かり資産営業及び役務手数料拡充」及び「運用高度化及びリスク管理高度化」をその指標としております。

執行役の業績連動型報酬の額の決定方法については、上記 (c)をご参照ください。

なお、業績連動型報酬とそれ以外の報酬等の支給割合の決定方針は定めておりません。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

役員区分	対象となる 役員の員数(名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			
			固定報酬	業績連動型 株式報酬	退職慰労金	その他
取締役 (社外取締役 を除く。)	2名	27	27	-	-	0
執行役	28名	722	617	90	11	2
社外役員	11名	63	63	-	-	-

- (注) 1．取締役と執行役の兼務者に対しては、取締役としての報酬等は支給しておりません。  
2．上記員数は、無報酬の取締役1名を除いております。  
3．業績連動型株式報酬には、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。業績連動型株式報酬制度については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (8) 役員・従業員株式所有制度の内容」をご参照ください。  
4．役員退職慰労金制度は2013年6月に廃止しておりますが、引き続き在任する役員に対しては、制度廃止までの在任期間に係る役員退職慰労金を退任時に支給することとしております。  
5．賞与の支給はありません。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

当事業年度における当該業績連動型報酬に係る指標の目標、実績

指標	目標	実績
当期純利益	親会社株主に帰属する当期純利益：2,800億円	親会社株主に帰属する当期純利益：2,801億円
総預かり資産営業及び役務手数料拡充	資産運用商品残高：+3,215億円 役務収支：+1,305億円	資産運用商品残高：29億円 役務収支：+1,279億円
運用高度化及びリスク管理高度化	運用パフォーマンスの評価 リスク性資産、戦略投資領域拡充	リスク抑制的なポートフォリオ運営方針の下、相場回復局面における限定的なリスクテイク(割安な局面での投資機会の確保)及び株式ヘッジの見送り等により、総合損益を改善。 適切なリスク管理の下、リスク性資産、戦略投資領域を拡充。  リスク性資産残高：91.1兆円 (うち戦略投資領域：4.3兆円)  参考：前事業年度 リスク性資産残高：84.9兆円 (うち戦略投資領域：3.3兆円)

方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容、裁量の範囲及び報酬額等の決定に関する手続の概要、並びに当事業年度に係る会社役員の個人別の報酬等の内容が方針に沿うと報酬委員会が判断した理由

当行は、指名委員会等設置会社として、報酬委員会を設けており、当該委員会において、「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を決定し、当該方針に基づき、取締役及び執行役の職責・役位に応じた報酬水準の相当性などについて多角的な検討を行い、「役位別基本報酬」、「役位別付与ポイント算定基準」及び執行役の業績連動型株式報酬について定める「株式会社ゆうちょ銀行役員株式報酬規程」を定めております。

報酬委員会は、当該方針又は当該規程に基づき、取締役及び執行役の役位に応じた個人別の報酬額並びに業績等に応じた個人別の株式報酬に係る付与ポイントを決定しており、それぞれの内容は当該方針に沿うものであると判断しております。

報酬委員会の活動状況

開催日	委員の出席状況	主な議案
2020年4月28日	3名(3名中)	・2019年度の執行役に対する業績連動型株式報酬に係る個人別付与ポイント
2020年5月15日	3名(3名中)	・2019年度の執行役に対する業績連動型株式報酬に係る個人別付与ポイント決定
2020年6月16日	4名(4名中)	・取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針制定 ・2020年度役位別基本報酬及び役位別付与ポイント算定基準決定 ・2020年度会社業績指標等決定 ・2020年度の取締役及び執行役の個人別の基本報酬決定 ・退任執行役に対する業績連動型株式報酬に係る個人別付与ポイント決定
2020年10月20日	4名(4名中)	・役員報酬における会社業績評価方法

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当行は、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式については、純投資目的としております。

上記以外の投資株式については、純投資目的以外の投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(a) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)
上場株式	-	-
非上場株式	2	1,005

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得価 額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	-	-	-
非上場株式	1	1,000	発行会社との取引関係を維持強化するため

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

(b) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)
上場株式	-	-	-	-
非上場株式	1	9,500	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の合計額 (百万円)	売却損益の合計額 (百万円)	評価損益の合計額 (百万円)
上場株式	-	-	-
非上場株式	-	-	-

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自2020年4月1日 至2021年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自2020年4月1日 至2021年3月31日)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し情報を入手するとともに、外部団体による研修に参加することにより会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての確に対応できる体制の整備を行っております。  
また、適正な連結財務諸表等を作成するための社内規程、マニュアル等の整備を行っております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当連結会計年度 (2021年3月31日)	
<b>資産の部</b>				
現金預け金		51,665,251		60,769,486
コールローン		1,040,000		1,390,000
買現先勘定		9,731,897		9,721,360
債券貸借取引支払保証金		112,491		-
買入金銭債権		315,812		362,212
商品有価証券		31		13
金銭の信託		4,549,736		5,547,574
有価証券	1,2,6	135,204,565	1,2,6	138,204,256
貸出金	3,4,5,7	4,961,733	3,4,5,7	4,691,723
外国為替		147,469		80,847
その他資産	6	2,816,182	6	2,857,615
有形固定資産	8	193,952	8	198,137
建物		79,008		84,182
土地		67,250		67,250
建設仮勘定		1,427		93
その他の有形固定資産		46,265		46,611
無形固定資産		47,318		48,286
ソフトウェア		37,215		29,386
その他の無形固定資産		10,103		18,899
繰延税金資産		125,468		93
貸倒引当金		1,031		935
資産の部合計		210,910,882		223,870,673

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当連結会計年度 (2021年3月31日)	
<b>負債の部</b>				
貯金	6,10	183,001,984	6,10	189,588,549
売現先勘定	6	14,855,624	6	14,886,481
債券貸借取引受入担保金	6	2,219,384	6	1,504,543
借入金	6	10,100	6	3,917,500
外国為替		511		514
その他負債		1,597,067		1,536,281
賞与引当金		7,478		7,582
退職給付に係る負債		134,232		133,542
従業員株式給付引当金		605		535
役員株式給付引当金		311		303
睡眠貯金払戻損失引当金		80,324		73,830
繰延税金負債		-		826,179
負債の部合計		201,907,626		212,475,846
<b>純資産の部</b>				
資本金		3,500,000		3,500,000
資本剰余金		4,296,285		4,296,514
利益剰余金		2,563,840		2,750,234
自己株式		1,300,881		1,300,844
株主資本合計		9,059,245		9,245,904
その他有価証券評価差額金		256,874		2,488,982
繰延ヘッジ損益		327,940		370,486
退職給付に係る調整累計額		5,131		5,687
その他の包括利益累計額合計		65,935		2,124,183
非支配株主持分		9,945		24,739
純資産の部合計		9,003,256		11,394,827
負債及び純資産の部合計		210,910,882		223,870,673

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
経常収益	1,799,544	1,946,728
資金運用収益	1,317,832	1,198,391
貸出金利息	11,113	10,186
有価証券利息配当金	1,279,804	1,162,011
コールローン利息	62	191
買現先利息	4,663	3,675
債券貸借取引受入利息	674	331
預け金利息	27,824	28,031
その他の受入利息	3,016	1,315
役務取引等収益	160,564	157,375
その他業務収益	212,888	293,680
その他経常収益	108,258	297,280
貸倒引当金戻入益	-	59
償却債権取立益	23	24
その他の経常収益	<sup>1</sup> 108,235	<sup>1</sup> 297,196
経常費用	1,420,406	1,552,506
資金調達費用	346,634	241,154
貯金利息	<sup>4</sup> 55,096	<sup>4</sup> 38,323
売現先利息	78,877	13,368
債券貸借取引支払利息	49,605	6,908
コマーシャル・ペーパー利息	614	250
借入金利息	-	1,000
その他の支払利息	162,439	181,303
役務取引等費用	31,673	29,433
その他業務費用	4,390	64,484
営業経費	<sup>2</sup> 1,019,570	<sup>2</sup> 1,009,358
その他経常費用	18,136	208,075
貸倒引当金繰入額	116	-
その他の経常費用	<sup>3</sup> 18,019	<sup>3</sup> 208,075
経常利益	379,137	394,221
特別利益	48	-
負ののれん発生益	48	-
特別損失	554	1,566
固定資産処分損	532	560
減損損失	0	1,006
段階取得に係る差損	21	-
税金等調整前当期純利益	378,631	392,654
法人税、住民税及び事業税	101,366	124,350
法人税等調整額	4,314	11,225
法人税等合計	105,680	113,124
当期純利益	272,950	279,529
非支配株主に帰属する当期純損失( )	485	600
親会社株主に帰属する当期純利益	273,435	280,130

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	272,950	279,529
その他の包括利益	1 2,450,194	1 2,190,854
その他有価証券評価差額金	2,183,250	2,232,843
繰延ヘッジ損益	265,586	42,546
退職給付に係る調整額	1,357	556
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
包括利益	2,177,244	2,470,383
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,176,658	2,470,249
非支配株主に係る包括利益	585	134

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,500,000	4,296,286	2,477,878	1,300,926	8,973,237
当期変動額					
剰余金の配当			187,473		187,473
親会社株主に帰属する 当期純利益			273,435		273,435
自己株式の取得				358	358
自己株式の処分				404	404
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		0			0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	0	85,962	45	86,007
当期末残高	3,500,000	4,296,285	2,563,840	1,300,881	9,059,245

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	2,440,024	62,353	6,488	2,384,159	4,968	11,362,365
当期変動額						
剰余金の配当						187,473
親会社株主に帰属する 当期純利益						273,435
自己株式の取得						358
自己株式の処分						404
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,183,150	265,586	1,357	2,450,094	4,977	2,445,116
当期変動額合計	2,183,150	265,586	1,357	2,450,094	4,977	2,359,109
当期末残高	256,874	327,940	5,131	65,935	9,945	9,003,256

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,500,000	4,296,285	2,563,840	1,300,881	9,059,245
当期変動額					
剰余金の配当			93,736		93,736
親会社株主に帰属する 当期純利益			280,130		280,130
自己株式の取得				295	295
自己株式の処分				332	332
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		228			228
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	228	186,393	36	186,659
当期末残高	3,500,000	4,296,514	2,750,234	1,300,844	9,245,904

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	256,874	327,940	5,131	65,935	9,945	9,003,256
当期変動額						
剰余金の配当						93,736
親会社株主に帰属する 当期純利益						280,130
自己株式の取得						295
自己株式の処分						332
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						228
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,232,108	42,546	556	2,190,118	14,793	2,204,912
当期変動額合計	2,232,108	42,546	556	2,190,118	14,793	2,391,571
当期末残高	2,488,982	370,486	5,687	2,124,183	24,739	11,394,827

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	378,631	392,654
減価償却費	36,263	35,033
減損損失	0	1,006
負ののれん発生益	48	-
段階取得に係る差損益(は益)	21	-
持分法による投資損益(は益)	239	289
貸倒引当金の増減( )	72	95
賞与引当金の増減額(は減少)	380	104
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	618	2,034
従業員株式給付引当金の増減額(は減少)	233	70
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	73	7
睡眠貯金払戻損失引当金の増減( )	8,008	6,494
資金運用収益	1,317,832	1,198,391
資金調達費用	346,634	241,154
有価証券関係損益( )	19,912	214,460
金銭の信託の運用損益(は運用益)	72,838	272,749
為替差損益(は益)	87,351	461,927
固定資産処分損益(は益)	532	560
貸出金の純増( )減	334,007	268,257
貯金の純増減( )	2,004,868	6,586,564
借入金金の純増減( )	6,200	3,907,400
コールローン等の純増( )減	2,023,847	386,825
債券貸借取引支払保証金の純増( )減	112,491	112,491
コールマネー等の純増減( )	3,286,253	30,856
コマーシャル・ペーパーの純増減( )	28,029	-
債券貸借取引受入担保金の純増減( )	254,073	714,840
外国為替(資産)の純増( )減	67,072	66,622
外国為替(負債)の純増減( )	117	3
資金運用による収入	1,379,285	1,276,210
資金調達による支出	405,217	429,823
その他	360,841	131,700
小計	3,013,687	9,532,200
法人税等の支払額	77,721	100,988
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>2,935,966</b>	<b>9,431,212</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	23,045,866	30,203,051
有価証券の売却による収入	2,235,051	4,938,406
有価証券の償還による収入	19,843,681	25,240,978
金銭の信託の増加による支出	1,427,732	932,868
金銭の信託の減少による収入	632,179	745,711
有形固定資産の取得による支出	16,385	23,064
無形固定資産の取得による支出	9,193	14,160
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	487	-
その他	419	70
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,787,359</b>	<b>247,977</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
自己株式の取得による支出	358	295
自己株式の処分による収入	82	71
非支配株主からの払込みによる収入	5,590	14,980
配当金の支払額	187,553	93,804
非支配株主への配当金の支払額	26	105
連結の範囲の変更を伴わない子会社出資金の取得による支出	1	-
連結の範囲の変更を伴わない子会社出資金の売却による収入	0	12
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>182,265</b>	<b>79,141</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	223	142
<b>現金及び現金同等物の増減額（は減少）</b>	<b>966,564</b>	<b>9,104,235</b>
現金及び現金同等物の期首残高	50,633,686	51,600,251
現金及び現金同等物の期末残高	1 51,600,251	1 60,704,486

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社 4社

主要な会社名

J P インベストメント株式会社

ゆうちょローンセンター株式会社

#### (2) 非連結子会社 2社

主要な会社名

アドバンスド・フィンテック1号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の関連会社 2社

主要な会社名

日本ATMビジネスサービス株式会社

J P 投信株式会社

#### (2) 持分法非適用の非連結子会社 2社

主要な会社名

アドバンスド・フィンテック1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

#### (1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日 2社

3月末日 2社

#### (2) 12月末日を決算日とする連結子会社については、仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額(為替変動による評価差額を含む。ただし、為替変動リスクをヘッジするために時価ヘッジを適用している場合を除く)については、全部純資産直入法により処理しております。

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、株式については連結決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他の金銭の信託の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：2年～75年

無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年10月8日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、予想損失率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 従業員株式給付引当金の計上基準

従業員株式給付引当金は、従業員への当行株式の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(8) 役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、執行役への当行株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(9) 睡眠貯金払戻損失引当金の計上基準

睡眠貯金払戻損失引当金は、負債計上を中止した貯金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理

(追加情報)

当行は、2020年8月に同年10月1日を施行日とする退職手当規程の変更の決定及び周知を行い、60歳から65歳への定年延長に伴う退職一時金制度の改定を行っております。これに伴い、退職給付債務が減少し、過去勤務費用(有利差異)2,542百万円が発生しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和2年10月8日)に規定する繰延ヘッジを適用しております。

ヘッジの有効性評価の方法については、小口多数の金銭債務に対する包括ヘッジの場合には、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貯金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。

個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が金利スワップの特例処理の要件とほぼ同一となるヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建有価証券の為替相場の変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

外貨建有価証券において、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在すること等を条件に包括ヘッジとしております。

ヘッジの有効性評価は、個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。

(13) 投資信託の解約損益の計上科目

投資信託の解約損益について、信託財産構成物が債券及び債券に準ずるものは「有価証券利息配当金」、信託財産構成物が債券及び債券に準ずるもの以外は「その他の経常収益」又は「その他の経常費用」中の株式等売却益又は株式等売却損に計上しております。ただし、投資信託の「有価証券利息配当金」が全体で損となる場合は「その他業務費用」中の国債等債券償還損に計上しております。

(追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)を新たに適用したことにより、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理及び手続を開示するものであります。

(14) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち譲渡性預け金以外のものであります。

(15) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

有価証券の時価評価

当行及び連結子会社における時価で測定される有価証券の残高は多額であり、連結財務諸表に対する影響が大きいため、有価証券の時価は会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2021年3月31日)
有価証券	138,204,256

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算出方法及び主要な仮定

債券については、取引所の価格、日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値、比準価格方式により算定された価額又はブローカー等から提示された価格、投資信託の受益証券については基準価額を時価としております。比準価格方式により算定された価額又はブローカー等から提示された価格における主要な仮定は、時価評価において用いられているインプットであり、イールドカーブ、類似銘柄の価格から推計されるスプレッド等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、重要な見積りを含む市場で観察できないインプットが使用されている場合もあります。

翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することで、有価証券の時価が増減する可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大に伴い金融市場が混乱する場合、有価証券の時価評価における主要な仮定に影響が及び、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(当行執行役に信託を通じて自社の株式等を給付する取引)

当行は、当行執行役に対し、信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。

(1) 取引の概要

当行は、株式報酬規程に基づき、当行執行役にポイントを付与し、当行執行役のうち株式報酬規程に定める給付要件を満たした者(以下「受益者」という。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式を給付することとし、そのうちの一定割合については当行株式を換算して得られる金銭を本信託(株式給付信託)から給付しております。

当行執行役に対し給付する株式については、予め当行が信託設定した金銭により信託銀行が将来給付分も含めて株式市場から取得し、信託財産として分別管理しております。

(2) 信託に残存する当行株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。前連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は358百万円、株式数は282千株、当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は290百万円、株式数は228千株であります。

(当行市場部門管理社員に信託を通じて自社の株式を給付する取引)

当行は、当行市場部門管理社員に対し、信託を活用した株式給付制度を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。

(1) 取引の概要

当行は、株式給付規程に基づき、当行市場部門管理社員にポイントを付与し、当行市場部門管理社員のうち株式給付規程に定める給付要件を満たした者(以下「受益者」という。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式を本信託(株式給付信託)から給付しております。

当行市場部門管理社員に対し給付する株式については、予め当行が信託設定した金銭により信託銀行が将来給付分も含めて株式市場から取得し、信託財産として分別管理しております。

(2) 信託に残存する当行株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。前連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は523百万円、株式数は400千株、当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は555百万円、株式数は493千株であります。

## (連結貸借対照表関係)

## 1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
株式	701百万円	846百万円
出資金	- 百万円	1,477百万円

## 2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券及び有担保の消費貸借契約(代用有価証券担保付債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	1,939,840百万円	2,070,129百万円

現先取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
(再)担保に差し入れている有価証券	64,499百万円	- 百万円
当連結会計年度末に当該処分を せずに所有している有価証券	5,394,231百万円	1,894,866百万円

## 3. 貸出金のうち、破綻先債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、ありません。

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

## 4. 貸出金のうち、延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
延滞債権額	0百万円	- 百万円

なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

## 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
合計額	0百万円	- 百万円

なお、上記4. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

## 6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	17,492,933百万円	20,431,474百万円
担保資産に対応する債務		
貯金	939,049百万円	754,882百万円
売現先勘定	14,841,880百万円	14,886,481百万円
債券貸借取引受入担保金	2,168,924百万円	1,504,543百万円
借入金	10,100百万円	3,917,500百万円

上記のほか、日銀当座貸越取引、為替決済、デリバティブ取引の担保、先物取引証拠金の代用等として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
有価証券	1,494,137百万円	2,951,466百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、保証金、金融商品等差入担保金、中央清算機関差入証拠金及びその他の証拠金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
先物取引差入証拠金	147,125百万円	150,929百万円
保証金	2,046百万円	2,090百万円
金融商品等差入担保金	292,377百万円	313,549百万円
中央清算機関差入証拠金	692,575百万円	679,900百万円
その他の証拠金等	13,028百万円	208,129百万円

## 7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
融資未実行残高	49,700百万円	68,149百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消 可能なもの)	20,000百万円	35,500百万円

なお、契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。契約には必要に応じて、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶ができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

## 8. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
減価償却累計額	179,600百万円	186,453百万円

9. システムに係る役務提供契約(ハード・ソフト・通信サービス・保守等を一体として利用する複合契約)で契約により今後の支払いが見込まれる金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	406百万円	158百万円
1年超	149百万円	-百万円

10. 貯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
株式等売却益	23,131百万円	8,654百万円
金銭の信託運用益	75,239百万円	277,072百万円

2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
日本郵便株式会社の銀行代理業務等 に係る委託手数料	369,716百万円	366,358百万円
独立行政法人郵便貯金簡易生命保険 管理・郵便局ネットワーク支援機構 の郵便局ネットワーク支援業務に係 る拠出金	237,820百万円	237,439百万円

3. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
株式等売却損	11,295百万円	197,135百万円

4. 貯金利息は銀行法施行規則の費用科目「預金利息」に相当するものであります。

## (連結包括利益計算書関係)

## 1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期発生額	2,801,375百万円	3,465,125百万円
組替調整額	345,596百万円	246,946百万円
税効果調整前	3,146,972百万円	3,218,179百万円
税効果額	963,721百万円	985,335百万円
その他有価証券評価差額金	2,183,250百万円	2,232,843百万円
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
当期発生額	555,492百万円	177,663百万円
組替調整額	173,913百万円	114,017百万円
資産の取得原価調整額	1,248百万円	1,701百万円
税効果調整前	382,826百万円	65,346百万円
税効果額	117,239百万円	22,800百万円
繰延ヘッジ損益	265,586百万円	42,546百万円
<b>退職給付に係る調整額</b>		
当期発生額	13百万円	2,724百万円
組替調整額	1,943百万円	1,922百万円
税効果調整前	1,956百万円	802百万円
税効果額	599百万円	245百万円
退職給付に係る調整額	1,357百万円	556百万円
<b>持分法適用会社に対する持分相当額</b>		
当期発生額	0百万円	0百万円
組替調整額	0百万円	0百万円
税効果調整前	0百万円	0百万円
税効果額	- 百万円	- 百万円
持分法適用会社に対する 持分相当額	0百万円	0百万円
その他の包括利益合計	2,450,194百万円	2,190,854百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	4,500,000	-	-	4,500,000	
自己株式					
普通株式	751,208	308	309	751,207	(注) 1, 2, 3

- (注) 1. 普通株式の自己株式の当連結会計年度期首及び当連結会計年度末株式数には、株式給付信託により信託口が所有する当行株式がそれぞれ、683千株、682千株含まれております。
2. 普通株式の自己株式の増加308千株は、株式給付信託による取得による増加308千株及び単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。
3. 普通株式の自己株式の減少309千株は、株式給付信託による給付及び売却による減少309千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月15日 取締役会	普通株式	93,736	25.00	2019年3月31日	2019年6月19日
2019年11月14日 取締役会	普通株式	93,736	25.00	2019年9月30日	2019年12月6日

- (注) 2019年5月15日取締役会決議及び2019年11月14日取締役会決議による配当金の総額には、それぞれ株式給付信託により信託口が所有する当行株式に対する配当金17百万円及び17百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月15日 取締役会	普通株式	93,736	利益剰余金	25.00	2020年3月31日	2020年6月17日

- (注) 2020年5月15日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託により信託口が所有する当行株式に対する配当金17百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	4,500,000	-	-	4,500,000	
自己株式					
普通株式	751,207	326	288	751,246	(注) 1, 2, 3

(注) 1. 普通株式の自己株式の当連結会計年度期首及び当連結会計年度末株式数には、株式給付信託により信託口が所有する当行株式がそれぞれ、682千株、721千株含まれております。

2. 普通株式の自己株式の増加326千株は、株式給付信託による取得による増加326千株及び単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

3. 普通株式の自己株式の減少288千株は、株式給付信託による給付及び売却による減少288千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月15日 取締役会	普通株式	93,736	25.00	2020年3月31日	2020年6月17日

(注) 2020年5月15日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託により信託口が所有する当行株式に対する配当金17百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	187,473	利益剰余金	50.00	2021年3月31日	2021年6月18日

(注) 2021年5月14日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託により信託口が所有する当行株式に対する配当金36百万円が含まれております。

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金預け金勘定	51,665,251百万円	60,769,486百万円
譲渡性預け金	65,000百万円	65,000百万円
現金及び現金同等物	51,600,251百万円	60,704,486百万円

## (リース取引関係)

## オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	340	342
1年超	386	68
合計	727	410

(貸手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	101	101
1年超	101	-
合計	202	101

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預入限度額内での預金(貯金)業務、シンジケートローン等の貸出業務、有価証券投資業務、為替業務、国債、投資信託及び保険商品の窓口販売、住宅ローン等の媒介業務、クレジットカード業務などを行っております。

当行グループは、主に個人から預金の形で資金を調達し、国内債券や外国債券等の有価証券、あるいは貸出金等で運用しております。これらの金融資産及び金融負債の多くは、市場変動による価値変化等の市場リスクを伴うものであるため、将来の金利・為替変動等により安定的な期間損益の確保が損なわれる等の不利な影響が生じないように管理していく必要があります。このため、当行グループでは、資産・負債の総合管理(A L M)により収益及びリスクの適切な管理に努めており、その一環として、金利スワップ、通貨スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

また、当行グループは、2007年10月の民営化以降、運用対象の拡充を通じ、収益源泉の多様化を進める中で、金融資産に占める信用リスク資産の残高を徐々に増加させておりますが、信用リスクの顕在化等により生じる損失が過大なものとならないように、投資する銘柄や投資額に十分配慮しながら運用を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産の主なものは、国内債券や外国債券等の有価証券であり、これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク等に晒されております。また、債券等と比べると少額であります。貸付や金銭の信託を通じた株式への投資などがあります。

当行グループでは、A L Mの観点から、金利関連取引については、金利変動に伴う有価証券・貸出金・定期性預金等の将来の経済価値変動リスク・金利(キャッシュ・フロー)変動リスクを回避するためのヘッジ手段として、金利スワップ等を行っております。また、通貨関連取引については、当行グループが保有する外貨建有価証券の為替評価額及び償還金・利金の円貨換算額の為替変動リスクを回避するためのヘッジ手段として、通貨スワップ等を行っております。

なお、デリバティブ取引でヘッジを行う際には、財務会計への影響を一定の範囲にとどめるため、所定の要件を満たすものについてはヘッジ会計を適用しております。当該ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (12) ヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

リスク管理の方針

リスク管理・運営のため、経営会議の諮問機関として専門委員会(リスク管理委員会、A L M委員会)を設置し、各種リスクの特性を考慮した上でその管理状況を報告し、リスク管理の方針やリスク管理態勢などを協議しております。

信用リスクの管理

当行グループでは、信用リスク管理に関する諸規程に基づき、統計的な手法であるV a R(バリュー・アット・リスク：保有する資産・負債に一定の確率のもとで起こり得る最大の損失額を把握するための統計的手法)により信用リスク量を定量的に計測し、自己資本等の経営体力を勘案して定めた資本配賦額の範囲内に信用リスク量が収まるよう、信用リスク限度枠等の上限を設定しモニタリング・管理等を実施しております。

また、信用集中リスクを抑えるために、個社・企業グループ及び国・地域ごとにエクスポージャーの上限を設定しモニタリング・管理等を実施しております。

リスク管理統括部では、信用リスク計測、信用集中リスク管理、内部格付制度等の信用リスク管理に関する統括を、審査部では、内部格付の付与、債務者モニタリング、大口与信先管理、融資案件審査等の個別与信管理を行っております。

信用リスク管理態勢の整備・運営に関する事項及び信用リスク管理の実施に関する事項については、定期的にリスク管理委員会・A L M委員会・経営会議を開催し、協議・報告を行っております。

#### 市場リスクの管理

当行グループは、ALMに関する方針のもとで、バンキング業務として国内外の債券や株式等への投資を行っており、金利、為替、株価等の変動の影響を受けるものであることから、市場リスク管理に関する諸規程に基づき、統計的な手法であるVaRにより市場リスク量を定量的に計測し、自己資本等の経営体力を勘案して定めた資本配賦額の範囲内に市場リスク量が収まるよう、市場リスク限度枠や損失額等の上限を設定しモニタリング・管理等を実施しております。

当行グループにおいて、主要な市場リスクに係るリスク変数(金利、為替、株価)の変動の影響を受ける主たる金融商品は、「コールローン」、「買入金銭債権」、「金銭の信託」、「有価証券」、「貸出金」、「貯金」、「デリバティブ取引」であります。

当行グループではVaRの算定にあたって、ヒストリカル・シミュレーション法(保有期間240営業日(1年相当)、片側99%の信頼水準、観測期間1,200営業日(5年相当))を採用しております。なお、負債側については、内部モデルを用いて計測しております。

2020年3月31日現在での市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で2,925,366百万円であります。2021年3月31日現在での市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で3,689,515百万円であります。なお、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測するものであることから、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクについて捕捉できない場合があります。このリスクに備えるため、さまざまなシナリオを用いたストレス・テストを実施しております。

市場リスク管理態勢の整備・運営に関する事項及び市場リスク管理の実施に関する事項については、定期的にはリスク管理委員会・ALM委員会・経営会議を開催し、協議・報告を行っております。

また、当行グループでは、市場運用(国債等)中心の資産・定額貯金中心の負債という特徴を踏まえ、当行グループにおける金利リスクの重要性についても十分認識した上で、ALMにより、さまざまなシナリオによる損益シミュレーションを実施するなど、多面的に金利リスクの管理を行っており、適切にリスクをコントロールしております。

ALMに関する方針については、経営会議で協議した上で決定し、その実施状況等については、ALM委員会・経営会議に報告を行っております。

なお、デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブに関する諸規程に基づき実施しております。

#### 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループでは、資金の調達環境について常にモニタリングを行い、必要に応じて適時適切に対応するとともに、予期しない資金流出等に備えて常時保有すべき流動性資産の額を管理しております。

資金流動性リスク管理を行うにあたっては、安定的な資金繰りを達成することを目的として、資金繰りに関する指標等を設定し、モニタリング・管理等を行っております。

資金流動性リスク管理態勢の整備・運営に関する事項及び資金流動性リスク管理の実施に関する事項については、定期的にはリスク管理委員会・ALM委員会・経営会議を開催し、協議・報告を行っております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	51,665,251	51,665,251	-
(2) コールローン	1,040,000	1,040,000	-
(3) 買現先勘定	9,731,897	9,731,897	-
(4) 債券貸借取引支払保証金	112,491	112,491	-
(5) 買入金銭債権	315,812	315,812	-
(6) 商品有価証券			
売買目的有価証券	31	31	-
(7) 金銭の信託	4,181,926	4,179,289	2,637
(8) 有価証券			
満期保有目的の債券	24,170,708	24,661,546	490,838
その他有価証券	109,282,514	109,282,514	-
(9) 貸出金	4,961,733		
貸倒引当金(*1)	104		
	4,961,628	4,969,048	7,419
資産計	205,462,263	205,957,884	495,620
(1) 貯金	183,001,984	183,046,848	44,863
(2) 売現先勘定	14,855,624	14,855,624	-
(3) 債券貸借取引受入担保金	2,219,384	2,219,384	-
(4) 借入金	10,100	10,100	-
負債計	200,087,094	200,131,957	44,863
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	158	158	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(542,100)	(542,100)	-
デリバティブ取引計	(541,942)	(541,942)	-

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	60,769,486	60,769,486	-
(2) コールローン	1,390,000	1,390,000	-
(3) 買現先勘定	9,721,360	9,721,360	-
(4) 債券貸借取引支払保証金	-	-	-
(5) 買入金銭債権	362,212	362,212	-
(6) 商品有価証券 売買目的の有価証券	13	13	-
(7) 金銭の信託	5,099,821	5,083,744	16,076
(8) 有価証券 満期保有目的の債券	25,178,079	25,416,257	238,178
その他有価証券	110,713,723	110,713,723	-
(9) 貸出金 貸倒引当金(*1)	4,691,723 145		
	4,691,577	4,710,098	18,520
資産計	217,926,276	218,166,898	240,621
(1) 貯金	189,588,549	189,636,410	47,861
(2) 売現先勘定	14,886,481	14,886,481	-
(3) 債券貸借取引受入担保金	1,504,543	1,504,543	-
(4) 借入金	3,917,500	3,917,500	-
負債計	209,897,073	209,944,935	47,861
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(6,066)	(6,066)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(785,271)	(785,271)	-
デリバティブ取引計	(791,337)	(791,337)	-

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。  
満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン、(3) 買現先勘定、(4) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 買入金銭債権

ブローカー等から提示された価格を時価としております。

(6) 商品有価証券

日本銀行の買取価格を時価としております。

(7) 金銭の信託

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券のうち、株式については取引所の価格、債券については日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値を時価としております。デリバティブ取引については、情報ベンダーが提供する価格等を時価としております。また、貸出金については貸出金ごとに、元利金の合計額を当該貸出金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(8) 有価証券

債券については、取引所の価格、日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値、比準価格方式により算定された価額又はブローカー等から提示された価格を時価としております。また、投資信託の受益証券については、基準価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(9) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金ごとに、元利金の合計額を当該貸出金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

また、貸出金のうち貯金担保貸出等、当該貸出を担保資産の一定割合の範囲内に限っているものについては、返済期間及び金利条件等により、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 貯金

振替貯金、通常貯金等の要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしてしております。

定期貯金、定額貯金等の定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フロー発生見込額を割り引いて現在価値を算定しております。なお、定額貯金については過去の実績から算定された期限前解約率を将来のキャッシュ・フロー発生見込額に反映しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に適用する利率を用いております。

(2) 売現先勘定、(3) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金については、将来のキャッシュ・フロー発生見込額を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)、通貨関連取引(為替予約、通貨スワップ)、株式関連取引(株式指数先物)、債券関連取引(債券先物)、クレジット・デリバティブ取引(クレジット・デフォルト・スワップ)等であり、取引所の価格、割引現在価値等により時価を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(7) 金銭の信託」及び「資産(8) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
金銭の信託(*1)	367,810	447,752
有価証券		
非上場株式(*2)	10,654	24,170
投資信託(*3)	1,692,354	2,217,712
組合出資金(*4)	48,333	70,176
その他	-	393
合計	2,119,152	2,760,205

(\*1) 金銭の信託のうち、信託財産構成物が私募リートなど時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*3) 投資信託のうち、信託財産構成物が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(\*4) 組合出資金については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	51,331,877	-	-	-	-	-
コールローン	1,040,000	-	-	-	-	-
買現先勘定	9,731,897	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	112,491	-	-	-	-	-
買入金銭債権	12,044	20,356	23,836	76,319	34,107	147,088
有価証券	14,590,455	30,762,339	15,555,202	6,699,997	10,015,666	15,367,944
満期保有目的の債券	2,753,916	15,129,805	3,149,289	252,456	1,378,045	1,500,061
うち国債	2,726,900	14,981,100	2,053,300	-	-	1,284,000
地方債	7,116	68,635	383,573	97,320	583,371	-
社債	19,900	80,070	712,415	155,136	794,673	216,061
その他有価証券のうち満期があるもの	11,836,538	15,632,534	12,405,913	6,447,540	8,637,620	13,867,883
うち国債	4,874,417	7,346,387	4,613,904	3,327,341	4,390,657	6,792,700
地方債	1,182,344	1,410,522	1,142,129	594,633	452,122	-
短期社債	807,000	-	-	-	-	-
社債	1,272,210	1,956,271	1,461,105	820,646	524,300	1,035,111
その他の証券	3,700,566	4,919,353	5,188,774	1,704,919	3,270,541	6,040,072
貸出金	3,155,471	616,403	387,376	237,915	288,340	270,443
合計	79,974,238	31,399,099	15,966,415	7,014,232	10,338,114	15,785,477

## 当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	60,465,645	-	-	-	-	-
コールローン	1,390,000	-	-	-	-	-
買現先勘定	9,721,360	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	3,666	37,072	32,159	58,153	81,957	148,106
有価証券	15,047,017	29,271,851	8,642,131	9,805,391	10,049,266	18,294,298
満期保有目的の債券	6,362,407	11,507,925	1,198,328	822,487	1,398,730	3,878,818
うち国債	6,304,300	10,730,100	-	-	-	3,550,000
地方債	42,607	174,212	671,088	138,904	855,960	-
社債	15,500	603,613	527,240	683,583	542,770	328,818
その他有価証券のうち満期があるもの	8,684,609	17,763,926	7,443,802	8,982,904	8,650,536	14,415,480
うち国債	2,328,274	9,359,310	1,318,510	4,374,471	4,576,298	6,952,100
地方債	694,718	1,380,556	745,369	636,989	106,396	-
短期社債	1,869,500	-	-	-	-	-
社債	994,068	1,805,356	1,400,068	761,350	496,400	926,570
その他の証券	2,798,048	5,218,702	3,979,854	3,210,093	3,471,441	6,536,809
貸出金	2,464,331	695,648	549,390	254,418	386,697	334,474
合計	89,092,022	30,004,572	9,223,680	10,117,963	10,517,920	18,776,879

## (注4) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
貯金(*)	105,874,459	15,016,765	13,244,338	15,125,567	33,740,852	-
売現先勘定	14,855,624	-	-	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	2,219,384	-	-	-	-	-
借入金	5,100	2,600	2,400	-	-	-
合計	122,954,569	15,019,365	13,246,738	15,125,567	33,740,852	-

(\*) 貯金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
貯金(*)	117,631,529	11,086,454	11,688,362	21,295,472	27,886,729	-
売現先勘定	14,886,481	-	-	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	1,504,543	-	-	-	-	-
借入金	3,904,600	7,700	5,200	-	-	-
合計	137,927,154	11,094,154	11,693,562	21,295,472	27,886,729	-

(\*) 貯金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

有価証券の時価等に関する事項は次のとおりであります。

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」が含まれております。

また、「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

売買目的有価証券において、損益に含まれた評価差額はありませぬ。

当連結会計年度(2021年3月31日)

売買目的有価証券において、損益に含まれた評価差額はありませぬ。

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	20,804,000	21,279,726	475,726
	地方債	546,335	549,334	2,998
	社債	1,250,441	1,267,850	17,409
	小計	22,600,777	23,096,911	496,134
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	234,148	233,940	208
	地方債	600,452	599,119	1,332
	社債	735,330	731,575	3,754
	小計	1,569,931	1,564,634	5,296
合計		24,170,708	24,661,546	490,838

当連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	18,677,079	18,933,328	256,249
	地方債	1,034,174	1,037,327	3,152
	社債	1,324,166	1,335,856	11,690
	小計	21,035,420	21,306,512	271,092
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	1,899,303	1,873,734	25,569
	地方債	857,086	855,539	1,547
	社債	1,386,269	1,380,471	5,797
	小計	4,142,659	4,109,745	32,914
合計		25,178,079	25,416,257	238,178

## 3. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額(注)1 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券	38,512,761	37,607,986	904,775
	国債	30,054,591	29,222,557	832,033
	地方債	4,060,016	4,033,405	26,611
	短期社債	-	-	-
	社債	4,398,154	4,352,023	46,130
	その他	17,336,223	16,087,226	1,248,996
	うち外国債券	13,386,880	12,368,771	1,018,109
	うち投資信託 (注)2	3,758,275	3,529,533	228,742
	小計	55,848,985	53,695,213	2,153,772
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	6,854,219	6,901,858	47,638
	国債	2,543,373	2,581,183	37,810
	地方債	779,544	780,480	935
	短期社債	806,975	806,975	-
	社債	2,724,326	2,733,218	8,892
	その他	46,960,122	49,818,126	2,858,003
	うち外国債券	10,319,989	10,908,673	588,683
	うち投資信託 (注)2	36,450,387	38,719,545	2,269,158
	小計	53,814,342	56,719,984	2,905,642
合計		109,663,327	110,415,197	751,869

(注) 1. 差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は308,341百万円(費用)であります。

2. 投資信託の投資対象は主として外国債券であります。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	連結貸借対照表計上額(百万円)
株式	9,953
投資信託	1,692,354
組合出資金	48,333
その他	-
合計	1,750,640

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額(注)1 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券	31,908,997	31,257,734	651,262
	国債	23,640,387	23,047,518	592,868
	地方債	3,277,504	3,260,034	17,470
	短期社債	-	-	-
	社債	4,991,105	4,950,182	40,923
	その他	62,306,084	60,291,563	2,014,520
	うち外国債券	19,267,470	18,156,915	1,110,554
	うち投資信託 (注)2	42,831,251	41,928,585	902,666
	小計	94,215,081	91,549,298	2,665,783
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	9,915,164	9,968,604	53,440
	国債	6,276,707	6,326,778	50,070
	地方債	325,048	325,346	297
	短期社債	1,869,535	1,869,535	-
	社債	1,443,873	1,446,945	3,072
	その他	7,010,689	7,216,565	205,875
	うち外国債券	4,237,646	4,316,801	79,155
	うち投資信託 (注)2	2,553,193	2,679,643	126,450
	小計	16,925,854	17,185,170	259,316
合計		111,140,936	108,734,468	2,406,467

(注) 1. 差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は173,512百万円(収益)であります。

2. 投資信託の投資対象は主として外国債券であります。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	連結貸借対照表計上額(百万円)
株式	23,323
投資信託	2,217,712
組合出資金	68,699
その他	393
合計	2,310,129

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### 4. 連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度及び当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。

5. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	98,055	8,143	1,868
債券	988,246	6,217	2,651
国債	985,609	6,217	2,578
社債	2,637	-	72
その他	1,148,749	19,518	9,427
うち外国債券	341,093	4,531	-
うち投資信託	807,655	14,987	9,427
合計	2,235,051	33,879	13,946

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	-	-	-
債券	1,672,266	2,846	44,514
国債	1,671,527	2,846	44,505
社債	738	-	9
その他	3,266,139	44,312	217,105
うち外国債券	2,503,750	35,657	19,969
うち投資信託	762,388	8,654	197,135
合計	4,938,406	47,158	261,619

6. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、20百万円であります。

当連結会計年度における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として次のとおりであります。

ア 有価証券(債券及び債券に準ずるものに限る)

- ・時価が取得原価の70%以下の銘柄

イ 有価証券(上記ア以外)

- ・時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(金銭の信託関係)

金銭の信託の時価等に関する事項は次のとおりであります。

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	4,181,926	3,366,562	815,364	869,238	53,874

(注) 1. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他の金銭の信託

	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他の金銭の信託	367,810

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他の金銭の信託」には含めておりません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	5,099,821	3,744,714	1,355,107	1,375,644	20,537

(注) 1. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他の金銭の信託

	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他の金銭の信託	447,752

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他の金銭の信託」には含めておりません。

#### 4. 減損処理を行った金銭の信託

運用目的の金銭の信託以外の金銭の信託において信託財産を構成している有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、9,212百万円であります。

当連結会計年度における減損処理額は、5,528百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として次のとおりであります。

ア 有価証券(債券及び債券に準ずるものに限る)

- ・時価が取得原価の70%以下の銘柄

イ 有価証券(上記ア以外)

- ・時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2020年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	370,090
その他有価証券	443,761
その他の金銭の信託	813,852
( )繰延税金負債	113,393
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	256,696
( )非支配株主持分相当額	177
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	256,874

- (注) 1. その他有価証券の評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は308,341百万円(費用)であります。
2. 評価差額には、組合財産であるその他有価証券等に係る評価差額232百万円(損)及び時価を把握することが極めて困難と認められる金銭の信託の信託財産構成物である外貨建その他有価証券に係る為替換算差額1,511百万円(損)を含めております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	3,588,270
その他有価証券	2,235,145
その他の金銭の信託	1,353,124
( )繰延税金負債	1,098,729
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,489,540
( )非支配株主持分相当額	558
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	2,488,982

- (注) 1. その他有価証券の評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は173,512百万円(収益)であります。
2. 評価差額には、時価を把握することが極めて困難と認められる外貨建その他有価証券に係る為替換算差額及び組合財産であるその他有価証券に係る評価差額2,190百万円(益)、並びに時価を把握することが極めて困難と認められる金銭の信託の信託財産構成物である外貨建その他有価証券に係る為替換算差額1,982百万円(損)を含めております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	146,267	127,766	34,182	34,182
	受取変動・支払固定	162,156	141,370	34,764	34,764
合計				582	582

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	285,497	-	1,302	1,302
	買建	148,351	-	289	289
合計				1,013	1,013

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	574,082	-	17,612	17,612
	買建	559,872	-	11,117	11,117
合計				6,495	6,495

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物 売建	35,773	-	698	698
合計				698	698

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
2. 時価の算定  
大阪取引所における最終の価格によっております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物 売建	17,932	-	403	403
合計				403	403

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
2. 時価の算定  
ユーレックス取引所における最終の価格によっております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物 売建	19,470	-	147	147
合計				147	147

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
2. 時価の算定  
ユーレックス取引所における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ 売建	28,088	28,088	651	651
合計				651	651

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
2. 時価の算定  
割引現在価値により算定しております。  
3. 「売建」は信用リスクの引受取引であります。

当連結会計年度(2021年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ 売建	28,107	28,107	576	576
合計				576	576

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
2. 時価の算定  
割引現在価値により算定しております。  
3. 「売建」は信用リスクの引受取引であります。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### (1) 金利関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ 受取固定・支払変動	その他有価証券 (国債、外国証券) 貯金	3,400,000	3,400,000	59,751
	受取変動・支払固定		5,513,409	4,894,995	525,138
合計					465,386

- (注) 1. 繰延ヘッジによっております。  
2. 時価の算定  
割引現在価値により算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ 受取固定・支払変動	その他有価証券 (国債、外国証券) 貯金	3,400,000	3,400,000	40,662
	受取変動・支払固定		4,736,647	3,574,948	233,971
合計					193,308

- (注) 1. 繰延ヘッジによっております。  
2. 時価の算定  
割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	通貨スワップ	その他有価証券 (外国証券)	7,426,920	6,585,868	80,233
ヘッジ対象に 係る損益を 認識する方法	通貨スワップ 為替予約	その他有価証券 (外国証券)	411,296	411,296	5,989
	売建		2,722,207	-	9,509
合計					76,713

(注) 1. 主として繰延ヘッジによっております。  
2. 時価の算定  
割引現在価値により算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	通貨スワップ	その他有価証券 (外国証券)	8,073,418	7,167,516	409,961
ヘッジ対象に 係る損益を 認識する方法	通貨スワップ 為替予約	その他有価証券 (外国証券)	911,908	532,259	39,259
	売建		3,096,033	-	142,741
合計					591,962

(注) 1. 主として繰延ヘッジによっております。  
2. 時価の算定  
割引現在価値により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行及び連結子会社は、退職手当規程に基づく社内積立の退職一時金制度を採用しております。

なお、当行は、2015年10月1日より、共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として導入された、「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)」に基づく退職等年金給付制度が適用されております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	134,837	134,232
勤務費用	7,113	6,851
利息費用	943	935
数理計算上の差異の発生額	13	351
退職給付の支払額	8,512	5,443
過去勤務費用の発生額	-	2,542
その他	163	139
退職給付債務の期末残高	134,232	133,542

(注) 当連結会計年度において、60歳から65歳への定年延長に伴う退職一時金制度の改定を行ったため、過去勤務費用が発生しております。

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	134,232	133,542
連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債	134,232	133,542

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	7,113	6,851
利息費用	943	935
数理計算上の差異の費用処理額	782	761
過去勤務費用の費用処理額	1,161	1,330
その他	77	32
確定給付制度に係る退職給付費用	6,191	5,727

(4) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
過去勤務費用	1,161	1,211
数理計算上の差異	795	409
合計	1,956	802

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
未認識過去勤務費用	5,709	6,920
未認識数理計算上の差異	1,686	1,277
合計	7,396	8,198

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
割引率	0.7%	0.7%

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当ありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	7百万円	0百万円
退職給付に係る負債	41,108	40,900
未払事業税	3,228	5,036
繰延ヘッジ損益	144,765	167,565
睡眠貯金払戻損失引当金	24,599	22,610
減価償却限度超過額	8,775	7,762
金銭の信託評価損	1,680	3,123
その他	22,429	32,076
繰延税金資産小計	246,593	279,076
評価性引当額	20	21
繰延税金資産合計	246,572	279,054
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	113,393	1,098,729
その他	7,709	6,411
繰延税金負債合計	121,103	1,105,140
繰延税金資産(負債)の純額	125,468百万円	826,086百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.00	0.00
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.92	0.80
住民税均等割等	0.07	0.07
所得税額控除	2.45	2.28
その他	0.58	1.20
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.91%	28.81%

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. サービスごとの情報

当行グループは、有価証券投資業務の経常収益が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. サービスごとの情報

当行グループは、有価証券投資業務の経常収益が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る)等

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	日本郵政 株式会社	東京都 千代田区	3,500,000	持株会社	被所有 直接 89.00%	グループ 運営  役員の兼任  情報通信シス テムサービス の利用契約	ブランド価値 使用料の支払 (注)1	4,169	その他の 負債	382
							情報通信シス テムサービス 利用料の支払 (注)2	2,002	その他の 負債	454

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当行が日本郵政グループに属することにより利益を享受するブランド価値は当行の業績に反映されるとの考  
え方に基づき、当該利益が反映された業績指標である前事業年度の平均貯金残高に対して、一定の料率を乗  
じて算出しております。
2. 一般取引条件を参考に定められた利用料金により、日本郵政グループ内の情報通信システムサービスに対す  
る支払を行っております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	日本郵政 株式会社	東京都 千代田区	3,500,000	持株会社	被所有 直接 89.00%	グループ 運営  役員の兼任  情報通信シス テムサービス の利用契約	ブランド価値 使用料の支払 (注)1	4,210	その他の 負債	385
							情報通信シス テムサービス 利用料の支払 (注)2	8,372	その他の 負債	1,616

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当行が日本郵政グループに属することにより利益を享受するブランド価値は当行の業績に反映されるとの考  
え方に基づき、当該利益が反映された業績指標である前事業年度の平均貯金残高に対して、一定の料率を乗  
じて算出しております。
2. 一般取引条件を参考に定められた利用料金により、日本郵政グループ内の情報通信システムサービスに対す  
る支払を行っております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当ありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等  
前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	日本郵便株式会社	東京都千代田区	400,000	郵便窓口業務等 郵便事業及び国内・国際物流事業	なし	役員 の兼任	銀行代理業等の業務に係る委託手数料の支払(注)1	369,716	その他の負債	34,555
							銀行代理業等の業務委託契約	868,934	その他の資産(注)2	810,000
							銀行窓口業務契約	-	その他の資産(注)3	3,160
							物流業務の委託契約	3,156	その他の負債	315
								(注)3	未払費用	89
親会社の子会社	日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社	東京都新宿区	3,150	通信ネットワークの維持・管理	なし	役員 の兼任 情報通信システムサービスの利用契約	情報通信システムサービス利用料の支払(注)5	16,814	未払費用	1,241

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 銀行代理業等の委託業務に関連して発生する原価等を基準に決定しております。
2. 銀行代理業務のうち貯金等の払渡しを行うために必要となる資産の前渡額であります。取引金額については、平均残高(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)を記載しております。
3. 銀行代理業務のうち顧客との受払業務の、当行と日本郵便株式会社との間の未決済額であります。取引金額については、決済取引であることから金額が多額であるため記載しておりません。
4. 一般取引条件を参考に定められた利用料金により、物品の荷役・保管・配送等の委託業務に対する手数料の支払を行っております。
5. 一般取引条件を参考に定められた利用料金により、日本郵政グループ内の情報通信システムサービスに対する支払を行っております。
6. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
7. 上記のほか、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法に基づき、2020年3月期から郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用(日本郵便株式会社が負担すべき額を除く。)は、当行及び株式会社かんぽ生命保険からの拠出金を原資として独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構から日本郵便株式会社に交付される交付金で賄われております。なお、2020年3月期に当行が支払った拠出金の額は237,820百万円であります。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	日本郵便株式会社	東京都千代田区	400,000	郵便窓口業務等  郵便事業及び国内・国際物流事業	なし	役員 の兼任  銀行代理業等の業務委託契約  銀行窓口業務契約  物流業務の委託契約	銀行代理業等の業務に係る委託手数料の支払(注)1	366,358	その他の負債	36,516
							銀行代理業等の業務に係る資金の受払	962,904	その他の資産(注)2	810,000
							銀行代理業務に係る資金の受払	-	その他の資産(注)3	10,279
							物流業務に係る委託手数料の支払(注)4	2,866	その他の負債	306
								(注)3	未払費用	50
親会社の子会社	日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社	東京都新宿区	3,150	通信ネットワークの維持・管理	なし	役員 の兼任  情報通信システムサービスの利用契約	情報通信システムサービス利用料の支払(注)5	9,945	未払費用	11

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 銀行代理業等の委託業務に関連して発生する原価等を基準に決定しております。  
2. 銀行代理業務のうち貯金等の払渡しを行うために必要となる資産の前渡額であります。取引金額については、平均残高(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)を記載しております。  
3. 銀行代理業務のうち顧客との受払業務の、当行と日本郵便株式会社との間の未決済額であります。取引金額については、決済取引であることから金額が多額であるため記載しておりません。  
4. 一般取引条件を参考に定められた利用料金により、物品の荷役・保管・配送等の委託業務に対する手数料の支払を行っております。  
5. 一般取引条件を参考に定められた利用料金により、日本郵政グループ内の情報通信システムサービスに対する支払を行っております。  
6. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。  
7. 上記のほか、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法に基づき、2020年3月期から郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用(日本郵便株式会社が負担すべき額を除く。)は、当行及び株式会社かんぽ生命保険からの拠出金を原資として独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構から日本郵便株式会社に交付される交付金で賄われております。なお、2021年3月期に当行が支払った拠出金の額は237,439百万円であります。

(工) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当ありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

日本郵政株式会社(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当ありません。

## (1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	円	2,398.98	3,033.03
1株当たり当期純利益	円	72.94	74.72

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。  
2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	9,003,256	11,394,827
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	9,945	24,739
うち非支配株主持分	百万円	9,945	24,739
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	8,993,310	11,370,088
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	3,748,792	3,748,753

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	273,435	280,130
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	273,435	280,130
普通株式の期中平均株式数	千株	3,748,764	3,748,730

4. 株式給付信託により信託口が所有する当行株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除した自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

なお、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度682千株、当連結会計年度721千株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前連結会計年度710千株、当連結会計年度744千株であります。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【連結附属明細表】

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	10,100	3,917,500	-	
借入金	10,100	3,917,500	-	2021年6月～ 2024年12月
リース債務	-	5	-	2021年4月～ 2025年7月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金は無利息であります。

3. リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、リース債務の「平均利率」の欄に記載を行っておりません。

4. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金(百万円)	3,904,600	1,500	6,200	5,200	-
リース債務(百万円)	1	1	1	1	0

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

(参考) なお、営業活動として資金調達を行っている約束手形方式によるコマーシャル・ペーパーの発行はありません。

## 【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しております。

## (2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	387,604	830,534	1,313,711	1,946,728
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (百万円)	41,976	171,799	313,516	392,654
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 金額(百万円)	33,219	124,224	226,344	280,130
1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	8.86	33.13	60.37	74.72

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期 純利益金額(円)	8.86	24.27	27.24	14.34

その他

該当事項はありません。

## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	51,663,901	60,768,034
現金	333,373	303,841
預け金	51,330,528	60,464,192
コールローン	1,040,000	1,390,000
買現先勘定	9,731,897	9,721,360
債券貸借取引支払保証金	112,491	-
買入金銭債権	315,812	362,212
商品有価証券	31	13
商品国債	31	13
金銭の信託	4,549,736	5,547,574
有価証券	2,6 135,198,460	2,6 138,183,264
国債	53,636,113	50,493,477
地方債	5,986,349	5,493,814
短期社債	806,975	1,869,535
社債	9,108,252	9,145,414
株式	1 3,255	1 13,755
その他の証券	1 65,657,514	1 71,167,266
貸出金	3,4,5,7 4,961,733	3,4,5,7 4,691,723
証書貸付	4,817,573	4,592,100
当座貸越	144,159	99,623
外国為替	147,469	80,847
外国他店預け	147,469	80,847
その他資産	2,816,117	2,857,518
未決済為替貸	24,721	24,717
前払費用	2,302	3,992
未収収益	207,314	178,038
先物取引差入証拠金	147,125	150,929
先物取引差金勘定	-	147
金融派生商品	331,589	114,058
金融商品等差入担保金	292,377	313,549
その他の資産	6 1,810,685	6 2,072,084
<b>有形固定資産</b>	<b>193,752</b>	<b>197,940</b>
建物	78,895	84,074
土地	67,250	67,250
建設仮勘定	1,426	91
その他の有形固定資産	46,179	46,523
<b>無形固定資産</b>	<b>47,114</b>	<b>47,992</b>
ソフトウェア	37,020	29,214
その他の無形固定資産	10,094	18,777
<b>繰延税金資産</b>	<b>127,662</b>	<b>-</b>
貸倒引当金	1,031	935
<b>資産の部合計</b>	<b>210,905,152</b>	<b>223,847,547</b>

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>負債の部</b>		
貯金	6,9 183,004,733	6,9 189,593,469
振替貯金	7,712,325	9,150,117
通常貯金	78,425,052	90,808,248
貯蓄貯金	508,971	612,591
定期貯金	5,225,651	4,709,291
特別貯金	921,218	738,060
定額貯金	90,073,256	83,436,358
その他の貯金	138,256	138,801
売現先勘定	6 14,855,624	6 14,886,481
債券貸借取引受入担保金	6 2,219,384	6 1,504,543
借入金	6 10,100	6 3,917,500
借入金	10,100	3,917,500
外国為替	511	514
未払外国為替	511	514
その他負債	1,596,945	1,535,953
未決済為替借	36,254	37,070
未払法人税等	22,222	45,974
未払費用	435,545	242,335
前受収益	68	59
先物取引差金勘定	403	-
金融派生商品	873,531	905,395
金融商品等受入担保金	21,237	-
資産除去債務	172	143
その他の負債	207,507	304,973
賞与引当金	7,331	7,408
退職給付引当金	141,628	141,740
従業員株式給付引当金	605	535
役員株式給付引当金	311	303
睡眠貯金払戻損失引当金	80,324	73,830
繰延税金負債	-	823,134
負債の部合計	201,917,500	212,485,414
<b>純資産の部</b>		
資本金	3,500,000	3,500,000
資本剰余金	4,296,285	4,296,285
資本準備金	3,500,000	3,500,000
その他資本剰余金	796,285	796,285
利益剰余金	2,563,307	2,749,408
その他利益剰余金	2,563,307	2,749,408
繰越利益剰余金	2,563,307	2,749,408
自己株式	1,300,881	1,300,844
株主資本合計	9,058,711	9,244,849
<del>その他有価証券評価差額金</del>	256,880	2,487,770
繰延ヘッジ損益	327,940	370,486
評価・換算差額等合計	71,060	2,117,283
純資産の部合計	8,987,651	11,362,133
負債及び純資産の部合計	210,905,152	223,847,547

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
経常収益	1,799,283	1,946,224
資金運用収益	1,318,014	1,198,278
貸出金利息	11,113	10,186
有価証券利息配当金	1,279,986	1,161,897
コールローン利息	62	191
買現先利息	4,663	3,675
債券貸借取引受入利息	674	331
預け金利息	27,824	28,031
その他の受入利息	3,016	1,315
役務取引等収益	160,564	157,376
受入為替手数料	82,352	86,754
その他の役務収益	78,212	70,621
その他業務収益	212,888	293,684
外国為替売買益	202,139	254,666
国債等債券売却益	10,748	38,503
金融派生商品収益	-	513
その他経常収益	107,815	296,886
貸倒引当金戻入益	-	59
償却債権取立益	23	24
株式等売却益	23,131	8,654
金銭の信託運用益	75,239	277,072
その他の経常収益	9,420	11,074
経常費用	1,420,205	1,551,899
資金調達費用	346,634	241,154
貯金利息	2 55,096	2 38,323
売現先利息	78,877	13,368
債券貸借取引支払利息	49,605	6,908
コマーシャル・ペーパー利息	614	250
借入金利息	-	1,000
金利スワップ支払利息	160,939	180,581
その他の支払利息	1,500	721
役務取引等費用	31,673	29,433
支払為替手数料	4,789	5,096
その他の役務費用	26,884	24,336
その他業務費用	4,390	64,484
国債等債券売却損	2,651	64,484
金融派生商品費用	1,739	-
営業経費	1 1,018,320	1 1,008,089
その他経常費用	19,186	208,738
貸倒引当金繰入額	116	-
株式等売却損	11,295	197,135
株式等償却	290	-
金銭の信託運用損	2,401	4,323
その他の経常費用	5,081	7,279
経常利益	379,077	394,325

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
特別損失	450	1,564
固定資産処分損	450	557
減損損失	0	1,006
税引前当期純利益	378,626	392,760
法人税、住民税及び事業税	101,266	124,123
法人税等調整額	4,315	11,200
法人税等合計	105,581	112,923
当期純利益	273,044	279,837

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	3,500,000	3,500,000	796,285	4,296,285	2,477,736
当期変動額					
剰余金の配当					187,473
当期純利益					273,044
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	-	-	85,571
当期末残高	3,500,000	3,500,000	796,285	4,296,285	2,563,307

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,300,926	8,973,095	2,440,064	62,353	2,377,710	11,350,806
当期変動額						
剰余金の配当		187,473				187,473
当期純利益		273,044				273,044
自己株式の取得	358	358				358
自己株式の処分	404	404				404
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			2,183,184	265,586	2,448,771	2,448,771
当期変動額合計	45	85,616	2,183,184	265,586	2,448,771	2,363,154
当期末残高	1,300,881	9,058,711	256,880	327,940	71,060	8,987,651

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	3,500,000	3,500,000	796,285	4,296,285	2,563,307
当期変動額					
剰余金の配当					93,736
当期純利益					279,837
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	-	-	186,100
当期末残高	3,500,000	3,500,000	796,285	4,296,285	2,749,408

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,300,881	9,058,711	256,880	327,940	71,060	8,987,651
当期変動額						
剰余金の配当		93,736				93,736
当期純利益		279,837				279,837
自己株式の取得	295	295				295
自己株式の処分	332	332				332
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			2,230,890	42,546	2,188,344	2,188,344
当期変動額合計	36	186,137	2,230,890	42,546	2,188,344	2,374,481
当期末残高	1,300,844	9,244,849	2,487,770	370,486	2,117,283	11,362,133

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額(為替変動による評価差額を含む。ただし、為替変動リスクをヘッジするために時価ヘッジを適用している場合を除く)については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、株式については決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他の金銭の信託の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：2年～75年

##### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

#### 5. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年10月8日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、予想損失率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

##### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理  
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(追加情報)

当行は、2020年8月に同年10月1日を施行日とする退職手当規程の変更の決定及び周知を行い、60歳から65歳への定年延長に伴う退職一時金制度の改定を行っております。これに伴い、退職給付債務が減少し、過去勤務費用(有利差異)2,542百万円が発生しております。

### (4) 従業員株式給付引当金

従業員株式給付引当金は、従業員への当行株式の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

### (5) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、執行役への当行株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

### (6) 睡眠貯金払戻損失引当金

睡眠貯金払戻損失引当金は、負債計上を中止した貯金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

## 6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 7. ヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和2年10月8日)に規定する繰延ヘッジを適用しております。

ヘッジの有効性評価の方法については、小口多数の金銭債務に対する包括ヘッジの場合には、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貯金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。

個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が金利スワップの特例処理の要件とほぼ同一となるヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。

### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建有価証券の為替相場の変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

外貨建有価証券において、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在すること等を条件に包括ヘッジとしております。

ヘッジの有効性評価は、個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。

## 8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### (2) 投資信託の解約損益の計上科目

投資信託の解約損益について、信託財産構成物が債券及び債券に準ずるものは「有価証券利息配当金」、信託財産構成物が債券及び債券に準ずるもの以外は「株式等売却益」又は「株式等売却損」に計上しております。ただし、投資信託の「有価証券利息配当金」が全体で損となる場合は「国債等債券償還損」に計上しております。

(追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)を新たに適用したことにより、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理及び手続を開示するものであります。

### (3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

有価証券の時価評価

当行における時価で測定される有価証券の残高は多額であり、財務諸表に対する影響が大きいため、有価証券の時価は会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

(単位：百万円)

	当事業年度 (2021年3月31日)
有価証券	138,183,264

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算出方法及び主要な仮定

債券については、取引所の価格、日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値、比準価格方式により算定された価額又はブローカー等から提示された価格、投資信託の受益証券については基準価額を時価としております。比準価格方式により算定された価額又はブローカー等から提示された価格における主要な仮定は、時価評価において用いられているインプットであり、イールドカーブ、類似銘柄の価格から推計されるスプレッド等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、重要な見積りを含む市場で観察できないインプットが使用されている場合もあります。

翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することで、有価証券の時価が増減する可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大に伴い金融市場が混乱する場合、有価証券の時価評価における主要な仮定に影響が及び、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(当行執行役に信託を通じて自社の株式等を給付する取引)

執行役に対する信託を活用した業績連動型株式報酬制度に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(当行市場部門管理社員に信託を通じて自社の株式を給付する取引)

市場部門管理社員に対する信託を活用した株式給付制度に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

## (貸借対照表関係)

## 1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
株式	3,250百万円	3,250百万円
出資金	18,854百万円	36,210百万円

## 2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券及び有担保の消費貸借契約(代用有価証券担保付債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
	1,939,840百万円	2,070,129百万円

現先取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
(再)担保に差し入れている有価証券	64,499百万円	- 百万円
当事業年度末に当該処分をせずに所有している有価証券	5,394,231百万円	1,894,866百万円

## 3. 貸出金のうち、破綻先債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額は、前事業年度末及び当事業年度末において、ありません。

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

## 4. 貸出金のうち、延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
延滞債権額	0百万円	- 百万円

なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

## 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
合計額	0百万円	- 百万円

なお、上記4. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

## 6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	17,492,933百万円	20,431,474百万円
担保資産に対応する債務		
貯金	939,049百万円	754,882百万円
売現先勘定	14,841,880百万円	14,886,481百万円
債券貸借取引受入担保金	2,168,924百万円	1,504,543百万円
借入金	10,100百万円	3,917,500百万円

上記のほか、日銀当座貸越取引、為替決済、デリバティブ取引の担保、先物取引証拠金の代用等として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
有価証券	1,494,137百万円	2,951,466百万円

また、その他の資産には、保証金、中央清算機関差入証拠金及びその他の証拠金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
保証金	1,948百万円	1,987百万円
中央清算機関差入証拠金	692,575百万円	679,900百万円
その他の証拠金等	13,028百万円	207,981百万円

## 7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
融資未実行残高	49,700百万円	68,149百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消 可能なもの)	20,000百万円	35,500百万円

なお、契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。契約には必要に応じて、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶ができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

## 8. システムに係る役務提供契約(ハード・ソフト・通信サービス・保守等を一体として利用する複合契約)で契約により今後の支払いが見込まれる金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
1年内	406百万円	158百万円
1年超	149百万円	-百万円

9. 貯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。その内訳として「振替貯金」は「当座預金」、「通常貯金」は「普通預金」、「貯蓄貯金」は「貯蓄預金」、「定期貯金」は「定期預金」、「定額貯金」及び「その他の貯金」は「その他の預金」にそれぞれ相当するものであります。また、「特別貯金」は独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構からの預り金であります。

(損益計算書関係)

1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
日本郵便株式会社の銀行代理業務等に 係る委託手数料	369,716百万円	366,358百万円
独立行政法人郵便貯金簡易生命保険 管理・郵便局ネットワーク支援機構 の郵便局ネットワーク支援業務に係 る拠出金	237,820百万円	237,439百万円

2. 貯金利息は銀行法施行規則の費用科目「預金利息」に相当するものであります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

時価のある子会社株式及び関連会社株式は前事業年度末及び当事業年度末において、該当ありません。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式及び出資金	21,890	39,246
関連会社株式	214	214
合計	22,105	39,461

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	7百万円	0百万円
退職給付引当金	43,373	43,407
未払事業税	3,222	5,024
繰延ヘッジ損益	144,765	167,565
睡眠貯金払戻損失引当金	24,599	22,610
減価償却限度超過額	8,773	7,761
金銭の信託評価損	1,680	3,123
その他	22,348	31,978
繰延税金資産合計	248,769	281,471
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	113,396	1,098,194
その他	7,709	6,411
繰延税金負債合計	121,106	1,104,605
繰延税金資産(負債)の純額	127,662百万円	823,134百万円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.00	0.00
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.92	0.80
住民税均等割等	0.07	0.07
所得税額控除	2.45	2.28
その他	0.55	1.14
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.88%	28.75%

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期 償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	-	-	-	151,797	67,723	5,469	84,074
土地	-	-	-	67,250	-	-	67,250
建設仮勘定	-	-	-	91	-	-	91
その他の有形固定 資産	-	-	-	164,880	118,356	15,609	46,523
有形固定資産計	-	-	-	384,020	186,079	21,078	197,940
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	147,787	118,572	13,864	29,214
その他の無形固定 資産	-	-	-	18,782	5	0	18,777
無形固定資産計	-	-	-	166,570	118,578	13,864	47,992

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は、資産総額の100分の1以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	1,031	935	36	994	935
一般貸倒引当金	258	280	-	258	280
個別貸倒引当金	772	655	36	736	655
賞与引当金	7,331	7,408	7,331	-	7,408
従業員株式給付引当金	605	230	301	-	535
役員株式給付引当金	311	90	98	-	303
睡眠貯金払戻損失引当金	80,324	73,830	6,586	73,738	73,830
計	89,604	82,495	14,353	74,733	83,013

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

- 一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額
- 個別貸倒引当金・・・洗替による取崩額
- 睡眠貯金払戻損失引当金・・・洗替による取崩額

【未払法人税等】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	22,222	65,345	41,593	-	45,974
未払法人税等	11,701	41,238	23,370	-	29,569
未払事業税	10,521	24,106	18,222	-	16,405

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月中
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 当行の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="https://www.jp-bank.japanpost.jp/">https://www.jp-bank.japanpost.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当行には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第14期)(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年6月18日関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月18日関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書及び確認書

第15期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年8月14日関東財務局長に提出。

第15期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月25日関東財務局長に提出。

第15期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月12日関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月18日

株式会社ゆうちょ銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 前 野 充 次

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅 野 雅 子

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡 田 英 樹

### < 財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゆうちょ銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゆうちょ銀行及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

流動性が低く市場価格がない一部の有価証券の評価の合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社ゆうちょ銀行（以下「会社」という。）の当連結会計年度の連結貸借対照表において、有価証券138,204,256百万円が計上されており、これは、連結総資産の61%に相当する。</p> <p>注記事項（金融商品関係）及び（有価証券関係）に記載されているとおり、会社は、貯金で集めた資金を主として国債、社債、外国債券、投資信託といった有価証券で運用しており、そのうちその他有価証券110,713,723百万円は時価をもって連結貸借対照表に計上されている。この中には流動性が低く市場価格がない一部の有価証券（私募債や証券化商品等）が含まれている。会社は、これらの有価証券について合理的に算定された価額をもって時価とすることとしており、主として情報ベンダーやブローカー等の第三者から入手した価格を時価として利用している。注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、第三者から入手した価格における主要な仮定として類似銘柄の価格から推計されるスプレッド等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、重要な見積りを含む市場で観察できないインプットが使用されている。</p> <p>これらの主要な仮定は、市場環境の急激な変化や金融市場の混乱が生じ、買気配と売気配の幅が著しく拡大することや流動性リスク・プレミアムが著しく拡大すること等により影響を受け、仮定が異なる場合には価格に重要な影響が及ぶ可能性がある。このため、流動性が低く市場価格がない一部の有価証券について、第三者から入手した価格を時価として利用するにあたっては、経営者の判断を伴い、合理的ではない仮定に基づいた価格を利用した場合には、それによる連結財務諸表に対する影響は重要となる可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、流動性が低く市場価格がない一部の有価証券の評価の合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、流動性が低く市場価格がない一部の有価証券の評価の合理性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>流動性が低く市場価格がない有価証券の評価に関連する内部統制の整備・運用状況を評価した。評価にあたっては、特に以下に焦点を当てた。</p> <p>複数の第三者から入手した価格を比較し、時価として利用する価格の合理性を検討する統制</p> <p>価格から推計したスプレッドの検証等による、時価として利用する価格の合理性を検討する統制</p> <p>(2) 時価の合理性の検討</p> <p>流動性が低く市場価格がない有価証券のうち、会社が複数の第三者から入手した価格間の乖離が大きい銘柄や証券化商品等、当監査法人が個別に検討を要すると判断した銘柄に対して、主に以下の手続を実施した。これらの手続の実施にあたっては、当監査法人が属するネットワークファームの金融商品の評価の専門家を関与させた。</p> <p>会社が時価として利用する価格と監査人が他の第三者より直接入手した価格を比較し、会社が時価として利用する価格が合理的な範囲であるか否かを検討した。</p> <p>会社が時価として利用する価格と監査人が独自の見積りで算定した価格を比較し、会社が時価として利用する価格が合理的な範囲であるか否かを検討した。</p>

#### 連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

### < 内部統制監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ゆうちょ銀行の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ゆうちょ銀行が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2021年 6月18日

株式会社ゆうちょ銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 前 野 充 次

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅 野 雅 子

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡 田 英 樹

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゆうちょ銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゆうちょ銀行の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

#### 流動性が低く市場価格がない一部の有価証券の評価の合理性

財務諸表の監査報告書に記載すべき監査上の主要な検討事項「流動性が低く市場価格がない一部の有価証券の評価の合理性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「流動性が低く市場価格がない一部の有価証券の評価の合理性」と実質的に同一の内容である。このため、財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略する。

### 財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。